日薬業発第426号令和4年2月9日

都道府県薬剤師会会長 殿

日本薬剤師会会長 山本 信夫 (会長印省略)

令和4年度診療報酬(調剤報酬)改定に係る答申について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和4年度診療報酬(調剤報酬)改定に係る検討状況につきましては、令和4年1月14日付け日薬業発第384号にてお知らせしたところですが、本日開催されました中央社会保険医療協議会において、後藤厚生労働大臣へ答申されましたのでお知らせいたします(別添 $1\sim2$)。

官報告示並びに関係諸通知の発出につきましては3月上旬頃となる見込みであり、詳細が分かり次第ご連絡する予定です。

また、今回の答申を受けて本会としてのコメントを公表しました(別添3)。 つきましては、貴会会員にご周知下さいますようお願い申し上げます。

<別添>

- 1. 答申書等(抜粋)
 - 答申書、附帯意見
 - 別紙1-1、1-3 (医科診療報酬点数表等、調剤報酬点数表)(抄)
 - ・別紙4、6 (療養担当規則等) 〈抄〉
- 2. 令和4年度診療報酬改定における個別項目〈抄〉
- 3. 令和4年度診療報酬(調剤報酬)改定に係る答申を受けて

 中医協 総 - 2

 4 . 2

別添1

令和4年2月9日

厚生労働大臣 後藤 茂之 殿

中央社会保険医療協議会 会 長 小塩 隆士

答 申 書

(令和4年度診療報酬改定について)

令和4年1月14日付け厚生労働省発保0114第27号をもって諮問のあった件について、別紙1-1から別紙7までの改正案を答申する。なお、答申に当たっての本協議会の意見は、別添のとおりである。

答申書附帯意見

(全般的事項)

1 近年、診療報酬体系が複雑化していることを踏まえ、患者をはじめとする関係者にとって分かりやすい診療報酬体系となるよう検討すること。

(入院医療)

- 2 一般病棟入院基本料や高度急性期医療に係る評価、地域で急性期・高度急性 期医療を集中的・効率的に提供する体制について、今回改定による影響の調 査・検証を行うとともに、入院患者のより適切な評価指標や測定方法等、入院 料の評価の在り方等について引き続き検討すること。
- 3 地域包括ケア病棟入院料、回復期リハビリテーション病棟入院料、療養病棟 入院基本料等について、今回改定による影響の調査・検証を行うとともに、求 められている役割の更なる推進や提供されている医療の実態の反映の観点か ら、入院料の評価の在り方等について引き続き検討すること。
- 4 DPC/PDPS、短期滞在手術等基本料について、今回改定による影響の 調査・検証を行うとともに、医療の質の向上と標準化に向け、診療実態を踏ま えた更なる包括払いの在り方について引き続き検討すること。

(かかりつけ医機能、リフィル処方、オンライン診療、精神医療)

- 5 かかりつけ医機能の評価について、今回改定による影響の調査・検証を行うとともに、医療計画の見直しに係る議論も踏まえながら、専門医療機関との機能分化・連携強化に資する評価の在り方等について引き続き検討すること。また、紹介状なしで受診する場合等の定額負担、紹介受診重点医療機関の入院医療の評価等について、今回改定による影響の調査・検証を行うとともに、外来医療の機能分化・強化、連携の推進について引き続き検討すること。
- 6 処方箋の様式及び処方箋料の見直し等、リフィル処方箋の導入に係る取組 について、今回改定による影響の調査・検証を行うとともに、適切な運用や活 用策について引き続き検討すること。
- 7 オンライン診療について、今回改定による影響の調査・検証を行い、運用上の課題が把握された場合は速やかに必要な対応を検討するとともに、診療の有効性等に係るエビデンス、実施状況、医療提供体制への影響等を踏まえ、適切な評価の在り方等について引き続き検討すること。

8 精神医療について、今回改定による影響の調査・検証を行うとともに、適切な評価の在り方について引き続き検討すること。特に経過措置の運用について注視しつつ、精神科救急医療体制加算の評価の在り方について引き続き検討すること。

(働き方改革)

9 医師の働き方改革の推進や、看護補助者の活用及び夜間における看護業務の負担軽減、チーム医療の推進に係る診療報酬上の見直しについて、今回改定による影響の調査・検証を行うとともに、実効性のある適切な評価の在り方等について引き続き検討すること。

(在宅医療等)

10 在宅医療、在宅歯科医療、在宅訪問薬剤管理及び訪問看護の拡大と質の向上に向け、今回改定による影響の調査・検証を行うとともに、適切な評価の在り方を引き続き検討すること。

(医療技術の評価)

11 診療ガイドライン等に基づく質の高い医療を進める観点から、診療ガイドラインの改訂やレジストリ等のリアルワールドデータの解析結果を把握し、それらを踏まえた適切な医療技術の評価・再評価を継続的に行うことができるよう、医療技術の評価のプロセスも含め引き続き検討すること。また、革新的な医療機器(プログラム医療機器を含む)や検査等のイノベーションを含む先進的な医療技術について、迅速且つ安定的に患者へ供給・提供させる観点も踏まえ、有効性・安全性に係るエビデンスに基づく適切な評価の在り方を引き続き検討すること。

(歯科診療報酬)

12 院内感染防止対策に係る初診料・再診料の見直しについて、今回改定による 影響の調査・検証を行うとともに、院内感染防止対策の推進に資する評価の在 り方について引き続き検討すること。

(調剤報酬)

13 調剤基本料及び地域支援体制加算の見直しや調剤管理料及び服薬管理指導料の新設、オンライン服薬指導の見直しについて、今回改定による影響の調査・検証を行うとともに、薬局の地域におけるかかりつけ機能に応じた適切な評価、薬局・薬剤師業務の対物中心から対人中心への転換を推進するための調剤報酬の在り方について引き続き検討すること。

(後発医薬品の使用促進)

14 バイオ後続品を含む後発医薬品使用の推進について、今回改定による影響の調査・検証を行うとともに、後発医薬品の供給状況や医療機関や薬局における使用状況等も踏まえ、診療報酬における更なる使用促進策について引き続き検討すること。

(その他)

- 15 新型コロナウイルス感染症への対応に引き続き取り組みつつ、新興感染症等にも対応できる医療提供体制の構築に向け、感染対策向上加算、外来感染対策向上加算等について、今回改定による影響の調査・検証を行うとともに、診療報酬上の対応の在り方について引き続き検討すること。
- 16 オンライン資格確認システムを通じた患者情報等の活用について、今回改 定による影響の調査・検証を行うとともに、オンライン資格確認の導入状況も 踏まえ、評価の在り方について引き続き検討すること。
- 17 不妊治療について、今回改定による影響の調査・検証を行うとともに、情報 提供の在り方に関する早急な検討の必要性も踏まえ、学会等における対象家 族・年齢、治療方法、保険適用回数、情報提供等に関する検討状況を迅速に把 握しつつ、適切な評価及び情報提供の在り方等について検討すること。
- 18 医薬品、医療機器及び医療技術の評価について、保険給付範囲の在り方等に 関する議論の状況も把握しつつ、適切な評価の在り方について引き続き検討 すること。
- 19 明細書の無料発行について、施行状況や訪問看護レセプトの電子請求が始まること等を踏まえ、患者への情報提供の促進、医療の透明化の観点から、更なる促進の取組について引き続き検討すること。
- 20 施策の効果や患者への影響等について、データやエビデンスに基づいて迅速・正確に把握・検証できるようにするための方策について引き続き検討すること。

別紙1-1 医科診療報酬点数表

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
別表第一	別表第一
医科診療報酬点数表	医科診療報酬点数表
[目次]	[目次]
第1章 (略)	第1章 (略)
第2章 特掲診療料	第2章 特揭診療料
第1部 医学管理等	第1部 医学管理等
第1節 医学管理料等	(新設)
第2節 プログラム医療機器等医学管理加算	(新設)
第3節 特定保険医療材料料	(新設)
第2部~第9部 (略)	第2部~第9部 (略)
第10部 手術	第10部 手術
第1節 手術料	第1節 手術料
第1款~第12款 (略)	第1款~第12款 (略)
第13款 _ 手術等管理料	第13款 臓器提供管理料
第2節~第5節 (略)	第2節~第5節 (略)
第11部~第13部 (略)	第11部~第13部 (略)
第3章・第4章 (略)	第3章・第4章 (略)
第1章 基本診療料	第1章 基本診療料
第1部 初・再診料	第1部 初・再診料
通則	通則
(略)	(略)
第1節 初診料	第1節 初診料
区分	区分
A000 初診料 288点	A000 初診料 288点
注1 保険医療機関において初診を行った場合に算	注1 保険医療機関において初診を行った場合に算
定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める施	定する。
設基準に適合しているものとして地方厚生局長	

れた入院患者(第1節の入院基本料(特別入院 基本料等を含む。)又は第3節の特定入院料の うち、放射線治療病室管理加算を算定できるも のを現に算定している患者であって、密封小線 源による治療が行われたものに限る。)につい て、所定点数に加算する。

 $A 2 2 6 \sim A 2 3 1 - 2$ (略)

A231-3 <u>依存症入院医療管理加算</u>(1日につき)

1 • 2 (略)

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者(第1節の入院基本料(特別入院基本料等を除く。)又は第3節の特定入院料のうち、依存症入院医療管理加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)であって別に厚生労働大臣が定めるものに対して必要な治療を行った場合に、入院した日から起算して60日を限度として、当該患者の入院期間に応じ、それぞれ所定点数に加算する。

 $A 2 3 1 - 4 \sim A 2 3 3$ (略)

A 2 3 3 - 2 栄養サポートチーム加算(週1回)

注1 栄養管理体制その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、栄養管理を要する患者として別に厚生労働大臣が定める患者に対して、当該保険医療機関の保険医、看護師、薬剤師、管理栄養士等が共同して必要な診療を行った場合に、当該患者(第1節の入院基本料(特別入院基本料等を除く。)又は第3節の特定入院料のうち、栄養

 $A 2 2 6 \sim A 2 3 1 - 2$ (略)

A 2 3 1 - 3 <u>重度アルコール依存症入院医療管理加算</u> (1 日に つき)

1 • 2 (略)

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者(第1節の入院基本料(特別入院基本料等を除く。)又は第3節の特定入院料のうち、重度アルコール依存症入院医療管理加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)であって別に厚生労働大臣が定めるものに対して必要な治療を行った場合に、入院した日から起算して60日を限度として、当該患者の入院期間に応じ、それぞれ所定点数に加算する。

 $A 2 3 1 - 4 \sim A 2 3 3$ (略)

A 2 3 3 - 2 栄養サポートチーム加算(週1回)

注1 栄養管理体制その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、栄養管理を要する患者として別に厚生労働大臣が定める患者に対して、当該保険医療機関の保険医、看護師、薬剤師、管理栄養士等が共同して必要な診療を行った場合に、当該患者(第1節の入院基本料(特別入院基本料等を除く。)又は第3節の特定入院料のうち、栄養

200点

200点

サポートチーム加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)について、週1回(療養病棟入院基本料、結核病棟入院基本料、精神病棟入院基本料又は特定機能病院入院基本料(結核病棟又は精神病棟に限る。)を算定している患者については、入院した日から起算して1月以内の期間にあっては週1回、入院した日から起算して1月を超え6月以内の期間にあっては月1回)(障害者施設等入院基本料を算定している患者については、月1回)に限り所定点数に加算する。この場合において、区分番号B001の11に掲げる入院栄養食事指導料、区分番号B001の11に掲げる集団栄養食事指導料及び区分番号B001-2-3に掲げる乳幼児育児栄養指導料は別に算定できない。

2 · 3 (略)

A 2 3 4 (略)

A 2 3 4 - 2 <u>感染対策向上加算</u>(入院初日)

1 感染対策向上加算 1

<u>710点</u>

2 感染対策向上加算 2

175点

3 感染対策向上加算3

<u>75点</u>

注1 組織的な感染防止対策につき別に厚生労働大 臣が定める施設基準に適合しているものとして 地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院 している患者(第1節の入院基本料(特別入院 基本料等を除く。)、第3節の特定入院料又は 第4節の短期滞在手術等基本料のうち、<u>感染対</u> 策向上加算を算定できるものを現に算定してい る患者に限る。)について、当該基準に係る区 分に従い、入院初日に限り<u>(3については、入</u> 院初日及び入院期間が90日を超えるごとに1回 サポートチーム加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)について、週1回(療養病棟入院基本料、結核病棟入院基本料、精神病棟入院基本料又は特定機能病院入院基本料(結核病棟又は精神病棟に限る。)を算定している患者については、入院した日から起算して1月以内の期間にあっては週1回、入院した日から起算して1月以内の期間にあっては月1回)に限り所定点数に加算する。この場合において、区分番号B001の10に掲げる入院栄養食事指導料、区分番号B001の11に掲げる集団栄養食事指導料及び区分番号B001~2~3に掲げる乳幼児育児栄養指導料は別に算定できない。

2 · 3 (略)

A 2 3 4 (略)

A 2 3 4 - 2 <u>感染防止対策加算</u>(入院初日)

1 感染防止対策加算 1

390点

2 感染防止対策加算 2

90点

(新設)

注1 組織的な感染防止対策につき別に厚生労働大 臣が定める施設基準に適合しているものとして 地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院 している患者(第1節の入院基本料(特別入院 基本料等を除く。)、第3節の特定入院料又は 第4節の短期滞在手術等基本料のうち、<u>感染防</u> 止対策加算を算定できるものを現に算定してい る患者に限る。)について、当該基準に係る区 分に従い、入院初日に限りそれぞれ所定点数に 加算する。

理加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)について、分娩を伴う入院中に地域連携分娩管理を行った場合に、1入院に限り8日を限度として所定点数に加算する。3 ハイリスク分娩管理又は地域連携分娩管理と同一日に行うハイリスク妊娠管理に係る費用は、1又は2に含まれるものとする。	2 ハイリスク分娩管理と同一日に行うハイリス ク妊娠管理に係る費用は、ハイリスク分娩管理 加算に含まれるものとする。 A 2 3 8 から A 2 3 8 - 5 まで~A 2 4 2 (略)
A242-2 術後疼痛管理チーム加算(1日につき) 100点注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、区分番号L008に掲げるマスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔を伴う手術を行った患者であって、継続して手術後の疼痛管理を要するものに対して、当該保険医療機関の麻酔に従事する医師、看護師、薬剤師等が共同して疼痛管理を行った場合に、当該患者(第1節の入院基本料(特別入院基本料等を除く。)又は第3節の特定入院料のうち、術後疼痛管理チーム加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)について、手術日の翌日から起算して3日を限度として所定点数に加算する。	(新設)
A 2 4 3 ~ A 2 4 5 (略) A 2 4 6 入退院支援加算(退院時1回) 1 入退院支援加算1 イ 一般病棟入院基本料等の場合 700点 ロ 療養病棟入院基本料等の場合 1,300点 2・3 (略) 注1~3 (略) 4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保	A 2 4 3 ~ A 2 4 5 (略) A 2 4 6 入退院支援加算(退院時1回) 1 入退院支援加算1 イ 一般病棟入院基本料等の場合 600点 ロ 療養病棟入院基本料等の場合 1,200点 2・3 (略) 注1~3 (略) 4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保

6 当該病室に入院する脳卒中又は脳卒中の後遺症の患者(重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者及び難病患者等を除く。)であって、基本診療料の施設基準等第5の3回の口に規定する医療区分2の患者又は第5の3回のトに規定する医療区分1の患者に相当するものについては、注1の規定にかかわらず、次に掲げる点数をそれぞれ算定する。

イ 医療区分2の患者に相当するもの

1,717点

ロ 医療区分1の患者に相当するもの

1,569点

A307 小児入院医療管理料 (1日につき)

 $1 \sim 5$ (略)

注1 別に厚生労働大臣の定める小児を入院させる病棟又は施設に関する基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た小児科を標榜する保険医療機関の病棟(療養病棟を除く。)に入院している15歳未満の小児(児童福祉法第6条の2第3項に規定する小児慢性特定疾病医療支援の対象である場合は、20歳未満の者)について、当該基準に係る区分に従い、所定点数を算定する。ただし、小児入院医療管理料5を算定する病棟において、当該入院医療管理料に係る算定要件に該当しない患者が当該病棟(精神病棟に限る。)に入院した場合は、区分番号A103に掲げる精神病棟入院基本料の15対1入院基本料の例により算定する。

 $2 \sim 4$ (略)

5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保

A307 小児入院医療管理料(1日につき)

 $1 \sim 5$ (略)

(新設)

注1 別に厚生労働大臣の定める小児を入院させる 病棟又は施設に関する基準に適合しているもの として地方厚生局長等に届け出た小児科を標榜 する保険医療機関の病棟(療養病棟を除く。) に入院している15歳未満の小児(児童福祉法<u>第</u> 6条の2第2項に規定する小児慢性特定疾病医 療支援の対象である場合は、20歳未満の者)に ついて、当該基準に係る区分に従い、所定点数 を算定する。ただし、小児入院医療管理料5を 算定する病棟において、当該入院医療管理料に 係る算定要件に該当しない患者が当該病棟(精 神病棟に限る。)に入院した場合は、区分番号 A103に掲げる精神病棟入院基本料の15対1 入院基本料の例により算定する。

 $2 \sim 4$ (略)

(新設)

険医療機関の病室において、造血幹細胞移植を 実施する患者に対して、治療上の必要があって 無菌治療室管理が行われた場合は、当該基準に 係る区分に従い、90日を限度として、1日につ き次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算す る。ただし、区分番号A221-2小児療養環 境特別加算を算定する場合は算定しない。

イ 無菌治療管理加算1

2,000点

口 無菌治療管理加算 2

1,500点

6 当該病棟に入院している児童福祉法第6条の 2第3項に規定する小児慢性特定疾病医療支援 の対象である患者又は同法第56条の6第2項に 規定する障害児である患者について、当該保険 医療機関の医師又は当該医師の指示に基づき薬 剤師が、退院に際して当該患者又はその家族等 に対して、退院後の薬剤の服用等に関する必要 な指導を行った上で、保険薬局に対して、当該 患者又はその家族等の同意を得て、当該患者に 係る調剤に際して必要な情報等を文書により提 供した場合は、退院時薬剤情報管理指導連携加 算として、退院の日に1回に限り、150点を所 定点数に加算する。

(新設)

7 患者に対する支援体制につき別に厚生労働大 臣が定める施設基準に適合しているものとして 地方厚生局長等に届け出た保険医療機関の病棟 に入院している患者について、養育支援体制加 算として、入院初日に限り300点を所定点数に 加算する。 (新設)

8 当該保険医療機関が表示する診療時間以外の時間、休日又は深夜において、緊急に入院を必要とする小児患者を受け入れる体制の確保につ

(新設)

げる再診料、区分番号A002に掲げる外来診療料及び外来リハビリテーション診療料2は、 算定しない。

3 外来リハビリテーション診療料2を算定する 日から起算して14日以内の期間においては、当 該リハビリテーションの実施に係る区分番号A 000に掲げる初診料、区分番号A001に掲 げる再診料、区分番号A002に掲げる外来診 療料及び外来リハビリテーション診療料1は、 算定しない。

B001-2-8 外来放射線照射診療料

注1・2 (略)

3 外来放射線照射診療料を算定する日から起算 して7日以内の期間においては、当該放射線治 療の実施に係る区分番号A000に掲げる初診 料、区分番号A001に掲げる再診料<u>及び</u>区分 番号A002に掲げる外来診療料は、算定しな い。

B001-2-9 地域包括診療料(月1回)

1・2 (略)

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関(許可病床数が200床未満の病院又は診療所に限る。)において、脂質異常症、高血圧症、糖尿病、慢性心不全、慢性腎臓病(慢性維持透析を行っていないものに限る。)又は認知症のうち2以上の疾患を有する入院中の患者以外の患者に対して、当該患者の同意を得て

げる再診料、区分番号A002に掲げる外来診療料、区分番号A003に掲げるオンライン診療料及び外来リハビリテーション診療料2は、 算定しない。

3 外来リハビリテーション診療料2を算定する 日から起算して14日以内の期間においては、当 該リハビリテーションの実施に係る区分番号A 000に掲げる初診料、区分番号A001に掲 げる再診料、区分番号A002に掲げる外来診 療料、区分番号A003に掲げるオンライン診 療料及び外来リハビリテーション診療料1は、 算定しない。

B001-2-8 外来放射線照射診療料

297点

注1・2 (略)

3 外来放射線照射診療料を算定する日から起算して7日以内の期間においては、当該放射線治療の実施に係る区分番号A000に掲げる初診料、区分番号A001に掲げる再診料、区分番号A002に掲げる外来診療料及び区分番号A003に掲げるオンライン診療料は、算定しない

B001-2-9 地域包括診療料(月1回)

1・2 (略)

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関(許可病床数が200床未満の病院又は診療所に限る。)において、脂質異常症、高血圧症、糖尿病又は認知症のうち2以上の疾患を有する入院中の患者以外の患者に対して、当該患者の同意を得て、療養上必要な指導及び診療を行った場合(初診の日を除く。)に、当該

297点

- 、療養上必要な指導及び診療を行った場合(初診の日を除く。)に、当該基準に係る区分に従い、それぞれ患者1人につき月1回に限り算定する。
- 2 地域包括診療を受けている患者に対して行っ た注3に規定する加算並びに区分番号A001 に掲げる再診料の注5から注7までに規定する 加算、通則第3号から第5号までに規定する加 算、区分番号B001-2-2に掲げる地域連 携小児夜間・休日診療料、区分番号B010に 掲げる診療情報提供料』及び区分番号B011 に掲げる連携強化診療情報提供料並びに第2章 第2部在宅医療(区分番号C001に掲げる在 宅患者訪問診療料□、区分番号С001-2に 掲げる在宅患者訪問診療料』、区分番号COO 2に掲げる在宅時医学総合管理料及び区分番号 C002-2に掲げる施設入居時等医学総合管 理料を除く。)及び第5部投薬(区分番号F1 00に掲げる処方料及び区分番号F400に掲 げる処方箋料を除く。)を除く費用は、地域包 括診療料に含まれるものとする。ただし、患者 の病状の急性増悪時に実施した検査、画像診断 及び処置に係る費用は、所定点数が550点未満 のものに限り、当該診療料に含まれるものとす る。

3 (略)

(削る)

基準に係る区分に従い、それぞれ患者1人につき月1回に限り算定する。

2 地域包括診療を受けている患者に対して行っ た注3に規定する加算並びに区分番号A001 に掲げる再診料の注5から注7までに規定する 加算、区分番号B001-2-2に掲げる地域 連携小児夜間・休日診療料、区分番号B010 に掲げる診療情報提供料 II 及び区分番号B 0 1 1に掲げる診療情報提供料Ⅲ並びに第2章第2 部在宅医療(区分番号C001に掲げる在宅患 者訪問診療料[]、区分番号С001-2に掲げ る在宅患者訪問診療料□、区分番号C002に 掲げる在宅時医学総合管理料及び区分番号C0 02-2に掲げる施設入居時等医学総合管理料 を除く。)及び第5部投薬(区分番号F100 に掲げる処方料及び区分番号F400に掲げる 処方箋料を除く。)を除く費用は、地域包括診 療料に含まれるものとする。ただし、患者の病 状の急性増悪時に実施した検査、画像診断及び 処置に係る費用は、所定点数が550点未満のも のに限り、当該診療料に含まれるものとする。

3 (略)

4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、区分番号A003に掲げるオンライン診療料を算定する際に地域包括診療料を算定すべき医学管理を情報通信機器を用

いて行った場合は、注1の規定にかかわらず、 所定点数に代えて、地域包括診療料(情報通信機器を用いた場合)として、月1回に限り100点を算定する。

B001-2-10 認知症地域包括診療料(月1回)

1 • 2 (略)

注1 (略)

2 認知症地域包括診療を受けている患者に対し て行った注3に規定する加算並びに区分番号A 001に掲げる再診料の注5から注7までに規 定する加算、通則第3号から第5号までに規定 する加算、区分番号B001-2-2に掲げる 地域連携小児夜間·休日診療料、区分番号B0 10に掲げる診療情報提供料 II 及び区分番号B 011に掲げる連携強化診療情報提供料並びに 第2章第2部在宅医療(区分番号C001に掲 げる在宅患者訪問診療料[]、区分番号C001 - 2 に掲げる在宅患者訪問診療料 🗓 、区分番号 C002に掲げる在宅時医学総合管理料及び区 分番号C002-2に掲げる施設入居時等医学 総合管理料を除く。)及び第5部投薬(区分番 号F100に掲げる処方料及び区分番号F40 0に掲げる処方箋料を除く。)を除く費用は、 認知症地域包括診療料に含まれるものとする。 ただし、患者の病状の急性増悪時に実施した検 査、画像診断及び処置に係る費用は、所定点数 が550点未満のものに限り、当該診療料に含ま れるものとする。

3 (略)

B001-2-10 認知症地域包括診療料(月1回)

1 • 2 (略)

注1 (略)

2 認知症地域包括診療を受けている患者に対し て行った注3に規定する加算並びに区分番号A 001に掲げる再診料の注5から注7までに規 定する加算、区分番号B001-2-2に掲げ る地域連携小児夜間・休日診療料、区分番号B 010に掲げる診療情報提供料 □及び区分番号 B011に掲げる診療情報提供料Ⅲ並びに第2 章第2部在宅医療(区分番号C001に掲げる 在宅患者訪問診療料(1)、区分番号C001-2 に掲げる在宅患者訪問診療料 🗓、区分番号C0 02に掲げる在宅時医学総合管理料及び区分番 号C002-2に掲げる施設入居時等医学総合 管理料を除く。)及び第5部投薬(区分番号F 100に掲げる処方料及び区分番号F400に 掲げる処方箋料を除く。)を除く費用は、認知 症地域包括診療料に含まれるものとする。ただ し、患者の病状の急性増悪時に実施した検査、 画像診断及び処置に係る費用は、所定点数が55 0点未満のものに限り、当該診療料に含まれる ものとする。

3 (略)

П	(削る)		4 別に厚生労働大臣が定める施設	
			ているものとして地方厚生局長等	<u> 経に届け出た保</u>
			<u>険医療機関において、区分番号A</u>	<u>、003に掲げ</u>
			るオンライン診療料を算定する際	※に認知症地域
			包括診療料を算定すべき医学管理	星を情報通信機
			器を用いて行った場合は、注1の)規定にかかわ
			らず、所定点数に代えて、認知症	E地域包括診療
			— ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	として、月1
\top	B001-2-11 小児かかりつけ診療料(1日k	こつき)	B001-2-11 小児かかりつけ診療料(1日に	ニ つき)
	1 小児かかりつけ診療料1		1 処方箋を交付する場合	·
	 イ 処方箋を交付する場合			631点
	(1) 初診時	641点	 (新設)	
			(新設)	
			口 再診時	438点
	1 初診時	<u>758点</u>	(新設)	
	』 再診時	566点	(新設)	
	2 小児かかりつけ診療料 2		2 処方箋を交付しない場合	
	イ 処方箋を交付する場合		イ 初診時	<u>748点</u>
	<u>①</u> 初診時	630点	(新設)	
	<u>② 再診時</u>	437点	(新設)	
	ロ 処方箋を交付しない場合		口 <u>再診時</u>	556点
	<u>①</u> 初診時	<u>747点</u>	(新設)	
	<u>②</u> 再診時	<u>555点</u>	(新設)	
	注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し		注1 別に厚生労働大臣が定める施設	と 基準に 適合し
	ているものとして地方厚生局長等に届け出た保		ているものとして地方厚生局長等	等に届け出た保
	険医療機関において、未就学児(6歳以上の患		険医療機関において、未就学児	(6歳以上の患
	者にあっては、6歳未満から小児かかりつけ診		者にあっては、6歳未満から小児	きかかりつけ診
	療料を算定しているものに限る。)の患者であ		療料を算定しているものに限る。)の患者であ

って入院中の患者以外のものに対して診療を行

った場合に算定する。

って入院中の患者以外のものに対して診療を行

った場合に、当該基準に係る区分に従い、それ

ぞれ算定する。

- 2 (略)
- 3 注4に規定する加算、区分番号A000に掲 げる初診料の注7、注8及び注10に規定する加 算、区分番号A001に掲げる再診料の注5及 び注6に規定する加算、区分番号A002に掲 げる外来診療料の注8及び注9に規定する加算 並びに通則第3号から第5号までに規定する加 算、区分番号B001-2-2に掲げる地域連 携小児夜間・休日診療料、区分番号B001-2-5に掲げる院内トリアージ実施料、区分番 号B001-2-6に掲げる夜間休日救急搬送 医学管理料、区分番号B009に掲げる診療情 報提供料[]、区分番号B009-2に掲げる電 子的診療情報評価料、区分番号B010に掲げ る診療情報提供料 II 、区分番号B011に掲げ る連携強化診療情報提供料及び区分番号C00 0に掲げる往診料(同区分番号の注1から注3 までに規定する加算を含む。) を除き、診療に 係る費用は、小児かかりつけ診療料に含まれる ものとする。

2 (略)

3 注4に規定する加算、区分番号A000に掲 げる初診料の注7、注8及び注10に規定する加 算、区分番号A001に掲げる再診料の注5及 び注6に規定する加算、区分番号A002に掲 げる外来診療料の注8及び注9に規定する加算 並びに区分番号B001-2-2に掲げる地域 連携小児夜間·休日診療料、区分番号B001 -2-5に掲げる院内トリアージ実施料、区分 番号B001-2-6に掲げる夜間休日救急搬 送医学管理料、区分番号B009に掲げる診療 情報提供料団、区分番号B009-2に掲げる 電子的診療情報評価料、区分番号B010に掲 げる診療情報提供料 II、区分番号B011に掲 げる診療情報提供料■及び区分番号C000に 掲げる往診料(同区分番号の注1から注3まで に規定する加算を含む。)を除き、診療に係る 費用は、小児かかりつけ診療料に含まれるもの とする。

(略)

B001-2-12 外来腫瘍化学療法診療料

- 1 外来腫瘍化学療法診療料1
 - イ 抗悪性腫瘍剤を投与した場合 700点
 - ロ 抗悪性腫瘍剤の投与その他必要な治療管理を 行った場合 400点
- 2 外来腫瘍化学療法診療料 2
 - イ 抗悪性腫瘍剤を投与した場合 570点
 - ロ 抗悪性腫瘍剤の投与その他必要な治療管理を 行った場合 270点

(昭)

(新設)

- 103 -

- 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し ているものとして地方厚生局長等に届け出た保 険医療機関において、悪性腫瘍を主病とする患 者であって入院中の患者以外のものに対して、 外来化学療法(別に厚生労働大臣が定めるもの に限る。) の実施その他の必要な治療管理を行 った場合に、当該基準に係る区分に従い算定す る。この場合において、区分番号A000に掲 げる初診料(注6から注8までに規定する加算 を除く。)、区分番号A001に掲げる再診料 (注4から注6までに規定する加算を除く。) 、区分番号A002に掲げる外来診療料(注7 から注9までに規定する加算を除く。)、区分 番号B001の23に掲げるがん患者指導管理料 のハ又は区分番号C101に掲げる在宅自己注 射指導管理料は、別に算定できない。
 - 2 1のイ及び2のイについては、当該患者に対して、抗悪性腫瘍剤を投与した場合に、月3回に限り算定する。
 - 3 1の口及び2の口については、1のイ又は2 のイを算定する日以外の日において、当該患者 に対して、抗悪性腫瘍剤の投与その他の必要な 治療管理を行った場合に、週1回に限り算定す る。
 - 4 退院した患者に対して退院の日から起算して 7日以内に行った治療管理の費用は、第1章第 2部第1節に掲げる入院基本料に含まれるもの とする。
 - 5 当該患者が15歳未満の小児である場合には、 小児加算として、所定点数に200点を加算する

0___

- 6 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、1のイを算定した患者に対して、当該保険医療機関の医師又は当該医師の指示に基づき薬剤師が、副作用の発現状況、治療計画等を文書により提供した上で、当該患者の状態を踏まえて必要な指導を行った場合は、連携充実加算として、月1回に限り150点を所定点数に加算する。
- 7 当該患者に対し、バイオ後続品に係る説明を 行い、バイオ後続品を使用した場合は、バイオ 後続品導入初期加算として、当該バイオ後続品 の初回の使用日の属する月から起算して3月を 限度として、月1回に限り150点を所定点数に 加算する。

B001-3 生活習慣病管理料

1 脂質異常症を主病とする場合 570点

(削る)

(削る)

(削る)

2 <u>高血圧症を主病とする場合</u> 620点

(削る)

(削る)

(削る)

<u>3</u> 糖尿病を主病とする場合 720点

注1 (略)

2 生活習慣病管理を受けている患者に対して行った第2章第1部医学管理等(区分番号B00 1の20に掲げる糖尿病合併症管理料、区分番号 B001の22に掲げるがん性疼痛緩和指導管理

B001-3 生活習慣病管理料

1 保険薬局において調剤を受けるために処方箋を 交付する場合

<u>イ</u> 脂質異常症を主病とする場合 650点

<u>ロ</u> <u>高血圧症を主病とする場合</u> <u>700点</u>

<u>ハ</u>糖尿病を主病とする場合 800点

2 1以外の場合

<u>イ</u> 脂質異常症を主病とする場合 <u>1,175点</u>

ロ 高血圧症を主病とする場合 1,035点

<u>ハ</u> 糖尿病を主病とする場合 1,280点 (新設)

注1 (略)

2 生活習慣病管理を受けている患者に対して行った第2章第1部医学管理等(区分番号B00 1の20に掲げる糖尿病合併症管理料、区分番号 B001の22に掲げるがん性疼痛緩和指導管理 料、区分番号B001の24に掲げる外来緩和ケア管理料及び区分番号B001の27に掲げる糖尿病透析予防指導管理料を除く。)、第3部検査、第6部注射及び第13部病理診断の費用は、生活習慣病管理料に含まれるものとする。

3 (略) (削る)

4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、当該保険医療機関における診療報酬の請求状況、生活習慣病の治療管理の状況等の診療の内容に関するデータを継続して厚生労働省に提出している場合は、外来データ提出加算として、50点を所定点数に加算する

料、区分番号B001の24に掲げる外来緩和ケア管理料及び区分番号B001の27に掲げる糖尿病透析予防指導管理料を除く。)、第3部検査、第5部投薬、第6部注射及び第13部病理診断の費用は、生活習慣病管理料に含まれるものとする。

3 (略)

4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、区分番号A003に掲げるオンライン診療料を算定する際に生活習慣病管理料を算定すべき医学管理を情報通信機器を用いて行った場合は、注1本文の規定にかかわらず、所定点数に代えて、生活習慣病管理料(情報通信機器を用いた場合)として、月1回に限り100点を算定する。

(新設)

B001-3-2 ニコチン依存症管理料

1 · 2 (略)

注1・2 (略)

3 1の口の日を算定する場合は、区分番号A0 01に掲げる再診料、区分番号A002に掲げ る外来診療料、区分番号C000に掲げる往診 料、区分番号C001に掲げる在宅患者訪問診 B001-3-2 ニコチン依存症管理料

1・2 (略)

注1・2 (略)

3 1の口の日を算定する場合は、区分番号A0 01に掲げる再診料、区分番号A002に掲げ る外来診療料、区分番号A003に掲げるオン ライン診療料、区分番号C000に掲げる往診 2 <u>頸</u>動脈閉塞試験(マタス試験)を実施した場合は、<u>頸</u>動脈閉塞試験加算として、1,000点を所定点数に加算する。

口 (略)

 $4 \sim 7$ (略)

E004 (略)

第2節 (略)

第3節 コンピューター断層撮影診断料

通則

(略)

E200·E201 (略)

E 2 0 2 磁気共鳴コンピューター断層撮影 (MR I 撮影) (一連につき)

 $1 \sim 3$ (略)

注1~9 (略)

10 MRI撮影について、別に厚生労働大臣が定 める施設基準に適合しているものとして地方厚 生局長等に届け出た保険医療機関において、肝 エラストグラフィを行った場合は、肝エラスト グラフィ加算として、600点を所定点数に加算 する。

E 2 0 3 (略)

第4節・第5節 (略)

第5部 投薬

通則

 $1 \sim 4$ (略)

5 入院中の患者以外の患者に対して、1処方につき<u>63枚</u>を超 えて湿布薬を投薬した場合は、区分番号F000に掲げる調 剤料、区分番号F100に掲げる処方料、区分番号F200 に掲げる薬剤(当該超過分に係る薬剤料に限る。)、区分番号 F400に掲げる処方箋料及び区分番号F500に掲げる調 2 <u>頸</u>動脈閉塞試験(マタス試験)を実施した場合は、<u>頸</u>動脈閉塞試験加算として、1,000点を所定点数に加算する。

口 (略)

 $4 \sim 7$ (略)

E004 (略)

第2節 (略)

第3節 コンピューター断層撮影診断料

通則

(略)

E200·E201 (略)

E 2 0 2 磁気共鳴コンピューター断層撮影 (MR I 撮影) (一 連につき)

 $1 \sim 3$ (略)

注1~9 (略)

(新設)

E203 (略)

第4節・第5節 (略)

第5部 投薬

通則

 $1 \sim 4$ (略)

5 入院中の患者以外の患者に対して、1処方につき70枚を超えて湿布薬を投薬した場合は、区分番号F000に掲げる調剤料、区分番号F100に掲げる処方料、区分番号F200に掲げる薬剤(当該超過分に係る薬剤料に限る。)、区分番号F400に掲げる処方箋料及び区分番号F500に掲げる調

剤技術基本料は、算定しない。ただし、医師が疾患の特性等により必要性があると判断し、やむを得ず<u>63枚</u>を超えて投薬する場合には、その理由を処方箋及び診療報酬明細書に記載することで算定可能とする。

剤技術基本料は、算定しない。ただし、医師が疾患の特性等により必要性があると判断し、やむを得ず70枚を超えて投薬する場合には、その理由を処方箋及び診療報酬明細書に記載することで算定可能とする。

第1節~第4節 (略)

第1節~第4節 (略)

第5節 処方箋料

第5節 処方箋料

区分

F400 処方箋料

 $1 \sim 3$ (略)

注1 (略)

2 区分番号A000に掲げる初診料の注2又は 注3、区分番号A002に掲げる外来診療料の 注2又は注3を算定する保険医療機関において 、別に厚生労働大臣が定める薬剤を除き、1処 方につき投与期間が30日以上の投薬を行った場 合(保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭 和32年厚生省令第15号)第20条第3号ロ及び高 齢者の医療の確保に関する法律の規定による療 養の給付等の取扱い及び担当に関する基準(昭 和58年厚生省告示第14号)第20条第4号ロに規 定するリフィル処方箋を交付する場合であって 、当該リフィル処方箋の1回の使用による投与 期間が29日以内の投薬を行った場合を除く。) には、所定点数の100分の40に相当する点数によ り算定する。 区分

F400 処方箋料

 $1 \sim 3$ (略)

注1 (略)

2 区分番号A000に掲げる初診料の注2又は 注3、区分番号A002に掲げる外来診療料の 注2又は注3を算定する保険医療機関において 、別に厚生労働大臣が定める薬剤を除き、1処 方につき投与期間が30日以上の投薬を行った場 合には、所定点数の100分の40に相当する点数に より算定する。

 $3 \sim 8$ (略)

第6節 (略)

第6部 注射

通則

 $1 \sim 5$ (略)

6 区分番号G001に掲げる静脈内注射、G002に掲げる

 $3 \sim 8$ (略)

第6節 (略)

第6部 注射

通則

 $1 \sim 5$ (略)

6 区分番号G001に掲げる静脈内注射、G002に掲げる

動脈注射、G004に掲げる点滴注射、G005に掲げる中心静脈注射又はG006に掲げる植込型カテーテルによる中心静脈注射について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、入院中の患者以外の患者 (悪性腫瘍を主病とする患者を除く。) に対して、治療の開始に当たり注射の必要性、危険性等について文書により説明を行った上で化学療法を行った場合は、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数を、それぞれ1日につき前各号により算定した点数に加算する。この場合において、同一月に区分番号C101に掲げる在宅自己注射指導管理料は算定できない。

動脈注射、G003に掲げる抗悪性腫瘍剤局所持続注入、G003-3に掲げる肝動脈塞栓を伴う抗悪性腫瘍剤肝動脈内注入、G004に掲げる点滴注射、G005に掲げる中心静脈注射又はG006に掲げる植込型カテーテルによる中心静脈注射について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、入院中の患者以外の患者であって、悪性腫瘍等の患者であるものに対して、治療の開始に当たり注射の必要性、危険性等について文書により説明を行った上で化学療法を行った場合は、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数を、それぞれ1日につき前各号により算定した点数に加算する。この場合において、同一月に区分番号C101に掲げる在宅自己注射指導管理料は算定できない。

20点
<u> </u>
70 <u>点</u>
<u>50点</u>
40点
70 <u>点</u>
<u>40点</u>
70 <u>点</u>
<u> のと</u>
前号
医師
况、
3/2 3/2 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2 1

まえて必要な指導を行った場合に、連携充実加算として、月 1回に限り150点を所定点数に加算する。 7 前号に規定する場合であって、当該患者に対し、バイオ後 (新設) 続品に係る説明を行い、バイオ後続品を使用した場合は、バ イオ後続品導入初期加算として、当該バイオ後続品の初回の 使用日の属する月から起算して3月を限度として、月1回に 限り150点を更に所定点数に加算する。 8 • 9 (略) 8 • 9 (略) 第1節 注射料 第1節 注射料 通則 通則 (略) (略) 第1款 注射実施料 第1款 注射実施料 区分 区分 G000 皮内、皮下及び筋肉内注射(1回につき) 22点 G000 皮内、皮下及び筋肉内注射(1回につき) 20点 注1・2 (略) 注1・2 (略) G001 静脈内注射(1回につき) G001 静脈内注射(1回につき) 32点 34点 注1 (略) 注 1 (略) 2 6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、乳 2 6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、乳 幼児加算として、48点を所定点数に加算する。 幼児加算として、45点を所定点数に加算する。 3 (略) 3 (略) $G \cap O \cap 2 \sim G \cap O \cap 3 - 3$ (B) $G \cap O = 2 \sim G \cap O = 3 = 3$ (B) G004 点滴注射(1日につき) G 0 0 4 点滴注射 (1 日につき) 1 6歳未満の乳幼児に対するもの(1日分の注射 1 6歳未満の乳幼児に対するもの(1日分の注射 量が100mL以上の場合) 101点 量が100mL以上の場合) 2 1に掲げる者以外の者に対するもの(1日分の 2 1に掲げる者以外の者に対するもの(1日分の 注射量が500mL以上の場合) 注射量が500mL以上の場合) 99点 3 その他の場合(入院中の患者以外の患者に限る 3 その他の場合(入院中の患者以外の患者に限る ,) 50点 ,) 49点 注1 (略) 注1 (略) 2 6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、乳 2 6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、乳

治療計画等を文書により提供した上で、当該患者の状態を踏

H003 呼吸器リハビリテーション料 1 • 2 (略)

注1~4 (略)

5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し ているものとして地方厚生局長等に届け出た保 険医療機関において、当該保険医療機関におけ る診療報酬の請求状況、診療の内容に関するデ ータを継続して厚生労働省に提出している場合 であって、注1本文に規定する別に厚生労働大 臣が定める患者であって入院中の患者以外のも のに対してリハビリテーションを行った場合は 、リハビリテーションデータ提出加算として、 月1回に限り50点を所定点数に加算する。

H003 呼吸器リハビリテーション料 1 • 2 (略)

注1~4 (略)

(新設)

 $H 0 0 3 - 2 \sim H 0 0 3 - 4$ (略)

H004 摂食機能療法(1日につき)

1 • 2 (略)

注1 • 2 (略)

3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し ているものとして地方厚生局長等に届け出た保 険医療機関において、摂食機能又は嚥下機能の 回復に必要な指導管理を行った場合は、摂食職 下機能回復体制加算として、当該基準に係る区 分に従い、患者(ハについては、療養病棟入院 料1又は療養病棟入院料2を現に算定している ものに限る。) 1人につき週1回に限り次に掲 げる点数を所定点数に加算する。

イ 摂食嚥下機能回復体制加算1

210点

口 摂食嚥下機能回復体制加算 2

190点 120点

ハ 摂食嚥下機能回復体制加算3

(新設)

H005~H008 (略)

第2節 (略)

(新設) $H005\sim H008$ (略)

第2節 (略)

(新設)

 $H 0 0 3 - 2 \sim H 0 0 3 - 4$ (略) H004 摂食機能療法(1日につき)

1 • 2 (略)

注1 • 2 (略)

3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し ているものとして地方厚生局長等に届け出た保 険医療機関において、当該保険医療機関の保険 医、看護師、言語聴覚士、薬剤師、管理栄養士 等が共同して、摂食機能又は嚥下機能の回復に 必要な指導管理を行った場合に、摂食嚥下支援 加算として、週1回に限り200点を所定点数に 加算する。

通則 (略) 第1節 麻酔料 区分 L000~L008 (略) L008-2 <u>体温維持</u>療法(1日につき) 12,200点 注1 体温維持療法を開始してから3日間を限度と して算定する。 2 心肺蘇生中に咽頭冷却装置を使用して体温維 持療法を開始した場合は、体温維持迅速導入加 算として、5,000点を所定点数に加算する。 L008-3 (略) L009 麻酔管理料[] 1 • 2 (略) $注 1 \sim 4$ (略) 5 2について、別に厚生労働大臣が定める施設 基準に適合しているものとして地方厚生局長等 に届け出た保険医療機関に入院している患者に 対して、当該保険医療機関の薬剤師が、病棟等 において薬剤関連業務を実施している薬剤師等 と連携して、周術期に必要な薬学的管理を行っ た場合は、周術期薬剤管理加算として、75点を 所定点数に加算する。 L010 麻酔管理料 [] 1 • 2 (略) 注1 (略) 2 2について、別に厚生労働大臣が定める施設 基準に適合しているものとして地方厚生局長等 に届け出た保険医療機関に入院している患者に

対して、当該保険医療機関の薬剤師が、病棟等

第11部 麻酔

第11部 麻酔 通則 (略) 第1節 麻酔料 区分 L000~L008 (略) L008-2 低体温療法(1日につき) 12,200点 注1 低体温療法を開始してから3日間を限度とし て算定する。 2 心肺蘇生中に咽頭冷却装置を使用して低体温 療法を開始した場合は、低体温迅速導入加算と して、5,000点を所定点数に加算する。 L008-3 (略) L009 麻酔管理料[] 1 • 2 (略) 注1~4 (略) (新設) L010 麻酔管理料 [] 1 • 2 (略) 注 (略) (新設)

において薬剤関連業務を実施している薬剤師等 と連携して、周術期に必要な薬学的管理を行っ た場合は、周術期薬剤管理加算として、75点を 所定点数に加算する。

第2節 神経ブロック料

区分

L100 (略)

L101 神経ブロック(神経破壊剤<u>、</u>高周波凝固法<u>又はパルス</u> 高周波法使用)

 $1 \sim 4$ (略)

注 上記以外の神経ブロック(神経破壊剤<u>、</u>高周波 凝固法<u>又はパルス高周波法</u>使用)は、区分番号L 102に掲げる神経幹内注射で算定する。

L102~L105 (略)

第3節・第4節 (略)

第12部 放射線治療

通則

(略)

第1節 放射線治療管理・実施料

区分

M000 (略)

M000-2 放射性同位元素内用療法管理料

 $1 \sim 5$ (略)

6 神経内分泌腫瘍に対するもの

<u>2,660点</u>

7 褐色細胞腫に対するもの

1,820点

 $注 1 \sim 4$ (略)

5 6については、ソマトスタチン受容体陽性の神経内分泌腫瘍の患者に対して、放射性同位元素内用療法を行い、かつ、計画的な治療管理を行った場合に、放射性同位元素を投与した日に限り算定する。

第2節 神経ブロック料

区分

L100 (略)

L101 神経ブロック(神経破壊剤又は高周波凝固法使用)

 $1 \sim 4$ (略)

注 上記以外の神経ブロック(神経破壊剤<u>又は</u>高周 波凝固法使用)は、区分番号L102に掲げる神 経幹内注射で算定する。

L102~L105 (略)

第3節・第4節 (略)

第12部 放射線治療

通則

(略)

第1節 放射線治療管理・実施料

区分

M000 (略)

M000-2 放射性同位元素内用療法管理料

 $1 \sim 5$ (略)

(新設)

(新設)

注1~4 (略)

(新設)

	(傍線部分は攻止部分)	
改 正 後	改 正 前	
別表第三	別表第三	
調剤報酬点数表	調剤報酬点数表	
[目次]	「目次了	
(略)	(略)	
通則		
1 (略)	1 (略)	
2 第1節の各区分の所定単位を超えて調剤した場合の薬剤調	2 第1節の各区分の所定単位を超えて調剤した場合の調剤料	
製料は、特段の定めのある場合を除き、当該所定単位又はそ	は、特段の定めのある場合を除き、当該所定単位又はその端	
 の端数を増すごとに同節の各区分の所定点数を加算する。	数を増すごとに同節の各区分の所定点数を加算する。	
3 (略)	3 (略)	
第1節 調剤技術料	第1節 調剤技術料	
区分	区分	
00 調剤基本料(処方箋の受付1回につき)	00 調剤基本料(処方箋の受付1回につき)	
1 • 2 (略)	1・2 (略)	
3 調剤基本料3	3 調剤基本料 3	
イ 21点	イ 同一グループの保険薬局(財務上又は営業上	
	若しくは事業上、緊密な関係にある範囲の保険	
	薬局をいう。以下この表において同じ。)によ	
	ろ処方箋受付回数3万5千回を超え40万回以下	
	<u>の場合</u> 21点	
口 16点	ロ 同一グループの保険薬局による処方箋受付回	
	<u>数40万回を超える場合</u> 16点	
<u>八</u> 32点	(新設)	
注1 (略)	注 1 (略)	
2 別に厚生労働大臣が定める保険薬局において	2 別に厚生労働大臣が定める保険薬局において	
は、注1本文の規定にかかわらず、特別調剤基	は、注1本文の規定にかかわらず、特別調剤基	
本料として、処方箋の受付1回につき7点を算	本料として、処方箋の受付1回につき <u>9点</u> を算	

定する。

- 3 · 4 (略)
- 5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局において調剤した場合には、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数(注2に規定する別に厚生労働大臣が定める保険薬局において調剤した場合には、それぞれの点数の100分の80に相当する点数)を所定点数に加算する。

イ地域支援体制加算 139点ロ地域支援体制加算 247点

<u>小</u> 地域支援体制加算 3 17点

二 地域支援体制加算 4 39点

- 6 注5に該当する場合であって、別に厚生労働 大臣が定める施設基準に適合しているものとし て地方厚生局長等に届け出た保険薬局において 調剤を行った場合は、連携強化加算として、2 点を更に所定点数に加算する。
- 7 保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(昭和32年厚生省令第16号)第7条の2に規定する後発医薬品(以下「後発医薬品」という。)の調剤に関して別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局において調剤した場合には、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数(注2に規定する別に厚生労働大臣が定める保険薬局において調剤した場合には、それぞれの点数の100分の80に相当する点数)を所定点数に加算する。

口 後発医薬品調剤体制加算 2 28点

定する。

3 • 4 (略)

5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局において調剤した場合には、地域支援体制加算として、所定点数に38点を加算する。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

6 保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(昭和32年厚生省令第16号)第7条の2に規定する後発医薬品(以下「後発医薬品」という。)の調剤に関して別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局において調剤した場合には、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数を所定点数に加算する。

イ 後発医薬品調剤体制加算1

口 後発医薬品調剤体制加算2

<u>15点</u> 22点

- ハ 後発医薬品調剤体制加算3
- 8 後発医薬品の調剤に関して別に厚生労働大臣が定める保険薬局において調剤した場合には、 所定点数から<u>5点</u>を減算する。ただし、処方箋の受付回数が1月に600回以下の保険薬局を除く。
- 9 長期投薬(14日分を超える投薬をいう。)に係る処方箋受付において、薬剤の保存が困難であること等の理由により分割して調剤を行った場合、当該処方箋に基づく当該保険薬局における2回目以降の調剤については、1分割調剤につき5点を算定する。なお、当該調剤においては第2節薬学管理料(区分番号10の2に掲げる調剤管理料及び区分番号14の2に掲げる外来服薬支援料の2を除く。)は算定しない。
- 10 後発医薬品に係る処方箋受付において、当該 処方箋の発行を受けた患者が初めて当該後発医 薬品を服用することとなること等の理由により 分割して調剤を行った場合、当該処方箋に基づ く当該保険薬局における2回目の調剤に限り、 5点を算定する。なお、当該調剤においては、 第2節薬学管理料(区分番号10の2に掲げる 調剤管理料、区分番号10の3に掲げる服薬管 理指導料及び区分番号14の2に掲げる外来服 薬支援料の2を除く。) は算定しない。
- 11 医師の分割指示に係る処方箋受付(注9及び 注10に該当する場合を除く。)において、1回 目の調剤については、当該指示に基づき分割し て調剤を行った場合に、2回目以降の調剤につ いては投薬中の患者の服薬状況等を確認し、処 方箋を交付した保険医(以下この表において「

ハ 後発医薬品調剤体制加算3

< .

- 7 後発医薬品の調剤に関して別に厚生労働大臣 が定める保険薬局において調剤した場合には、 所定点数から2点を減算する。ただし、処方箋 の受付回数が1月に600回以下の保険薬局を除
- 8 長期投薬(14日分を超える投薬をいう。)に 係る処方箋受付において、薬剤の保存が困難で あること等の理由により分割して調剤を行った 場合、当該処方箋に基づく当該保険薬局におけ る2回目以降の調剤については、1分割調剤に つき5点を算定する。なお、当該調剤において は第2節薬学管理料は算定しない。
- 9 後発医薬品に係る処方箋受付において、当該処方箋の発行を受けた患者が初めて当該後発医薬品を服用することとなること等の理由により分割して調剤を行った場合、当該処方箋に基づく当該保険薬局における2回目の調剤に限り、5点を算定する。なお、当該調剤においては、第2節薬学管理料(区分番号10に掲げる薬剤服用歴管理指導料を除く。)は算定しない。
- 10 医師の分割指示に係る処方箋受付(注8及び注9に該当する場合を除く。)において、1回目の調剤については、当該指示に基づき分割して調剤を行った場合に、2回目以降の調剤については投薬中の患者の服薬状況等を確認し、処方箋を交付した保険医(以下この表において「

処方医」という。)に対して情報提供を行った場合に算定する。この場合において、区分番号 00に掲げる調剤基本料及びその加算、区分番号 01に掲げる薬剤調製料及びその加算並びに第2節に掲げる薬学管理料(区分番号15の5に掲げる服薬情報等提供料を除く。)は、それぞれの所定点数を分割回数で除した点数を1分割調剤につき算定する。

01 薬剤調製料

内服薬(浸煎薬及び湯薬を除く。(1剤につき))

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

注1 • 2 (略)

(削る)

2~6 (略) 注1~5 (略)

6 次の薬剤を自家製剤の上調剤した場合は、自家製剤加算として、1調剤につき(イの(1)に掲げる場合にあっては、投与日数が7又はその端

処方医」という。)に対して情報提供を行った場合に算定する。この場合において、区分番号 00に掲げる調剤基本料及びその加算、区分番号 01に掲げる<u>調剤料</u>及びその加算並びに第2節に掲げる薬学管理料(区分番号15の5に掲げる服薬情報等提供料を除く。)は、それぞれの所定点数を分割回数で除した点数を1分割調剤につき算定する。

0 1 調剤料

1 内服薬(浸煎薬及び湯薬を除く。(1剤につき))

イ 7日分以下の場合 28点

ロ 8日分以上14日分以下の場合 55点

<u>ハ</u> <u>15日分以上21日分以下の場合</u>

ニ 22日分以上30日分以下の場合 77点

 ホ 31日分以上の場合
 86点

注1・2 (略)

- 3 2剤以上の内服薬又は1剤で3種類以上の 内服薬を服用時点ごとに一包化を行った場合 には、一包化加算として、当該内服薬の投与 日数に応じ、次に掲げる点数を所定点数に加 算する。
 - イ 42日分以下の場合 投与日数が7又はそ の端数を増すごとに34点を加算して得た点 数

ロ 43日分以上の場合

240点

64点

 $2 \sim 6$ (略)

注1~5 (略)

6 次の薬剤を自家製剤の上調剤した場合は、自家製剤加算として、1調剤につき(イの(1)に掲げる場合にあっては、投与日数が7又はその端

数を増すごとに)、それぞれ次の点数(予製剤による場合<u>又は錠剤を分割する場合</u>はそれぞれ次に掲げる点数の100分の20に相当する点数)を各区分の所定点数に加算する。ただし、別に厚生労働大臣が定める薬剤については、この限りでない。

イ・ロ (略)

7・8 (略)

第2節 薬学管理料

区分

10 削除

数を増すごとに)、それぞれ次の点数(予製剤による場合はそれぞれ次に掲げる点数の100分の20に相当する点数)を各区分の所定点数に加算する。ただし、別に厚生労働大臣が定める薬剤については、この限りでない。

イ・ロ (略)7・8 (略)第2節 薬学管理料

区分

10 薬剤服用歴管理指導料

- 1
 原則3月以内に再度処方箋を持参した患者に対して行った場合
 43点
- 2 1の患者以外の患者に対して行った場合 57点
- 3 特別養護老人ホームに入所している患者に訪問 して行った場合 43点
- 4 情報通信機器を用いた服薬指導を行った場合
- 注1 1及び2については、患者に対して、次に掲げる指導等の全てを行った場合に、処方箋受付 1回につき所定点数を算定する。ただし、1の 患者であって手帳を持参していないものに対し て、次に掲げる指導等の全てを行った場合は、 2により算定する。
 - イ 患者ごとに作成された薬剤服用歴に基づき 、投薬に係る薬剤の名称、用法、用量、効能 、効果、副作用及び相互作用に関する主な情 報を文書又はこれに準ずるもの(以下この表 において「薬剤情報提供文書」という。)に より患者に提供し、薬剤の服用に関して基本 的な説明を行うこと。

- ロ 処方された薬剤について、直接患者又はその家族等から服薬状況等の情報を収集して薬剤服用歴に記録し、これに基づき薬剤の服用等に関して必要な指導を行うこと。
- <u>ハ</u> 手帳を用いる場合は、調剤日、投薬に係る 薬剤の名称、用法、用量その他服用に際して 注意すべき事項を手帳に記載すること。
- 二 患者ごとに作成された薬剤服用歴や、患者 又はその家族等からの情報により、これまで に投薬された薬剤のうち服薬していないもの の有無の確認を行うこと。
- ホ 薬剤情報提供文書により、投薬に係る薬剤 に対する後発医薬品に関する情報(後発医薬 品の有無及び価格に関する情報を含む。)を 患者に提供すること。
- 2 3については、保険薬剤師が老人福祉法第20 条の5に規定する特別養護老人ホームを訪問し 、服薬状況等を把握した上で、必要に応じて当 該施設職員と協力し、次に掲げる指導等の全て を行った場合に、処方箋受付1回につき所定点 数を算定する。
 - イ <u>患者ごとに作成された薬剤服用歴に基づき</u> <u>薬剤情報提供文書により患者又は現に薬剤</u> を管理している者(以下この区分番号におい て「患者等」という。)に提供し、薬剤の服 用に関して基本的な説明を行うこと。
 - <u>ロ</u> 処方された薬剤について、患者等から服薬 状況等の情報を収集して薬剤服用歴に記録し 、これに基づき薬剤の服用等に関して必要な 指導を行うこと。
 - <u>ハ</u> 手帳を用いる場合は、調剤日、投薬に係る

- 薬剤の名称、用法、用量その他服用に際して 注意すべき事項を手帳に記載すること。
- 二 <u>患者ごとに作成された薬剤服用歴や、患者等からの情報により、これまでに投薬された薬剤のうち服薬していないものの有無の確認を行うこと。</u>
- ホ 必要に応じて薬剤情報提供文書により、投 薬に係る薬剤に対する後発医薬品に関する情報(後発医薬品の有無及び価格に関する情報 を含む。)を患者に提供すること。
- 3 4については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局において、別表第一医科診療報酬点数表(以下「医科点数表」という。)の区分番号A003に掲げるオンライン診療料に規定する情報通信機器を用いた診療の実施に伴い、処方箋が交付された患者であって、別に厚生労働大臣が定めるものに対して、当該処方箋受付において、情報通信機器を用いた服薬指導を行った場合に、月1回に限り所定点数を算定する。この場合において、注4から注10までに規定する加算は算定できない。
- 4 麻薬を調剤した場合であって、麻薬の服用に 関し、その服用及び保管の状況、副作用の有無 等について患者に確認し、必要な薬学的管理及 び指導を行ったときは、22点を所定点数に加算 する。
- 5 薬剤服用歴に基づき、重複投薬、相互作用の 防止等の目的で、処方医に対して照会を行い、 処方に変更が行われた場合は、重複投薬・相互 作用等防止加算として、次に掲げる点数をそれ

ぞれ所定点数に加算する。

する。

- イ残薬調整に係るもの以外の場合40点ロ残薬調整に係るものの場合30点
- 6 特に安全管理が必要な医薬品として別に厚生 労働大臣が定めるものを調剤した場合であって 、当該医薬品の服用に関し、その服用状況、副 作用の有無等について患者に確認し、必要な薬 学的管理及び指導を行ったときには、特定薬剤 管理指導加算1として、10点を所定点数に加算
- 7 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局において、別に厚生労働大臣が定める患者に対して、当該患者の副作用の発現状況、治療計画等を文書により確認し、必要な薬学的管理及び指導を行った上で、当該患者の同意を得て、悪性腫瘍の治療に係る薬剤の投薬又は注射に関し、電話等により、その服用状況、副作用の有無等について患者に確認し、保険医療機関に必要な情報を文書により提供した場合には、特定薬剤管理指導加算2として、月1回に限り100点を所定点数に加算する。この場合において、区分番号15の5に掲げる服薬情報等提供料は算定できない。
- 8 6歳未満の乳幼児に係る調剤に際して必要な情報等を直接患者又はその家族等に確認した上で、患者又はその家族等に対し、服用に関して必要な指導を行い、かつ、当該指導の内容等を手帳に記載した場合には、乳幼児服薬指導加算として、12点を所定点数に加算する。
- 9 喘息又は慢性閉塞性肺疾患の患者であって、

吸入薬の投薬が行われているものに対して、当該患者若しくはその家族等又は保険医療機関の求めに応じて、当該患者の同意を得た上で、文書及び練習用吸入器等を用いて、必要な薬学的管理及び指導を行うとともに、保険医療機関に必要な情報を文書により提供した場合には、吸入薬指導加算として、3月に1回に限り30点を所定点数に加算する。この場合において、区分番号15の5に掲げる服薬情報等提供料は算定できない。

- 10 区分番号 0 0 に掲げる調剤基本料の注 5 に規定する施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局において、糖尿病患者であって、別に厚生労働大臣が定めるものに対して、患者若しくはその家族等又は保険医療機関の求めに応じて、当該患者の同意を得て、調剤後も当該薬剤の服用に関し、電話等によりその服用状況、副作用の有無等について当該患者に確認し、必要な薬学的管理及び指導(当該調剤と同日に行う場合を除く。)を行うとともに、保険医療機関に必要な情報を文書により提供した場合には、調剤後薬剤管理指導加算として、月1回に限り30点を所定点数に加算する。この場合において、区分番号 1 5 の 5 に掲げる服薬情報等提供料は算定できない。
- 11 区分番号15に掲げる在宅患者訪問薬剤管理 指導料を算定している患者については、当該患 者の薬学的管理指導計画に係る疾病と別の疾病 又は負傷に係る臨時の投薬が行われた場合を除 き、算定しない。
- 12 薬剤服用歴管理指導料の3に係る業務に要し

10の2 調剤管理料

1 内服薬(内服用滴剤、浸煎薬、湯薬及び屯服薬 であるものを除く。) を調剤した場合(1剤につき)

<u>イ</u> 7日分以下の場合 4点

<u>ロ</u>8日分以上14日分以下の場合 28点

ハ 15日分以上28日分以下の場合 50点

<u>ニ 29日分以上の場合 60点</u>

2 1以外の場合

4 点

- 注1 処方された薬剤について、患者又はその家族 等から服薬状況等の情報を収集し、必要な薬学 的分析を行った上で、薬剤服用歴への記録その 他の管理を行った場合に、調剤の内容に応じ、 処方箋受付1回につき所定点数を算定する。
 - 2 1については、服用時点が同一である内服薬は、投与日数にかかわらず、1剤として算定する。なお、4剤分以上の部分については算定しない。
 - 3 薬剤服用歴等に基づき、重複投薬、相互作用 の防止等の目的で、処方医に対して照会を行い 、処方に変更が行われた場合(別に厚生労働大 臣が定める保険薬局において行われた場合を除 く。)は、重複投薬・相互作用等防止加算とし

た交通費は、患家の負担とする。

13 別に厚生労働大臣が定める保険薬局において 、注1、注2又は注3に掲げる指導等の全てを 行った場合には、注1、注2及び注3の規定に かかわらず、薬剤服用歴管理指導料の特例とし て、処方箋受付1回につき、13点を算定する。 この場合において、注4から注10までに規定す る加算は算定できない。

(新設)

て、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。ただし、区分番号15に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料、区分番号15の2に掲げる在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料又は区分番号15の3に掲げる在宅患者緊急時等共同指導料を算定している患者については、算定しない

0

- イ 残薬調整に係るもの以外の場合 40点
- <u>ロ</u>残薬調整に係るものの場合 30点
- 4 別に厚生労働大臣が定める保険薬局において 、複数の保険医療機関から6種類以上の内服薬 (特に規定するものを除く。)が処方されてい る患者又はその家族等に対して、当該患者が服 用中の薬剤について、服薬状況等の情報を一元 的に把握し、必要な薬学的管理を行った場合は 、調剤管理加算として、次に掲げる点数をそれ ぞれ所定点数に加算する。
 - <u>イ</u> 初めて処方箋を持参した場合<u>3点</u>
 - <u>ロ</u> 2回目以降に処方箋を持参した場合であっ て処方内容の変更により薬剤の変更又は追加 があった場合 3点
- 5 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険薬局において、健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認により、患者に係る薬剤情報等を取得した上で調剤を行った場合は、電子的保健医療情報活用加算として、月1回に限り3点を所定点数に加算する。ただし、当該患者に係る薬剤情報等の取得が困難な場合等にあっては、3月に1回に限り1点を所定点数に加算する。

10の3 服薬管理指導料

- 1原則3月以内に再度処方箋を持参した患者に対して行った場合45点
- 2 1の患者以外の患者に対して行った場合

59点

- 3特別養護老人ホームに入所している患者に訪問して行った場合45点
- 4 情報通信機器を用いた服薬指導を行った場合
 - イ原則3月以内に再度処方箋を提出した患者に対して行った場合45点
 - ロ イの患者以外の患者に対して行った場合

59点

- 注1 1及び2については、患者に対して、次に掲げる指導等の全てを行った場合に、処方箋受付1回につき所定点数を算定する。ただし、1の患者であって手帳を提示しないものに対して、次に掲げる指導等の全てを行った場合は、2により算定する。
 - イ 患者ごとに作成された薬剤服用歴に基づき 、投薬に係る薬剤の名称、用法、用量、効能 、効果、副作用及び相互作用に関する主な情 報を文書又はこれに準ずるもの(以下この表 において「薬剤情報提供文書」という。)に より患者に提供し、薬剤の服用に関して基本 的な説明を行うこと。
 - <u>ロ</u>服薬状況等の情報を踏まえた薬学的知見に 基づき、処方された薬剤について、薬剤の服 用等に関して必要な指導を行うこと。
 - <u>ハ</u> 手帳を用いる場合は、調剤日、投薬に係る 薬剤の名称、用法、用量その他服用に際して 注意すべき事項を手帳に記載すること。
 - ニ これまでに投薬された薬剤のうち服薬して

- <u>いないものの有無の確認に基づき、必要な指</u> 導を行うこと。
- 本 薬剤情報提供文書により、投薬に係る薬剤 に対する後発医薬品に関する情報(後発医薬 品の有無及び価格に関する情報を含む。)を 患者に提供すること。
- へ 処方された薬剤について、保険薬剤師が必要と認める場合は、患者の薬剤の使用の状況等を継続的かつ的確に把握するとともに、必要な指導等を実施すること。
- 2 3については、保険薬剤師が老人福祉法第20 条の5に規定する特別養護老人ホームを訪問し 、服薬状況等を把握した上で、必要に応じて当 該施設職員と協力し、次に掲げる指導等の全て を行った場合に、処方箋受付1回につき所定点 数を算定する。
 - イ 患者ごとに作成された薬剤服用歴に基づき 、薬剤情報提供文書により患者又は現に薬剤 を管理している者(以下この区分番号におい て「患者等」という。)に提供し、薬剤の服 用に関して基本的な説明を行うこと。
 - 四 服薬状況等の情報を踏まえた薬学的知見に 基づき、処方された薬剤について、薬剤の服 用等に関して必要な指導を行うこと。
 - <u>ハ</u> 手帳を用いる場合は、調剤日、投薬に係る 薬剤の名称、用法、用量その他服用に際して 注意すべき事項を手帳に記載すること。
 - <u>これまでに投薬された薬剤のうち服薬していないものの有無の確認に基づき、必要な指</u> 導を行うこと。
 - ホ 必要に応じて薬剤情報提供文書により、投

- 薬に係る薬剤に対する後発医薬品に関する情報(後発医薬品の有無及び価格に関する情報を含む。)を患者に提供すること。
- へ <u>処方された薬剤について、保険薬剤師が必要と認める場合は、患者の薬剤の使用の状況等を継続的かつ的確に把握するとともに、必要な指導等を実施すること。</u>
- 3 4については、情報通信機器を用いた服薬指導を行った場合に、処方箋受付1回につき所定点数を算定する。ただし、4のイの患者であって手帳を提示しないものに対して、情報通信機器を用いた服薬指導を行った場合は、4の口により算定する。
- 4 麻薬を調剤した場合であって、麻薬の服用に関し、その服用及び保管の状況、副作用の有無等について患者に確認し、必要な薬学的管理及び指導を行ったときは、22点を所定点数に加算する。
- 5 特に安全管理が必要な医薬品として別に厚生 労働大臣が定めるものを調剤した場合であって 、当該医薬品の服用に関し、その服用状況、副 作用の有無等について患者に確認し、必要な薬 学的管理及び指導を行ったときには、特定薬剤 管理指導加算1として、10点を所定点数に加算 する。
- 6 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局において、別に厚生労働大臣が定める患者に対して、当該患者の副作用の発現状況、治療計画等を文書により確認し、必要な薬学的管理及び指導を行った上で、当該患者の同意を得

- て、悪性腫瘍の治療に係る薬剤の投薬又は注射 に関し、電話等により、その服用状況、副作用 の有無等について患者に確認し、保険医療機関 に必要な情報を文書により提供した場合には、 特定薬剤管理指導加算2として、月1回に限り 100点を所定点数に加算する。この場合におい て、区分番号15の5に掲げる服薬情報等提供 料は算定できない。
- 7 6歳未満の乳幼児に係る調剤に際して必要な情報等を直接患者又はその家族等に確認した上で、患者又はその家族等に対し、服用に関して必要な指導を行い、かつ、当該指導の内容等を手帳に記載した場合には、乳幼児服薬指導加算として、12点を所定点数に加算する。
- 8 児童福祉法第56条の6第2項に規定する障害 児である患者に係る調剤に際して必要な情報等 を直接当該患者又はその家族等に確認した上で 、当該患者又はその家族等に対し、服用に関し て必要な指導を行い、かつ、当該指導の内容等 を手帳に記載した場合には、小児特定加算とし て、350点を所定点数に加算する。この場合に おいて、注7に規定する加算は算定できない。
- 9 喘息又は慢性閉塞性肺疾患の患者であって、 吸入薬の投薬が行われているものに対して、当 該患者若しくはその家族等又は保険医療機関の 求めに応じて、当該患者の同意を得た上で、文 書及び練習用吸入器等を用いて、必要な薬学的 管理及び指導を行うとともに、保険医療機関に 必要な情報を文書により提供した場合には、吸 入薬指導加算として、3月に1回に限り30点を 所定点数に加算する。この場合において、区分

番号15の5に掲げる服薬情報等提供料は算定できない。

- 10 区分番号 0 0 に掲げる調剤基本料の注 5 に規定する施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局において、糖尿病患者であって、別に厚生労働大臣が定めるものに対して、患者若しくはその家族等又は保険医療機関の求めに応じて、当該患者の同意を得て、調剤後も当該薬剤の服用に関し、電話等によりその服用状況、副作用の有無等について当該患者に確認し、必要な薬学的管理及び指導(当該調剤と同日に行う場合を除く。)を行うとともに、保険医療機関に必要な情報を文書により提供した場合には、調剤後薬剤管理指導加算として、月1回に限り60点を所定点数に加算する。この場合において、区分番号 1 5 の 5 に掲げる服薬情報等提供料は算定できない。
- 11 区分番号15に掲げる在宅患者訪問薬剤管理 指導料を算定している患者については、当該患 者の薬学的管理指導計画に係る疾病と別の疾病 又は負傷に係る臨時の投薬が行われた場合を除 き、算定しない。
- 12 服薬管理指導料の3に係る業務に要した交通 費は、患家の負担とする。
- 13 別に厚生労働大臣が定める保険薬局において 、注1、注2又は注3に掲げる指導等の全てを 行った場合には、注1、注2及び注3の規定に かかわらず、服薬管理指導料の特例として、処 方箋受付1回につき、13点を算定する。この場 合において、注4から注10までに規定する加算 及び区分番号10の2に掲げる調剤管理料の注

3から注5までに規定する加算は算定できない

0

14 当該保険薬局における直近の調剤において、 区分番号13の2に掲げるかかりつけ薬剤師指 導料又は区分番号13の3に掲げるかかりつけ 薬剤師包括管理料を算定した患者に対して、や むを得ない事情により、当該患者の同意を得て 、当該指導料又は管理料の算定に係る保険薬剤 師と、当該保険薬剤師の所属する保険薬局の他 の保険薬剤師であって別に厚生労働大臣が定め るものが連携して、注1に掲げる指導等の全て を行った場合には、注1の規定にかかわらず、 服薬管理指導料の特例として、処方箋受付1回 につき、59点を算定する。

11から13まで (略)

13の2 かかりつけ薬剤師指導料

76点

注1・2 (略)

(削る)

 $3 \sim 5$ (略)

6 児童福祉法第56条の6第2項に規定する障害 児である患者に係る調剤に際して必要な情報等 を直接当該患者又はその家族等に確認した上で 、当該患者又はその家族等に対し、服用に関し て必要な指導を行い、かつ、当該指導の内容等 を手帳に記載した場合には、小児特定加算とし 11から13まで (略)

13の2 かかりつけ薬剤師指導料

76点

注1・2 (略)

3 薬剤服用歴に基づき、重複投薬、相互作用の 防止等の目的で、処方医に対して照会を行い、 処方に変更が行われた場合は、重複投薬・相互 作用等防止加算として、次に掲げる点数をそれ ぞれ所定点数に加算する。

<u>イ</u> 残薬調整に係るもの以外の場合

<u>40点</u>

ロ 残薬調整に係るものの場合

30点

 $\underline{4} \sim \underline{6}$ (略)

て、350点を所定点数に加算する。この場合に おいて、注5に規定する加算は算定できない。

7 区分番号10の3に掲げる服薬管理指導料を 算定している患者については、算定しない。また、区分番号15に掲げる在宅患者訪問薬剤管 理指導料を算定している患者については、当該 患者の薬学的管理指導計画に係る疾病と別の疾 病又は負傷に係る臨時の投薬が行われた場合を 除き、算定しない。

13の3 かかりつけ薬剤師包括管理料

291点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し ているものとして地方厚生局長等に届け出た保 険薬局において、当該施設基準に規定する要件 を満たした保険薬剤師が、医科点数表の区分番 号A001に掲げる再診料の注12に掲げる地域 包括診療加算若しくは注13に掲げる認知症地域 包括診療加算、区分番号B001-2-9に掲 げる地域包括診療料又は区分番号B001-2 -10に掲げる認知症地域包括診療料を算定して いる患者の同意を得て、必要な指導等を行った 場合に、処方箋受付1回につき所定点数を算定 できる。この場合、この表に規定する費用(区 分番号01に掲げる薬剤調製料の注4、注5及 び注8に規定する加算、区分番号15に掲げる 在宅患者訪問薬剤管理指導料(当該患者の薬学 的管理指導計画に係る疾病と別の疾病又は負傷 に係る臨時の投薬が行われた場合に限る。)、 区分番号15の2に掲げる在宅患者緊急訪問薬 剤管理指導料、区分番号15の3に掲げる在宅 患者緊急時等共同指導料、区分番号15の4に 掲げる退院時共同指導料、区分番号15の7に 7 区分番号10に掲げる薬剤服用歴管理指導料 を算定している患者については、算定しない。 また、区分番号15に掲げる在宅患者訪問薬剤 管理指導料を算定している患者については、当 該患者の薬学的管理指導計画に係る疾病と別の 疾病又は負傷に係る臨時の投薬が行われた場合 を除き、算定しない。

13の3 かかりつけ薬剤師包括管理料

291点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し ているものとして地方厚生局長等に届け出た保 険薬局において、当該施設基準に規定する要件 を満たした保険薬剤師が、医科点数表の区分番 号A001に掲げる再診料の注12に掲げる地域 包括診療加算若しくは注13に掲げる認知症地域 包括診療加算、区分番号B001-2-9に掲 げる地域包括診療料又は区分番号B001-2 -10に掲げる認知症地域包括診療料を算定して いる患者の同意を得て、必要な指導等を行った 場合に、処方箋受付1回につき所定点数を算定 できる。この場合、この表に規定する費用(区 分番号01に掲げる調剤料の注4、注5及び注 8に規定する加算、区分番号15に掲げる在宅 患者訪問薬剤管理指導料(当該患者の薬学的管 理指導計画に係る疾病と別の疾病又は負傷に係 る臨時の投薬が行われた場合に限る。)、区分 番号15の2に掲げる在宅患者緊急訪問薬剤管 理指導料、区分番号15の3に掲げる在宅患者 緊急時等共同指導料、区分番号15の4に掲げ る退院時共同指導料、区分番号15の7に掲げ 掲げる経管投薬支援料、区分番号20に掲げる 使用薬剤料及び区分番号30に掲げる特定保険 医療材料を除く。)は当該点数に含まれるもの とする。

2 区分番号10の3に掲げる服薬管理指導料又は区分番号13の2に掲げるかかりつけ薬剤師 指導料を算定している患者については、算定しない。

14 (略)

14の2 外来服薬支援料

1 外来服薬支援料1

185点

2 外来服薬支援料 2

<u>イ</u> <u>42日分以下の場合</u> <u>投与日数が7又はその端</u> 数を増すごとに34点を加算して得た点数

ロ 43日分以上の場合

240点

- 注1 <u>1については、</u>自己による服薬管理が困難な 患者若しくはその家族等又は保険医療機関の求 めに応じて、当該患者が服薬中の薬剤について 、当該薬剤を処方した保険医に当該薬剤の治療 上の必要性及び服薬管理に係る支援の必要性<u>の</u> 了解を得た上で、患者の服薬管理を支援した場 合に月1回に限り算定する。ただし、区分番号 15に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料を算 定している患者については、算定しない。
 - 2 <u>1については、</u>患者若しくはその家族等又は 保険医療機関の求めに応じて、患者又はその家 族等が保険薬局に持参した服用薬の整理等の服 薬管理を行い、その結果を保険医療機関に情報 提供した場合についても、所定点数を算定でき る。
 - 3 2については、多種類の薬剤を投与されてい

る経管投薬支援料、区分番号20に掲げる使用 薬剤料及び区分番号30に掲げる特定保険医療 材料を除く。)は当該点数に含まれるものとす る。

2 区分番号10に掲げる<u>薬剤服用歴管理指導料</u> 又は区分番号13の2に掲げるかかりつけ薬剤 師指導料を算定している患者については、算定 しない。

14 (略)

14の2 外来服薬支援料

185点

(新設)

- 注1 自己による服薬管理が困難な患者若しくはその家族等又は保険医療機関の求めに応じて、当該患者が服薬中の薬剤について、当該薬剤を処方した保険医に当該薬剤の治療上の必要性及び服薬管理に係る支援の必要性<u>を確認した</u>上で、患者の服薬管理を支援した場合に月1回に限り算定する。
 - 2 患者若しくはその家族等又は保険医療機関の 求めに応じて、患者又はその家族等が保険薬局 に持参した服用薬の整理等の服薬管理を行い、 その結果を保険医療機関に情報提供した場合に ついても、所定点数を算定できる。
 - 3 区分番号15に掲げる在宅患者訪問薬剤管理

る患者又は自ら被包を開いて薬剤を服用することが困難な患者に対して、当該薬剤を処方した保険医に当該薬剤の治療上の必要性及び服薬管理に係る支援の必要性の了解を得た上で、2剤以上の内服薬又は1剤で3種類以上の内服薬の服用時点ごとの一包化及び必要な服薬指導を行い、かつ、患者の服薬管理を支援した場合に、当該内服薬の投与日数に応じて算定する。

14の3 服用薬剤調整支援料

1 (略)

2 服用薬剤調整支援料 2

イ別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険薬局において行った場合110点

ロ イ以外の場合

90点

注1・2 (略)

15 在宅患者訪問薬剤管理指導料

 $1 \sim 3$ (略)

注1 (略)

2 在宅で療養を行っている患者であって通院が 困難なものに対して、情報通信機器を用いた薬 学的管理及び指導(訪問薬剤管理指導と同日に 行う場合を除く。)を行った場合に、注1の規 定にかかわらず、在宅患者オンライン薬剤管理 指導料として、患者1人につき、1から3まで と合わせて月4回(末期の悪性腫瘍の患者及び 中心静脈栄養法の対象患者にあっては、週2回 かつ月8回)に限り59点を算定する。また、保 険薬剤師1人につき、1から3までと合わせて 週40回に限り算定できる。 指導料を算定している患者については、算定しない。

14の3 服用薬剤調整支援料

1 (略)

2 服用薬剤調整支援料 2 (新設)

100点

(新設)

注1・2 (略)

15 在宅患者訪問薬剤管理指導料

 $1 \sim 3$ (略)

注1 (略)

2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局において、医科点数表の区分番号C002に掲げる在宅時医学総合管理料に規定する訪問診療の実施に伴い、処方箋が交付された患者であって、別に厚生労働大臣が定めるものに対して、情報通信機器を用いた服薬指導(訪問薬剤管理指導と同日に行う場合を除く。)を行った場合に、注1の規定にかかわらず、在宅患者オンライン服薬指導料として、月1回に限り57点を算定する。この場合において、注3及び注4に規定する加算並びに区分番号15の6に掲げる在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料

- 3 麻薬の投薬が行われている患者に対して、麻薬の使用に関し、その服用及び保管の状況、副作用の有無等について患者に確認し、必要な薬学的管理及び指導を行った場合は、1回につき100点 (注2に規定する在宅患者オンライン薬剤管理指導料を算定する場合は、処方箋受付1回につき22点)を所定点数に加算する。
- 4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局において、在宅で医療用麻薬持続注射療法を行っている患者に対して、その投与及び保管の状況、副作用の有無等について患者又はその家族等に確認し、必要な薬学的管理及び指導を行った場合(注2に規定する場合を除く。)は、在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算として、1回につき250点を所定点数に加算する。この場合において、注3に規定する加算は算定できない。
- 5 在宅で療養を行っている6歳未満の乳幼児であって、通院が困難なものに対して、患家を訪問して、直接患者又はその家族等に対して薬学的管理及び指導を行った場合は、乳幼児加算として、1回につき100点 (注2に規定する在宅患者オンライン薬剤管理指導料を算定する場合は、処方箋受付1回につき12点)を所定点数に加算する。
- 6 児童福祉法第56条の6第2項に規定する障害 児である患者又はその家族等に対して、必要な

は算定できない。また、保険薬剤師 1 人につき、1 から 3 までと合わせて週40回に限り、週10回を限度として算定できる。

3 麻薬の投薬が行われている患者に対して、麻薬の使用に関し、その服用及び保管の状況、副作用の有無等について患者に確認し、必要な薬学的管理及び指導を行った場合は、1回につき100点を所定点数に加算する。

(新設)

4 在宅で療養を行っている6歳未満の乳幼児であって、通院が困難なものに対して、患家を訪問して、直接患者又はその家族等に対して薬学的管理及び指導を行った場合は、乳幼児加算として、1回につき100点を所定点数に加算する

薬学的管理及び指導を行った場合は、小児特定加算として、1回につき450点(注2に規定する在宅患者オンライン薬剤管理指導料を算定する場合は、処方箋受付1回につき350点)を所定点数に加算する。この場合において、注5に規定する加算は算定できない。

7 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局において、在宅中心静脈栄養法を行っている患者に対して、その投与及び保管の状況、配合変化の有無について確認し、必要な薬学的管理及び指導を行った場合(注2に規定する場合を除く。)は、在宅中心静脈栄養法加算として、1回につき150点を所定点数に加算する。

8 • 9 (略)

15の2 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料

1 • 2 (略)

- 注1 1及び2について、訪問薬剤管理指導を実施している保険薬局の保険薬剤師が、在宅での療養を行っている患者であって通院が困難なものの状態の急変等に伴い、当該患者の在宅療養を担う保険医療機関の保険医又は当該保険医療機関と連携する他の保険医療機関の保険医の求めにより、当該患者に係る計画的な訪問薬剤管理指導とは別に、緊急に患家を訪問して必要な薬学的管理及び指導を行った場合に、1と2を合わせて月4回に限り算定する。ただし、情報通信機器を用いて必要な薬学的管理及び指導を行った場合には、在宅患者緊急オンライン薬剤管理指導料として、59点を算定する。
 - 2 麻薬の投薬が行われている患者に対して、麻

(新設)

5・6 (略)

15の2 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料

1 • 2 (略)

注1 1及び2について、訪問薬剤管理指導を実施している保険薬局の保険薬剤師が、在宅での療養を行っている患者であって通院が困難なものの状態の急変等に伴い、当該患者の在宅療養を担う保険医療機関の保険医の求めにより、当該患者に係る計画的な訪問薬剤管理指導とは別に、緊急に患家を訪問して必要な薬学的管理及び指導を行った場合に、1と2を合わせて月4回に限り算定する。

2 麻薬の投薬が行われている患者に対して、麻

薬の使用に関し、その服用及び保管の状況、副作用の有無等について患者に確認し、必要な薬学的管理及び指導を行った場合は、1回につき100点 (注1のただし書に規定する在宅患者緊急オンライン薬剤管理指導料を算定する場合は、処方箋受付1回につき22点)を所定点数に加算する。

- 3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局において、在宅で医療用麻薬持続注射療法を行っている患者に対して、その投与及び保管の状況、副作用の有無等について患者又はその家族等に確認し、必要な薬学的管理及び指導を行った場合(注1のただし書に規定する場合を除く。)は、在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算として、1回につき250点を所定点数に加算する。この場合において、注2に規定する加算は算定できない。
- 4 在宅で療養を行っている6歳未満の乳幼児であって、通院が困難なものに対して、患家を訪問して、直接患者又はその家族等に対して薬学的管理及び指導を行った場合は、乳幼児加算として、1回につき100点 (注1のただし書に規定する在宅患者緊急オンライン薬剤管理指導料を算定する場合は、処方箋受付1回につき12点)を所定点数に加算する。
- 5 児童福祉法第56条の6第2項に規定する障害 児である患者又はその家族等に対して、必要な 薬学的管理及び指導を行った場合は、小児特定 加算として、1回につき450点(注1のただし 書に規定する在宅患者緊急オンライン薬剤管理

薬の使用に関し、その服用及び保管の状況、副作用の有無等について患者に確認し、必要な薬学的管理及び指導を行った場合は、1回につき100点を所定点数に加算する。

(新設)

3 在宅で療養を行っている6歳未満の乳幼児であって、通院が困難なものに対して、患家を訪問して、直接患者又はその家族等に対して薬学的管理及び指導を行った場合は、乳幼児加算として、1回につき100点を所定点数に加算する

指導料を算定する場合は、処方箋受付1回につき350点)を所定点数に加算する。この場合において、注4に規定する加算は算定できない。

6 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局において、在宅中心静脈栄養法を行っている患者に対して、その投与及び保管の状況、配合変化の有無について確認し、必要な薬学的管理及び指導を行った場合(注1のただし書に規定する場合を除く。)は、在宅中心静脈栄養法加算として、1回につき150点を所定点数に加算する。

7・8 (略)

15の3 在宅患者緊急時等共同指導料

700点

- 注1 訪問薬剤管理指導を実施している保険薬局の保険薬剤師が、在宅での療養を行っている患者であって通院が困難なものの状態の急変等に伴い、当該患者の在宅療養を担う保険医療機関の保険医又は当該保険医療機関と連携する他の保険医療機関の保険医の求めにより、当該保険医療機関の保険医等、歯科訪問診療を実施している保険医療機関の保険医である歯科医師等、訪問看護ステーションの保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、介護支援専門員又は相談支援専門員と共同でカンファレンスに参加し、それらの者と共同でカンファレンスに参加し、それらの者と共同で療養上必要な指導を行った場合に、月2回に限り算定する。
 - 2 (略)
 - 3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保

(新設)

4 · 5 (略)

15の3 在宅患者緊急時等共同指導料

700点

注1 訪問薬剤管理指導を実施している保険薬局の 保険薬剤師が、在宅での療養を行っている患者 であって通院が困難なものの状態の急変等に伴 い、当該患者の在宅療養を担う保険医療機関の 保険医の求めにより、当該保険医療機関の保険 医等、歯科訪問診療を実施している保険医療機 関の保険医である歯科医師等、訪問看護ステー ションの保健師、助産師、看護師、理学療法士 、作業療法士若しくは言語聴覚士、介護支援専 門員又は相談支援専門員と共同でカンファレン スに参加し、それらの者と共同で療養上必要な 指導を行った場合に、月2回に限り算定する。

2 (略)

険薬局において、在宅で医療用麻薬持続注射療法を行っている患者に対して、その投与及び保管の状況、副作用の有無等について患者又はその家族等に確認し、必要な薬学的管理及び指導を行った場合は、在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算として、1回につき250点を所定点数に加算する。この場合において、注2に規定する加算は算定できない。

4 (略)

- 5 児童福祉法第56条の6第2項に規定する障害 児である患者又はその家族等に対して、必要な 薬学的管理及び指導を行った場合は、小児特定 加算として、1回につき450点を所定点数に加 算する。この場合において、注4に規定する加 算は算定できない。
- 6 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局において、在宅中心静脈栄養法を行っている患者に対して、その投与及び保管の状況、配合変化の有無について確認し、必要な薬学的管理及び指導を行った場合は、在宅中心静脈栄養法加算として、1回につき150点を所定点数に加算する。

7・8 (略)

15の4 退院時共同指導料

600点

注 保険医療機関に入院中の患者について、当該患者の退院後の訪問薬剤管理指導を担う保険薬局として当該患者が指定する保険薬局の保険薬剤師が、当該患者の同意を得て、退院後の在宅での療養上必要な薬剤に関する説明及び指導を、入院中の保険医療機関の保険医又は保健師、助産師、看護

3 (略)

(新設)

(新設)

<u>4</u>・<u>5</u> (略)

15の4 退院時共同指導料

600点

注 保険医療機関に入院中の患者について、当該患者の退院後の訪問薬剤管理指導を担う保険薬局として当該患者が指定する保険薬局の保険薬剤師が、当該患者の同意を得て、退院後の在宅での療養上必要な薬剤に関する説明及び指導を、入院中の保険医療機関の保険医又は保健師、助産師、看護

師、准看護師、薬剤師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士若しくは社会福祉士と共同して行った上で、文書により情報提供した場合に、当該入院中1回に限り算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める疾病等の患者については、当該入院中2回に限り算定できる。

15の5 服薬情報等提供料

1 • 2 (略)

3 服薬情報等提供料3

50点

注1 • 2 (略)

3 3については、入院前の患者に係る保険医療機関の求めがあった場合において、当該患者の同意を得た上で、当該患者の服用薬の情報等について一元的に把握し、必要に応じて当該患者が保険薬局に持参した服用薬の整理を行うとともに、保険医療機関に必要な情報を文書により提供等した場合に3月に1回に限り算定する。これらの内容等については薬剤服用歴に記録すること。

4 (略)

- 5 区分番号00に掲げる調剤基本料の注2に規 定する別に厚生労働大臣が定める保険薬局にお いて、別に厚生労働大臣が定める保険医療機関 への情報提供を行った場合は、算定できない。
- 15の6 在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料

1 • 2 (略)

注1 (略)

2 <u>区分番号10の2に掲げる調剤管理料の注3</u> に規定する重複投薬・相互作用等防止加算、区 <u>分番号10の3</u>に掲げる<u>服薬管理指導料</u>、区分 番号13の2に掲げるかかりつけ薬剤師指導料 師若しくは准看護師と共同して行った上で、文書により情報提供した場合に、当該入院中1回に限り算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める疾病等の患者については、当該入院中2回に限り算定できる。

15の5 服薬情報等提供料

1 • 2 (略)

(新設)

注1・2 (略)

(新設)

<u>3</u> (略) (新設)

15の6 在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料

1 • 2 (略)

注1 (略)

2 区分番号10に掲げる<u>薬剤服用歴管理指導料</u> 、区分番号13の2に掲げるかかりつけ薬剤師 指導料又は区分番号13の3に掲げるかかりつ け薬剤師包括管理料を算定している患者につい 又は区分番号13の3に掲げるかかりつけ薬剤 師包括管理料を算定している患者については、 算定しない。

15の7・16から19まで (略) 第3節 薬剤料

区分

20 使用薬剤料

- 1 使用薬剤の薬価が<u>薬剤調製料</u>の所定単位につき15円以下の場合1点
- 2 使用薬剤の薬価が<u>薬剤調製料</u>の所定単位につき 15円を超える場合の加算 10円又はその端数を 増すごとに1点

注 (略)

第4節 (略)

第5節 経過措置

- 1 平成24年3月31日以前に区分番号15の注1に規定する医師の指示があった患者については、区分番号15の<u>注8</u>、区分番号15の2の<u>注7</u>及び区分番号15の3の<u>注7</u>の規定は適用しない。
- 2区分番号10の2の注5のただし書の規定による加算は、令和6年3月31日までの間に限り、算定できるものとする。

ては、算定しない。

15の7・16から19まで (略) 第3節 薬剤料

区分

20 使用薬剤料

- 1 使用薬剤の薬価が<u>調剤料</u>の所定単位につき15円 以下の場合1 点
- 2 使用薬剤の薬価が<u>調剤料</u>の所定単位につき15円 を超える場合の加算 10円又はその端数を増す ごとに1点

注 (略)

第4節 (略)

第5節 経過措置

1 平成24年3月31日以前に区分番号15の注1に規定する医師 の指示があった患者については、区分番号15の<u>注5</u>、区分番 号15の2の<u>注4</u>及び区分番号15の3の<u>注4</u>の規定は適用し ない。

【令和四年四月一日施行】保険医療機関及び保険医療養担当規則別紙 4 (昭和三十二年厚生省令第十五号)

**P\$P\$一臣方名》	(傍線部分は改正部分)
改正後	改正前
(診療の具体的方針)	(診療の具体的方針)
Ć.	C.
定によるほか、次に掲げるところによるものとする。	定によるほか、次に掲げるところによるものとする。
一 (略)	一 (略)
二 投薬	二 投薬
イ〜ホ (略)	イ〜ホ (略)
へ 投薬量は、予見することができる必要期間に従つたもので	ク 投薬量は、予見することができる必要期間に従つたもので
なければならない。この場合において、厚生労働大臣が定め	11
る内服薬及び外用薬については当該厚生労働大臣が定める内	び外用薬については当該厚生労働大臣が定める内服薬及び外
- を限度とする。 - 原十四日父 三十日父又は九十日父 - 肥薬及て外用薬ことは一回十四日父 三十日父又は九十日父	る。
ト (略)	ト (略)
三 処方箋の交付	三 処方箋の交付
イ (略)	イ (略)
一 イの規定にかかわらず、リフィル処方箋(保険医が診療に	(新設)
基づき、別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を処	
方する場合に限り、複数回(三回までに限る。)の使用を認	
めた処方箋をいう。以下同じ。)の二回目以降の使用期間は	
、直近の当該リフィル処方箋の使用による前号への必要期間	
が終了する日の前後七日以内とする。	
ハ イ及び口によるほか、処方箋の交付に関しては、前号に定	ロ 前イによるほか、処方箋の交付に関しては、前号に定める
める投薬の例による。ただし、当該処方箋がリフィル処方箋	投薬の例による。
である場合における同号の規定の適用については、同号へ中	
「投薬量」とあるのは、「リフィル処方箋の一回の使用によ	

の投薬量」とし、同号へ後段の規定は、適用しない。
る投薬量及び当該リフィル処方箋の複数回の使用による合計

四~七(略)

(歯科診療の具体的方針)

よるものとする。
条から第十九条の三までの規定によるほか、次に掲げるところに第二十一条 歯科医師である保険医の診療の具体的方針は、第十二

(略)

二投薬

イ〜ホ (略)

二 処方箋の交付

| 用期間は、直近の当該リフィル処方箋の使用による前号への| イの規定にかかわらず、リフィル処方箋の二回目以降の使- (略)

必要期間が終了する日の前後七日以内とする。

の投薬量」とし、同号へ後段の規定は、適用しない。
る投薬量及び当該リフィル処方箋の複数回の使用による合計である場合における同号の規定の適用については、同号へ中である場合における同号の規定の適用については、同号へ中である場合における同号の規定の適用については、同号へ中である投薬の例による。ただし、当該処方箋がリフィル処方箋イ及び口によるほか、処方箋の交付に関しては、前号に定

四・五 (略)

六 歯冠修復及び欠損補綴

歯冠修復及び欠損補綴は、次に掲げる基準によつて行う。

四~七(略)

(歯科診療の具体的方針)

よるものとする。
条から第十九条の三までの規定によるほか、次に掲げるところに第二十一条 歯科医師である保険医の診療の具体的方針は、第十二

(略)

二投薬

イ~ホ (略)

び外用薬については当該厚生労働大臣が定める内服薬及び外なければならないこととし、厚生労働大臣が定める内服薬及投薬量は、予見することができる必要期間に従つたもので

用薬ごとに一回十四日分、三十日分又は九十日分を限度とす

二 処方箋の交付

イ (略)

(新設)

投薬の例による。

「前イによるほか、処方箋の交付に関しては、前号に定める

四·五(略)

六 歯冠修復及び欠損補綴

歯冠修復及び欠損補綴は、次に掲げる基準によつて行う。

3 (略) (略) (略) (の方箋の交付)	七〜九 (略) 七〜九 (略) 七〜九 (略) 七〜九 (略) 七〜九 (略) 七〜九 (略)
2 (略) 2 (略) 2 (略)	七〜九 (略)七〜九 (略)1) (略)(1) (略)(2) ブリッジは、金位十四カラット合金は、前歯部の複構窩洞又はポンティックに限つて使用する。 雑窩洞又はポンティックに限つて使用する。

					(]	_ の処	-	<u>ル</u> 選は、		方 箋	,)								
	公費負担番号									保険者番号									
	公費負担医療 の受給者番号	•								被保険者証・被保険者手帳の記号・番号		I.			•			(枝番)
	氏 名									保険医療機関の 所在地及び名称									
患者	生年月日	明大昭平令			年	月	B	男	· 女	電 話 番 号 保険医氏名								Œ	Đ
	区分		被保	険者			被扶	養者	.	都道府県番号		点数 番 ⁻			医療機				
	交付年月日		令和	ÎΠ	年	J	Ħ	日		処方箋の 使用期間	令和	1 年	. ,	1		除き、	交付の内に保	る場合を 日を含め 晩薬局に	りて
処	変更不可									ジェネリック医薬品)への? 紀載し、「保険医署名」欄								合には	
<i>Д</i>		IJ	フィ	ル可		((旦	i)										
備	保険医署名	(L	変更るた場合	下可」	欄に署名	「レ」 又はi	記名・	は「× ・押印	」をi するこ	記載こと。)									
考	保険薬局が									/特に指示がある場合は -で調剤 □(#							5 Z 8	と。)	
	利実施回数(調剤回 □1回目調剤日(次回調剤予定日(年	応じ [*] : 月 : 月	1	コに 目) 目)		□ 2 🖪	回目調	剤日	記載するとともに、調剤! (年 月 日) ヨ(年 月 日)	日及び 口						⁻ るこ) 目)
	調剤済年月日		令和	ī	年	J	Ę.	日		公費負担者番号									
及	:険薬局の所在地 び 名 称 ・ 険 薬 剤 師 氏 名							Ø)	公費負担医療 受 給 者 番									

保険薬剤師氏名

^{1. 「}処方」欄には、薬名、分量、用法及び用量を記載すること。
2. この用紙は、A列5番を標準とすること。
3. 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令(昭和51年厚生省令第36号)第1条の公費負担医療については、「保険医療機関」とあるのは

[「]公費負担医療の担当医療機関」と、「保険医氏名」とあるのは「公費負担医療の担当医氏名」と読み替えるものとすること。

	(傍線部分は改正部分)
改 正 後	改正前
(一部負担金等の受領)	(一部負担金等の受領)
第五条 (略)	第五条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 保険医療機関のうち、医療法(昭和二十三年法律第二百五号) 0	3 保険医療機関のうち、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)
第七条第二項第五号に規定する一般病床(以下「一般病床」とい	第七条第二項第五号に規定する一般病床(以下「一般病床」とい
う。)を有する同法第四条第一項に規定する地域医療支援病院(う。)を有する同法第四条第一項に規定する地域医療支援病院(
一般病床の数が二百未満であるものを除く。)、同法第四条の二	一般病床の数が二百未満であるものを除く。)及び同法第四条の
第一項に規定する特定機能病院及び同法第三十条の十八の二第一	二第一項に規定する特定機能病院であるものは、法第七十条第三
項に規定する外来機能報告対象病院等(同法第三十条の十八の四	項に規定する保険医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携の
第一項第二号の規定に基づき、同法第三十条の十八の二第一項第	ための措置として、次に掲げる措置を講ずるものとする。
一号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院と	
して都道府県が公表したものに限り、一般病床の数が二百未満で	
あるものを除く。)であるものは、法第七十条第三項に規定する	
保険医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携のための措置と	
して、次に掲げる措置を講ずるものとする。	
一 (略)	一 (略)
二 選定療養(厚生労働大臣の定めるものに限る。)に関し、当	二 選定療養(厚生労働大臣の定めるものに限る。)に関し、当
該療養に要する費用の範囲内において厚生労働大臣の定める金	該療養に要する費用の範囲内において厚生労働大臣の定める金
額以上の金額の支払を求めること(厚生労働大臣の定める場合	額以上の金額の支払を求めること。 (厚生労働大臣の定める場
を除く。) 。	合を除く。)

高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準(昭和五十八年厚生省告示第十四号)別紙6

に定める投薬の例による。ただし、当該処方箋がリフィル処方する場合に限り、複数回(三回までに限る。)の使用を認めた処方箋をいう。以下同じ。)の二回目以降の使用期間はが終了する日の前後七日以内とする。 (略) (略) (略) (略) (本) (略) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本	規定にかかわらず、リフィル処方箋(保険医が診の交付	九十日分を艰度とする。 た十日分を艰度とする。 たいる内服薬及び外用薬ごとに一回十四日分、三十日分又はなければならない。この場合において、別に厚生労働大臣がなければならない。この場合において、別に厚生労働大臣がなければならない。この場合において、別に厚生労働大臣がなければならない。この場合において、別に厚生労働大臣がる、投薬量は、予見することができる必要期間に従ったものでイー・二 (略)	。 前条までの規定によるほか、次に掲げるところによるものとする第二十条 医師である保険医の診療の具体的方針は、第十二条から(診療の具体的方針) 改 正 後	
める投薬の例によるほか、処方箋の交付に関しては、前号に定口 (略) (略)	(新設) 四 処方箋の交付 下 (略)	限度とする。 現度とする。 現度とする。 現度といする。 現度という。 現度という。 現度という。 現度という。 に同十四日分、三十日分又は九十日分を できる必要期間に従ったもので ができる必要期間に従ったもので が表現し、予見することができる必要期間に従ったもので ととし、別に厚生労働大臣が定める内服 三、投薬 一・二 (略)	。 前条までの規定によるほか、次に掲げるところによるものとする第二十条 医師である保険医の診療の具体的方針は、第十二条から(診療の具体的方針) 改 正 前	(傍線部分は改正部分)

合計の投薬量」 による投薬量及び当該リフィル処方箋の複数回の使用による 方箋である場合における同号の規定の適用につ 中 一投薬量」とあるのは、 同号へ後段の規定は、 「リフィル処方箋の一回の使用 適用しない。 いては 同号

五、~八 (略)

(歯科診療の具体的方針)

第二十一条 条から第十九条の三までの規定によるほか、 よるものとする。 歯科医師である保険医の診療の具体的方針は、第十二 次に掲げるところに

_ __ (略)

投薬

イ~ホ

九十日分を限度とする。 定める内服薬及び外用薬ごとに一回十四日分、三十日分又は 定める内服薬及び外用薬については当該別に厚生労働大臣が なければならない。この場合において、別に厚生労働大臣が 投薬量は、予見することができる必要期間に従ったもので

処方箋の交付

(略)

用期間は、 イの規定にかかわらず 直近の当該リフィル処方箋の使用による前号への リフィル処方箋の二回目以降の使

必要期間が終了する日の前後七日以内とする。

める投薬の例による。ただし、当該処方箋がリフィル処方箋 の投薬量」とし、 る投薬量及び当該リフィル処方箋の複数回の使用による合計 である場合における同号の規定の適用については、同号へ中 イ及び口によるほか、処方箋の交付に関しては、前号に定 「投薬量」とあるのは、 同号へ後段の規定は、 「リフィル処方箋の一回の使用によ 適用しない

> 五~八 (略)

第二十一条 条から第十九条の三までの規定によるほか、次に掲げるところに (歯科診療の具体的方針) 歯科医師である保険医の診療の具体的方針は、第十二

<u>.</u> (略) よるものとする。

三投薬

イ~ホ (略)

限度とする。 薬及び外用薬ごとに一回十四日分、三十日分又は九十日分を 薬及び外用薬については当該別に厚生労働大臣が定める内服 なければならないこととし、別に厚生労働大臣が定める内服 投薬量は、予見することができる必要期間に従ったもので

兀 処方箋の交付

(略)

(新設)

口 薬の例による。 イによるほか、 処方箋の交付に関しては、 前号に定める投

五・六 (略)

五・六

(略

3 (略) 限を記載しなければならない。 限を記載しなければならない。 により、処方箋にその旨及び当該リフィル処方箋の使用回数の上 保険医は、リフィル処方箋を交付する場合には、健康保険の例	により、処方箋に必要な事項を記載しなければならない。第二十三条 保険医は、処方箋を交付する場合には、健康保険の例(処方箋の交付)	八~九 (略)		ニーブリツジは、弋用合金を吏用する。 (略)	(2) (1 (略)	欠 (歯冠修復及び欠損補綴は、次に掲げる基準によつて行う。七 歯冠修復及び欠損補綴
2 (略)	により、処方箋に必要な事項を記載しなければならない。第二十三条 保険医は、処方箋を交付する場合には、健康保険の例(処方箋の交付)	八~九 (略)	雅窩洞又はポン 用する。 ただし、	ニーブリツジは、全立十四カラツト令金又は弋用令金を吏一 (略)	(2) (1 (昭)	欠(損略	歯冠修復及び欠損補綴は、次に掲げる基準によつて行う。 七 歯冠修復及び欠損補綴

(12)

(13)

(14)

(15)

(16)

(17)

票の見直し

個別改定項目について

I 新型コロナウイルス感染症等にも対応できる効率的·効果的で質の高い
医療提供体制の構築
I - 1 当面、継続的な対応が見込まれる新型コロナウイルス感染症への 対応1
① 令和4年度診療報酬改定におけるコロナ特例等に係る対応1
I - 2 医療計画の見直しも念頭に新興感染症等に対応できる医療提供体
制の構築に向けた取組2
① 外来診療時の感染防止対策の評価の新設及び感染防止対策加算の見
直し2
I-3 医療機能や患者の状態に応じた入院医療の評価16
① 高度かつ専門的な急性期医療の提供体制に係る評価の新設16
② 総合入院体制加算の見直し18
③ 重症度、医療・看護必要度の評価項目及び施設基準の見直し21
④ 重症度、医療・看護必要度Ⅱの要件化25
⑤ 短期滞在手術等基本料の評価の見直し27
⑥ 特定集中治療室等における重症患者対応体制の強化に係る評価の新
設
⑦ 重症患者等に対する支援に係る評価の新設42
⑧ バイオクリーンルーム設置に係る要件の見直し44
⑨ 救命救急入院料等における算定上限日数の見直し45
① 早期離床・リハビリテーション加算の見直し49
① 早期離床・リハビリテーション加質における職種要件の見直し 54

早期栄養介入管理加算の見直し56

重症度、医療・看護必要度の評価項目及び判定基準の見直し ... 60

救命救急入院料1及び3における重症度、医療・看護必要度の評価

地域包括ケア病棟入院料の評価体系の見直し63

地域包括ケア病棟入院料の見直し75

回復期リハビリテーション病棟入院料の評価体系及び要件の見直し

18	回復期リハビリテーションを要する状態の見直し	82
19	特定機能病院においてリハビリテーションを担う病棟の	評価の新設
		85
20	療養病棟入院基本料に係る経過措置の見直し	88
21)	中心静脈栄養の実施に係る療養病棟入院基本料の見直し	92
22) 障害者施設等入院基本料等の見直し	94
23	〉 緩和ケア病棟入院料の見直し	98
24) 有床診療所入院基本料等の見直し	100
25) 有床診療所における慢性維持透析患者の受入れに係る評値	西の新設 .
		103
26		
27)	DPC/PDPS の見直し	105
I —	- - 4 外来医療の機能分化等	119
(1)		
2		
3		
	見直し	123
4		
(5)	紹介受診重点医療機関とかかりつけ医機能を有する医療	幾関の連携
	の推進	130
т	5 かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師の	の総合の証
1 —	- 6 かかり 20 医、かかり 20 国件医、かかり 20 業別的に - 価	
(1)		
2		
3		
4		
5		
6		
(7)		
8		
0	/ プローダインの大声のクルカーノンイル以北の九川川・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	104
I —	6 質の高い在宅医療・訪問看護の確保	155
(1)) 在支診及び在支病による地域連携の推進	155

	2	在支診及び在支病における適切な意思決定支援の推進	. 157
	3	在宅療養支援病院の実績に係る要件の見直し	. 158
	4	外来在宅共同指導料の新設	. 160
	5	継続診療加算の見直し	. 161
	6	在宅がん医療総合診療料の見直し	. 162
	7	緊急往診加算の見直し	. 163
	8	複数の訪問看護ステーションによる 24 時間対応体制の見直し	. 164
	9	業務継続に向けた取組強化の推進	. 166
	10	機能強化型訪問看護ステーションの見直し	. 167
	\bigcirc	医療的ケア児等に対する訪問看護に係る関係機関の連携強化	. 169
	12	訪問看護指示書の記載欄の見直し	. 172
	13	専門性の高い看護師による同行訪問の見直し	. 173
	14)	専門性の高い看護師による訪問看護における専門的な管理の評	
	新	f設	. 175
	15)	訪問看護における特定行為の手順書の交付に係る評価の新設	. 177
	16	退院日のターミナルケアの見直し	. 179
	17)	複数名訪問看護加算の見直し	. 181
	18	医療的ニーズの高い利用者の退院支援の見直し	. 183
	19	同一建物居住者に対する訪問看護に係る評価区分の見直し	
	20	質の高い在宅歯科医療の提供の推進	. 186
	21)	在宅医療における医科歯科連携の推進	. 190
	22	患者の状態に応じた在宅薬学管理の推進	. 191
	23	薬局に係る退院時共同指導料の見直し	. 194
	24)	ICT を活用した遠隔死亡診断の補助に対する評価の新設	. 197
Ι	- 7	地域包括ケアシステムの推進のための取組	. 199
	1	医療的ケア児に対する支援に係る主治医及び学校医等の連携強	-
	2	小児慢性特定疾病の児に対する支援に係る主治医及び学校医等	
	_	强化	. 200
	3	医療的ケア児に対する支援に係る医療機関及び児童相談所の	
	強	紀	
	4	周術期の栄養管理の推進	
	5	栄養サポートチーム加算の見直し	. 203

6	病棟における栄養管理体制に対する評価の新設20	05
7	褥瘡対策の見直し20	07
8	手術後の患者に対する多職種による疼痛管理に係る評価の新設	
		08
9	在宅医療における医科歯科連携の推進21	10
10	総合的医療管理に係る医科歯科連携の推進21	11
1	薬局に係る退院時共同指導料の見直し21	14
12	処方箋様式の見直し(リフィル処方箋の仕組み)27	15
13	処方箋料の見直し	18
Ⅱ 安/	ひ・安全で質の高い医療の実現のための医師等の働き方改革等の推送	進
II —		
	等の確保21	
1	地域医療体制確保加算の見直し21	19
п —	3 医療機関内における労務管理や労働環境の改善のためのマネジ。	メ
_	ントシステムの実践に資する取組の推進	
(1)	勤務医の負担軽減の取組の推進	
2	夜間の看護配置に係る評価及び業務管理等の項目の見直し 22	
•		
II —	The character of the ch	
	の改善、タスク・シェアリング/タスク・シフティング、チーム[医
	療の推進23	30
1	医師事務作業補助体制加算の見直し23	
2	特定行為研修修了者の活用の推進23	33
3	病棟薬剤業務実施加算の見直し23	34
4	周術期における薬学的管理の評価の新設23	36
5	看護補助者の更なる活用に係る評価の新設23	37
п —	5 業務の効率化に資するICTの利活用の推進、その他長時間労働	な
	どの厳しい勤務環境の改善に向けての取組の評価	
(1)	医療機関における ICT を活用した業務の効率化・合理化 24	
<u></u>	医療機関等における事務等の簡素化・効率化	
		- •

Ⅲ 患者・国民にとって身近であって、安心・安全で質の高い医療の実現

Ш-	- 1	患者にとって安心・安全に医療を受けられるための体制の評価	価や
		医薬品の安定供給の確保等	246
(1	入退院支援の推進	246
	2	医療資源の少ない地域に配慮した評価の見直し	249
	3	画像診断情報等の適切な管理による医療安全対策に係る評価の	新設
			250
(4	療養・就労両立支援指導料の見直し	252
(į	5	手術等の医療技術の適切な評価	254
(6	質の高い臨床検査の適切な評価	257
	7)	家族性大腸腺腫症の適切な治療の推進	258
(8	3	人工呼吸器等の管理に係る評価の見直し	259
(9	人工腎臓に係る導入期加算の見直し	264
(1	0	在宅腹膜灌流に係る遠隔モニタリングの評価の新設	267
(1	1	在宅血液透析指導管理料の見直し	269
(1	2	プログラム医療機器に係る評価の新設	270
(1	3	生活習慣病管理料の見直し	272
(1	4	歯科口腔疾患の重症化予防の推進	275
ш -	0	医療における ICT の利活用・デジタル化への対応	270
	1)	情報通信機器を用いた初診に係る評価の新設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(Z	2)	情報通信機器を用いた再診に係る評価の新設及びオンライン診察	
	_	廃止	
	3	情報通信機器を用いた医学管理等に係る評価の見直し	
(4	4)	在宅時医学総合管理料におけるオンライン在宅管理に係る評価(
		[U	
(5)	施設入居時等医学総合管理料におけるオンライン在宅管理に係る	
_	_	iの新設	
(<u>6</u>)	訪問歯科衛生指導の実施時におけるICTの活用に係る評価の新	
	7	情報通信機器を用いた服薬指導の評価の見直し	291
(8	3	情報通信機器等を用いた外来栄養食事指導の評価の見直し	296
(9	データ提出加算に係る届出を要件とする入院料の見直し	298

10	診療録管理体制加算の見直し
11)	標準規格の導入に係る取組の推進304
12	外来医療等におけるデータ提出に係る評価の新設305
13	オンライン資格確認システムを通じた患者情報等の活用に係る評価
	の新設308
m _	3 アウトカムにも着目した評価の推進
	3
2	疾患別リハビリテーション料の見直し
3	リハビリテーション実施計画書の署名欄の取扱いの見直し318
4	データ提出加算に係る届出を要件とする入院料の見直し320
⑤	外来医療等におけるデータ提出に係る評価の新設321
•	// 水色原守で051/で /
Ш —	4-1 子どもを持ちたいという方々が安心して有効で安全な不妊治
	療を受けられるようにするための適切な医療の評価322
1	一般不妊治療に係る評価の新設322
2	生殖補助医療に係る評価の新設325
3	男性不妊治療に係る評価の新設335
ш —	4 - 2 質の高いがん医療の評価338
_ (1)	がん患者指導管理料の見直し338
2	外来化学療法に係る栄養管理の充実342
3	放射線治療病室管理加算の見直し343
4	がんゲノムプロファイリング検査の見直し345
5	無菌製剤処理料の見直し350
6	悪性腫瘍の治療における安心・安全な外来化学療法の評価の新設・
	4-3 認知症の者に対する適切な医療の評価354
\bigcirc	認知症専門診断管理料の見直し354
ш—	4-4 地域移行・地域生活支援の充実を含む質の高い精神医療の評
	価356
1	療養・就労両立支援指導における相談支援に係る職種要件の見直し
(2)	薬物依存症患者に対する入院医療管理の充実358

(3)	アルコール依存症の外来患者に対する集団療法の評価の新設361
4	摂食障害入院医療管理加算及び精神科身体合併症管理加算の見直し
5	精神疾患を有する者の地域定着に向けた多職種による支援の評価の
亲	f設
6	継続的な精神医療の提供を要する者に対する訪問支援の充実366
7	児童思春期精神科専門管理加算の見直し367
8	通院・在宅精神療法の見直し369
9	精神科救急医療体制の整備の推進371
10	クロザピンの導入を目的とする転院患者に係る要件の見直し385
11	かかりつけ医等及び精神科医等が連携した精神疾患を有する者等の
彭	診療に係る評価の新設387
12	救急患者精神科継続支援料の見直し390
13	救命救急医療における自殺企図患者等に対する治療等に係る評価の
見	見直し392
m — /	 -5 難病患者に対する適切な医療の評価
m 7	。
2	遺伝カウンセリングの見直し397
3	生体移植時における適切な検査の実施401
4	知的障害を有するてんかん患者の診療に係る遠隔連携診療料の見直
ج ا	400
<u>(5)</u>	,403 アレルギー疾患を有する児童等に対する支援に係る主治医及び学校
_	5 7 0 ルイ ・
(6)	、中の建協協に ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
0	- 無柄患者人はて70.570患者のお原に8517る医療機関間の情報共行 直携の推進407
, <u> </u>	E155071年延
<u>II</u> — 4	↓−6 小児医療、周産期医療、救急医療の充実409
1	小児運動器疾患指導管理料の見直し409
2	医療的ケア児に対する支援に係る主治医及び学校医等の連携強化.
	410
3	小児慢性特定疾病の児に対する支援に係る主治医及び学校医等の連
撙	售強化411
4	医療的ケア児に対する支援に係る 医療機関及び児童相談所の連携
辞	餡化

(5	造血幹細胞移植を実施する小児患者に対する無菌治療管理の評価	_i の
	新設4	13
6	時間外における小児患者の緊急入院の受入体制の評価の新設4	15
7	医療的ケア児等に対する専門的な薬学管理の評価の新設4	17
8	医療的ケア児に対する薬学的管理の評価の新設4	19
9	不適切な養育等が疑われる小児患者に対する支援体制の評価の新	設
		21
10	小児特定集中治療室管理料の見直し4	23
11	新生児特定集中治療室管理料等の見直し4	25
12	専門機関との連携分娩管理の評価の新設4	28
13	胎児が重篤な疾患を有すると診断された妊婦等に対する多職種に	ょ
	る支援の評価の新設4	30
14		
15	救急医療管理加算の見直し4	33
16	救急搬送診療料の見直し4	36
т —	5 口腔疾患の重症化予防、口腔機能低下への対応の充実、生活の	皆
	に配慮した歯科医療の推進4	
(1)		
2		
3	ライフステージに応じた口腔機能管理の推進4	41
4	歯科診療所と病院の機能分化・連携の強化4	43
<u> </u>	歯科固有の技術の評価の見直し4	45
ш	○ 英日の地域におけてかり 10 日機能に広じれ 英田大豆店 英田	
ш —	6 薬局の地域におけるかかりつけ機能に応じた適切な評価、薬局で割留業務の対機中心から対し中心のを持つ性後、病情薬剤の	
	薬剤師業務の対物中心から対人中心への転換の推進、病棟薬剤師 務の評価	
(1)		
<u>(2</u>		
(3)		
4		
4	▽ 7内1木飛門木仂大旭川弁り九旦し	rUO
π7 ±'	表儿。 第 工儿子写脸上他点点点点地。	
<u>IV</u> 效	<u>率化・適正化を通じた制度の安定性・持続可能性の向上</u>	
IV —	1 後発医薬品やバイオ後続品の使用促進4	69

	1		薬局及	び医	療機関	におり	ナる後	発医	薬品の	使用	促進			46	69
	2		バイオ	後続	品の使	用促进	進							47	74
IV	7 — 2	2	費用	対効	果評価	i制度(の活用	1							
IV	<i>7</i> — 3	3	市場	実勢	価格を	踏ま	えた道	直正な	評価等	F				4	75
	1	;	実勢価	格等	を踏ま	えた	貪体 槆	食査の	評価の	適正	化			4	75
	2	;	実勢価	格等	を踏ま	えたね	材料加	ロ算の	評価の	適正	化			4	76
	3		医療技	術の	評価・	再評值	西の右	Eり方	の見直	[L				47	77
	4		人工腎	臓の	評価の	見直	ل							47	78
TΖ	r — ∠	4	医癖	桦能	や患者	か出作	能に成	5 1° <i>t-</i>	入院医	(春の	延 価	(重規	引)	Δ 9	R1
- •	1		医療機 医療機									•	•		
	U)		<u>公</u> 派派	HE V	心日以	/ 1八 ics i	<i>⊂ </i>	/ / _ / \	ルビガ	₹ 0 7 6 T 1	, щ			🗝	<i>J</i> 1
IV	— 5	_			の機能										
	1		外来医	療の	機能分	化等								48	82
IV	r — е	6	重症	化予	防の取	組の打	進							48	83
	1		透析中	の運	動指導	に係る	る評価	の新	設					48	83
	2	i	継続的	な二	次性骨	·折予[坊に係	系る評	価の新	f設				48	84
	3	:	生活習	慣病	管理料	lの見ī	直し.							48	86
	4		高度難	聴指	導管理	料の!	見直し							48	87
	⑤	-	歯科口	腔疾	患の重	症化-	予防σ)推進						48	88
π7	r –	7	医師	. v=	抽蓝文	16年 しょ	世中语	支山白玉	の物质	₩ ₩	КП 1 —	L Z K	古古	の済	
ΤΛ	_ ,		运训 使用等	٠. ٠					17575 1- 1				,,,,,,,,,		
	(1)		医斯奇 医薬品		_										
	2		医栗吅 処方箋												
	3		処力箋 処方箋			- ·	•				•				
	9		ベル多	イイひノ	元坦し									43	וט
IV	<i>7</i> – ε	8	効率	性等	に応じ	た薬	哥の評	呼価の	推進.					49	92
	1	(調剤基	本料	の見直	[L								49	92
	(2)		特別調	基脩	本料の	見直 (با							49	94

 $\begin{bmatrix} I-5 & かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師の機能の評価-8 \end{bmatrix}$

⑧ 地域における薬局のかかりつけ機能の評価

第1 基本的な考え方

かかりつけ薬剤師指導料等を算定する患者に対して、かかりつけ薬剤師以外がやむを得ず対応する場合に、あらかじめ患者が選定した薬剤師がかかりつけ薬剤師と連携して実施する服薬指導等について新たな評価を行う。

第2 具体的な内容

かかりつけ薬剤師指導料又はかかりつけ薬剤師包括管理料を算定している患者に対して、当該患者のかかりつけ薬剤師以外の薬剤師が、かかりつけ薬剤師と連携して必要な指導等を実施した場合の特例的な評価を新設する。

(新) 服薬管理指導料の特例

(かかりつけ薬剤師と連携する他の薬剤師が対応した場合)

[算定要件]

当該保険薬局における直近の調剤において、区分番号13の2に掲げるかかりつけ薬剤師指導料又は区分番号13の3に掲げるかかりつけ薬剤師包括管理料を算定した患者に対して、やむを得ない事情により、当該患者の同意を得て、当該指導料又は管理料の算定に係る保険薬剤師と、当該保険薬剤師の所属する保険薬局の他の保険薬剤師であって別に厚生労働大臣が定めるものが連携して、注1に掲げる指導等の全てを行った場合には、注1の規定にかかわらず、服薬管理指導料の特例として、処方箋受付1回につき、59点を算定する。

[施設基準]

別に厚生労働大臣が定めるものは、かかりつけ薬剤師指導料又はかかりつけ薬剤師包括管理料に係る患者の同意を得た保険薬剤師と連携した指導等を行うにつき十分な経験等を有する者であること。

- 【I-6 質の高い在宅医療・訪問看護の確保-22】
 - ② 患者の状態に応じた在宅薬学管理の推進

第1 基本的な考え方

在宅患者に対する薬学的管理指導を推進する観点から、訪問薬剤管理の要件等に応じた評価の見直しを行う。

第2 具体的な内容

1. 在宅患者への訪問薬剤管理指導について、主治医と連携する他の医師の指示により訪問薬剤管理指導を実施した場合を対象に加える。

改定案	現行
【在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料】 [算定要件] 注1 1及び2について、訪問薬剤管 理指導を実施している保険薬局 の保険薬剤師が、在宅での療養を 行っている患者であって通院が 困難なものの状態の急変等に伴 い、当該患者の在宅療養を担う保 険医療機関の保険医又は当該保	【在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料】 [算定要件] 注1 1及び2について、訪問薬剤管理指導を実施している保険薬局の保険薬剤師が、在宅での療養を行っている患者であって通院が困難なものの状態の急変等に伴い、当該患者の在宅療養を担う保険医療機関の保険医の求めによ
険医療機関と連携する他の保険 医療機関の保険医の求めにより、 当該患者に係る計画的な訪問薬 剤管理指導とは別に、緊急に患家 を訪問して必要な薬学的管理及 び指導を行った場合に、1と2を 合わせて月4回に限り算定する。 ※ 在宅患者緊急時等共同指導料に ついても同様。	り、当該患者に係る計画的な訪問 薬剤管理指導とは別に、緊急に患 家を訪問して必要な薬学的管理 及び指導を行った場合に、1と2 を合わせて月4回に限り算定す る。

2. 在宅で医療用麻薬持続注射療法が行われている患者に対して、注入 ポンプによる麻薬の使用など在宅での療養の状況に応じた薬学的管理 及び指導を行った場合について、新たな評価を行う。

改定案	現行
【在宅患者訪問薬剤管理指導料】	【在宅患者訪問薬剤管理指導料】

[算定要件]

注4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局において、在宅で医療用麻薬持続注射療法を行っている患者に対して、その投与及び保管の状況、副作用の有無等について患者又はその家族等に確認し、必要な薬学的管理及び指導を行った場合は、在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算として、1回につき250点を所定点数に加算する。この場合において、注3に規定する加算は算定できない。

[算定要件]

「施設基準]

- <u>十一の四</u> <u>在宅患者訪問薬剤管理指</u> 導料の注4に規定する施設基準
- (1) 麻薬及び向精神薬取締法第三条 の規定による麻薬小売業者の免許 を受けていること。
- (2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第三十九条第一項の規定による高度管理医療機器の販売業の許可を受けていること。
- ※ 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急時等共同指導料についても同様。

[施設基準] (新設)

3. 在宅中心静脈栄養法が行われている患者に対して、輸液セットを用いた中心静脈栄養法用輸液等の薬剤の使用など在宅での療養の状況に応じた薬学的管理及び指導を行った場合について、新たな評価を行う。

改定案	現行
【在宅患者訪問薬剤管理指導料】	【在宅患者訪問薬剤管理指導料】
[算定要件] 注7 別に厚生労働大臣が定める施	[算定要件] (新設)
<u>設基準に適合しているものとし</u>	(William)
て地方厚生局長等に届け出た保	

険薬局において、在宅中心静脈栄養法を行っている患者に対して、その投与及び保管の状況、配合変化の有無について確認し、必要な薬学的管理及び指導を行った場合は、在宅中心静脈栄養法加算として、1回につき150点を所定点数に加算する。

[施設基準]

十一の五 在宅患者訪問薬剤管理指 導料の注7に規定する施設基準 医薬品、医療機器等の品質、有効 性及び安全性の確保等に関する法律 第三十九条第一項の規定による高度 管理医療機器の販売業の許可を受け ている又は同法第三十九条の三第一 項の規定による管理医療機器の販売 業の届出を行っていること。

※ 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急時等共同指導料についても同様。

[施設基準] (新設)

【I-6 質の高い在宅医療・訪問看護の確保-②】

② 薬局に係る退院時共同指導料の見直し

第1 基本的な考え方

入院患者に対する退院時共同指導における関係機関間の連携を推進する観点から、薬局に係る退院時共同指導料について、共同指導への参加者の要件を見直すとともに、関係医療機関・医療従事者間の効率的な情報共有・連携を促進する観点から、情報通信機器の利用に係る要件を見直す。

第2 具体的な内容

退院時共同指導について、患者が入院している医療機関における参加 職種の範囲を医療機関における退院時共同指導料の要件に合わせ拡大す る。また、薬局の薬剤師が、ビデオ通話が可能な機器を用いて共同指導 に参加する場合の要件を緩和する。

改 定 案 【退院時共同指導料】 「質字要件」

[算定要件] 注 保险医療機関に

- 注 保険医療機関に入院中の患者に ついて、当該患者の退院後の訪問薬 剤管理指導を担う保険薬局として 当該患者が指定する保険薬局の保 険薬剤師が、当該患者の同意を得 て、退院後の在宅での療養上必要な 薬剤に関する説明及び指導を、入院 中の保険医療機関の保険医又は保 健師、助産師、看護師、准看護師、 薬剤師、管理栄養士、理学療法士、 作業療法士、言語聴覚士若しくは社 会福祉士と共同して行った上で、文 書により情報提供した場合に、当該 入院中1回に限り算定する。ただ し、別に厚生労働大臣が定める疾病 等の患者については、当該入院中2 回に限り算定できる。
- (1) 退院時共同指導料は、保険医療機 関に入院中の患者について、当該患

【退院時共同指導料】 「算定要件]

現

行

- (1) 退院時共同指導料は、保険医療機 関に入院中の患者について、当該患

者の退院後の訪問薬剤管理指導を 担う保険薬局として当該患者が指 定する保険薬局の保険薬剤師が、当 該患者が入院している保険医療機 関(以下「入院保険医療機関」とい う。) に赴いて、患者の同意を得て、 退院後の在宅での療養上必要な薬 剤に関する説明及び指導を、入院保 険医療機関の保険医又は看護師等、 薬剤師、管理栄養師、理学療法士、 作業療法士、言語聴覚士若しくは社 会福祉士と共同して行った上で、文 書により情報提供した場合に、当該 入院中1回(別に厚生労働大臣が定 める疾病等の患者については2回) に限り算定できる。なお、ここでい う入院とは、第1章第2部通則5に 定める入院期間が通算される入院 のことをいう。

(2) 退院時共同指導料の共同指導は、 保険薬局の薬剤師が、ビデオ通話が 可能な機器を用いて共同指導した 場合でも算定可能である。

(削除)

(3)(2)において、患者の個人情報を

者の退院後の訪問薬剤管理指導を 担う保険薬局として当該患者が指 定する保険薬局の保険薬剤師が、原 則として当該患者が入院している 保険医療機関(以下「入院保険医療 機関」という。)に赴いて、患者の 同意を得て、退院後の在宅での療養 上必要な薬剤に関する説明及び指 導を、入院保険医療機関の保険医又 は看護師等と共同して行った上で、 文書により情報提供した場合に、当 該入院中1回(別に厚生労働大臣が 定める疾病等の患者については2 回)に限り算定できる。なお、ここ でいう入院とは、第1章第2部通則 5に定める入院期間が通算される 入院のことをいう。

- (2) 退院時共同指導料の共同指導は 対面で行うことが原則であるが、保 険薬局又は入院保険医療機関のい ずれかが「基本診療料の施設基準等 及びその届出に関する手続きの取 扱いについて」(令和2年3月5日 保医発0305第2号)の別添3の別紙 2に掲げる医療を提供しているが 医療資源の少ない地域に属する場 合は、保険薬局の薬剤師が、ビデオ 通話が可能な機器を用いて共同指 導した場合でも算定可能である。
- (3) 退院時共同指導料の共同指導は 対面で行うことが原則であるが、当 該患者に対する診療等を行う医療 関係職種等の3者(当該保険薬局の 薬剤師を含む。)以上が参加してお り、そのうち2者以上が入院保険医 療機関に赴き共同指導を行ってい る場合に、保険薬局の薬剤師が、ビ デオ通話が可能な機器を用いて共 同指導した場合でも算定可能であ る。

(4)(2)及び(3)において、患者の個人

当該ビデオ通話の画面上で共有す る際は、患者の同意を得ているこ と。また、保険医療機関の電子カル テなどを含む医療情報システムと 共通のネットワーク上の端末にお いてカンファレンスを実施する場 合には、厚生労働省「医療情報シス テムの安全管理に関するガイドラ イン」に対応していること。

(4)~(6) (略)

※ 情報通信機器の利用に係る要件 の見直しについては、在宅患者緊急 時等共同指導料についても同様。

情報を当該ビデオ通話の画面上で 共有する際は、患者の同意を得てい ること。また、保険医療機関の電子 カルテなどを含む医療情報システ ムと共通のネットワーク上の端末 においてカンファレンスを実施す る場合には、厚生労働省「医療情報 システムの安全管理に関するガイ ドライン」に対応していること。

(5)~(7) (略)

【 I - 7 地域包括ケアシステムの推進のための取組 - ⑦】

⑦ 褥瘡対策の見直し

第1 基本的な考え方

入院患者に対する褥瘡対策を推進する観点から、褥瘡対策の実施内容を 明確化する。

第2 具体的な内容

入院患者に対する褥瘡対策について、薬剤師又は管理栄養士が他職種と連携し、当該患者の状態に応じて、薬学的管理や栄養管理を実施することに関し、診療計画への記載を求める。

-1 - 1 - 1	/-
改定案	現行
【入院基本料及び特定入院料に係る	【入院基本料及び特定入院料に係る
褥瘡対策】	褥瘡対策】
[施設基準]	[施設基準]
4 褥瘡対策の基準	4 褥瘡対策の基準
(<u>4)</u> 褥瘡対策の診療計画における薬	(新設)
学的管理に関する事項及び栄養管	
理に関する事項については、当該	
患者の状態に応じて記載するこ	
<u>と。必要に応じて、薬剤師又は管</u>	
理栄養士と連携して、当該事項を	
記載すること。なお、診療所にお	
いて、薬学的管理及び栄養管理を	
実施している場合について、当該	
<u>事項を記載しておくことが望まし</u>	
<u>l</u> v	
<u>(5)</u> 栄養管理に関する事項について	(新設)
は、栄養管理計画書をもって記載	
<u>を省略することができること。た</u>	
<u>だし、この場合は、当該栄養管理</u>	
計画書において、体重減少、浮腫	
等の有無等の別添6の別紙3に示	
す褥瘡対策に必要な事項を記載し	
ていること。	
<u>(6)</u> ~ <u>(8)</u> (略)	<u>(4)</u> ~ <u>(6)</u> (略)

$\begin{bmatrix} I-7 & 地域包括ケアシステムの推進のための取組-8 \end{bmatrix}$

⑧ 手術後の患者に対する多職種による疼痛管理に係る評価の新設

第1 基本的な考え方

術後患者に対する質の高い疼痛管理を推進する観点から、術後疼痛管理チームによる疼痛管理について、新たな評価を行う。

第2 具体的な内容

全身麻酔下手術を行った患者に対して、麻酔に従事する医師を中心と した多職種により構成される術後疼痛管理チームが、質の高い疼痛管理 を実施した場合の評価を新設する。

(新) 術後疼痛管理チーム加算(1日につき) 100点

[対象患者]

全身麻酔を伴う手術を行った患者であって、手術後において、硬膜 外局所麻酔剤の持続的注入、神経ブロックにおける麻酔剤の持続的注 入又は静脈内への麻薬の持続的注入を行っているもの

[算定要件]

別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方 厚生局長等に届け出た保険医療機関において、区分番号LOO8に掲 げるマスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔を伴う手術を行 った患者であって、継続して手術後の疼痛管理を要するものに対して、 当該保険医療機関の麻酔に従事する医師、看護師、薬剤師等が共同し て疼痛管理を行った場合に、当該患者(第1節の入院基本料(特別入 院基本料等を除く。)又は第3節の特定入院料のうち、術後疼痛管理チ ーム加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。)について、 手術日の翌日から起算して3日を限度として所定点数に加算する。

[施設基準]

- (1) 麻酔科を標榜している保険医療機関であること。
- (2) 手術後の患者の疼痛管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。
- (3) 当該保険医療機関内に、以下の3名以上から構成される手術後の 患者の疼痛管理に係るチーム(以下「術後疼痛管理チーム」という。)

が設置されていること。

- ア 麻酔に従事する専任の常勤医師
- イ 手術後の患者の疼痛管理に係る所定の研修を修了した専任の 常勤看護師
- ウ 手術後の患者の疼痛管理に係る所定の研修を修了した専任の 常勤薬剤師

なお、アからウまでのほか、手術後の患者の疼痛管理に係る所定 の研修を修了した臨床工学技士が配置されていることが望ましい。

- (4) 術後疼痛管理チームにより、手術後の患者に係る術後疼痛管理実施計画が作成されること。また、当該患者に対して、当該計画が文書により交付され、説明がなされるものであること。
- (5) 算定対象となる病棟の見やすい場所に術後疼痛管理チームによる 診療が行われている旨の掲示をするなど、患者に対して必要な情報 提供がなされていること。
- (※)急性期一般入院基本料、結核病棟入院基本料、特定機能病院入院基本料(一般病棟又は結核病棟に限る。)、専門病院入院基本料、救命救急入院料、特定集中治療室管理料、ハイケアユニット入院医療管理料、小児特定集中治療室管理料、総合周産期特定集中治療室管理料(母体・胎児集中治療室管理料に限る。)、小児入院医療管理料及び特定一般病棟入院料において算定可能とする。

$\begin{bmatrix} I-7 & 地域包括ケアシステムの推進のための取組<math>-@ \end{bmatrix}$

① 処方箋様式の見直し(リフィル処方箋の仕組み)

第1 基本的な考え方

症状が安定している患者について、医師の処方により、医師及び薬剤師の適切な連携の下、一定期間内に処方箋を反復利用できるリフィル処方箋の仕組みを設ける。

第2 具体的な内容

リフィル処方箋について、具体的な取扱いを明確にするとともに、処 方箋様式をリフィル処方箋に対応可能な様式に変更する(別紙)。

[対象患者]

(1) 医師の処方により、薬剤師による服薬管理の下、一定期間内に処 方箋の反復利用が可能である患者

[留意事項]

- (1)保険医療機関の保険医がリフィルによる処方が可能と判断した場合には、処方箋の「リフィル可」欄にレ点を記入する。
- (2) リフィル処方箋の総使用回数の上限は3回までとする。また、1 回当たり投薬期間及び総投薬期間については、医師が、患者の病状 等を踏まえ、個別に医学的に適切と判断した期間とする。
- (3) 保険医療機関及び保険医療養担当規則において、投薬量に限度が 定められている医薬品及び湿布薬については、リフィル処方箋によ る投薬を行うことはできない。
- (4) リフィル処方箋による1回目の調剤を行うことが可能な期間については、通常の処方箋の場合と同様とする。2回目以降の調剤については、原則として、前回の調剤日を起点とし、当該調剤に係る投薬期間を経過する日を次回調剤予定日とし、その前後7日以内とする。
- (5)保険薬局は、1回目又は2回目(3回可の場合)に調剤を行った場合、リフィル処方箋に調剤日及び次回調剤予定日を記載するとともに、調剤を実施した保険薬局の名称及び保険薬剤師の氏名を余白又は裏面に記載の上、当該リフィル処方箋の写しを保管すること。また、当該リフィル処方箋の総使用回数の調剤が終わった場合、調剤済処方箋として保管すること。
- (6)保険薬局の保険薬剤師は、リフィル処方箋により調剤するに当たって、患者の服薬状況等の確認を行い、リフィル処方箋により調剤

することが不適切と判断した場合には、調剤を行わず、受診勧奨を 行うとともに、処方医に速やかに情報提供を行うこと。

また、リフィル処方箋により調剤した場合は、調剤した内容、患者の服薬状況等について必要に応じ処方医へ情報提供を行うこと。

- (7) 保険薬局の保険薬剤師は、リフィル処方箋の交付を受けた患者に対して、継続的な薬学的管理指導のため、同一の保険薬局で調剤を受けるべきである旨を説明すること。
- (8) 保険薬局の保険薬剤師は、患者の次回の調剤を受ける予定を確認すること。予定される時期に患者が来局しない場合は、電話等により調剤の状況を確認すること。患者が他の保険薬局において調剤を受けることを申し出ている場合は、当該他の保険薬局に調剤の状況とともに必要な情報をあらかじめ提供すること。

新たな処方箋様式(案) (※) 太字下線部が見直し内容

火ビ ノノ 受 (この処方箋は、どの保険薬局でも有効です。)																	
	公費負担番号					***************************************			保険者番号								
	公費負担医療 の受給者番号								被保険者証・被保険者手帳の記号・番号				•	•		(枝番	:)
	氏 名								保険医療機関の 所在地及び名称								
患者	生年月日	明大昭平令		年	月	目	男	· 女	電話番号 保険医氏名								(FI)
	区分	:	被保	険者		被扶	表養者		都道府県番号	***************************************		效表 号	[医療機			
	交付年月日		令和	口 年	<u>.</u>	月	目		処方箋 <i>の</i> 使用期間	令	·和 d	F J	月日		除き、交	のある場。 付の日を に保険薬 こと。	含めて
処	変更不可								ジェネリック医薬品)への変 載し、「保険医署名」欄に							合には、	
方		<u>y</u>	フィ	ル可		(<u> </u>	1)_									
借	保険医署名	(L	変更えた場合	下可」欄目	に「レ 名又は	′」又は :記名・	は「×」 押印・	するこ	載と。								
考	考																
	保険薬局が調剤時に残薬を確認した場合の対応(特に指示がある場合は「レ」又は「×」を記載すること。) □保険医療機関へ疑義照会した上で調剤 □保険医療機関へ情報提供																
	調剤実施回数(調剤回数に応じて、口に「レ」又は「X」を記載するとともに、調剤日及び次回調剤予定日を記載すること。) □1回目調剤日(年 月 日) □2回目調剤日(年 月 日) □3回目調剤日(年 月 日)																
	次回調剤予定日 (調剤済年月日	#	一月			月	<u>調削引</u>	₹Æ ∐	公費負担者番号								
及	険薬局の所在地 び 名 称 険薬剤師氏名						Œ	1)	公費負担医療 6 受 給 者 番 号		1						

備考 1. 「処方」欄には、薬名、分量、用法及び用量を記載すること。

^{2.} この用紙は、A列5番を標準とすること。

$\begin{bmatrix} I-7 & 地域包括ケアシステムの推進のための取組<math>- \textcircled{3} \end{bmatrix}$

③ 処方箋料の見直し

第1 基本的な考え方

患者の状態に応じた適切な処方を評価する観点から、リフィル処方箋 により処方を行った場合について、処方箋料の要件を見直す。

第2 具体的な内容

リフィル処方箋により、当該処方箋の1回の使用による投与期間が29日以内の投薬を行った場合は、処方箋料における長期投薬に係る減算規定を適用しないこととする。

定案 現 行 改 【処方箋料】 【処方箋料】 [算定要件] [算定要件] 注2 区分番号AOOOに掲げる初 注2 区分番号AOOOに掲げる初 診料の注2又は注3、区分番号A 診料の注2又は注3、区分番号A 002に掲げる外来診療料の注 002に掲げる外来診療料の注 2又は注3を算定する保険医療 2又は注3を算定する保険医療 機関において、別に厚生労働大臣 機関において、別に厚生労働大臣 が定める薬剤を除き、1処方につ が定める薬剤を除き、1処方につ き投与期間が30日以上の投薬を き投与期間が30日以上の投薬を 行った場合には、所定点数の100 行った場合(処方箋の複数回(3) 回までに限る。)の使用を可能と 分の40に相当する点数により算 する場合であって、当該処方箋の 定する。 1回の使用による投与期間が29 日以内の投薬を行った場合を除 く。) には、所定点数の100分の 40に相当する点数により算定す る。

【Ⅱ-4 各職種がそれぞれの高い専門性を十分に発揮するための勤務環境の改善、タス ク・シェアリング/タスク・シフティング、チーム医療の推進一③】

病棟薬剤業務実施加算の見直し

第1 基本的な考え方

小児入院医療管理において、病棟薬剤師による介入が医療の質の向上 につながっている実態を踏まえ、小児入院医療管理料を算定する病棟に おける病棟薬剤業務実施加算の評価の在り方を見直す。

第2 具体的な内容

小児入院医療管理料を算定する病棟について、病棟薬剤業務実施加算 を算定可能とする。

【小児入院医療管理料】

改定案

「算定要件」

- 注5 診療に係る費用(注2及び注3 に規定する加算並びに当該患者 に対して行った第2章第2部第 2節在宅療養指導管理料、(中略) 褥瘡ハイリスク患者ケア加算、病 棟薬剤業務実施加算1、データ提 出加算、入退院支援加算(1のイ 及び3に限る。)、精神疾患診療 体制加算、排尿自立支援加算及び 地域医療体制確保加算を除く。) は、小児入院医療管理料1及び小 児入院医療管理料2に含まれる ものとする。
 - 6 診療に係る費用(注2から注4 までに規定する加算並びに当該 患者に対して行った第2章第2 部第2節在宅療養指導管理料、 (中略) 褥瘡ハイリスク患者ケア 加算、病棟薬剤業務実施加算1、 データ提出加算、入退院支援加算 (1のイ及び3に限る。)、精神 疾患診療体制加算、排尿自立支援 加算及び地域医療体制確保加算

現 行

【小児入院医療管理料】 [算定要件]

- 注5 診療に係る費用(注2及び注3 に規定する加算並びに当該患者 に対して行った第2章第2部第 2節在宅療養指導管理料、(中略) 褥瘡ハイリスク患者ケア加算、デ 一タ提出加算、入退院支援加算 (1のイ及び3に限る。)、精神 疾患診療体制加算、排尿自立支援 加算及び地域医療体制確保加算 を除く。) は、小児入院医療管理 料1及び小児入院医療管理料2 に含まれるものとする。
 - 6 診療に係る費用(注2から注4 までに規定する加算並びに当該 患者に対して行った第2章第2 部第2節在宅療養指導管理料、 (中略) 褥瘡ハイリスク患者ケア 加算、データ提出加算、入退院支 援加算(1のイ及び3に限る。)、 精神疾患診療体制加算、排尿自立 支援加算及び地域医療体制確保 加算を除く。)は、小児入院医療

- を除く。)は、小児入院医療管理料3及び小児入院医療管理料4に含まれるものとする。
- 7 診療に係る費用(注2から注4 までに規定する加算並びに当該 患者に対して行った第2章第2 部第2節在宅療養指導管理料、 (中略)褥瘡ハイリスク患者ケア 加算、病棟薬剤業務実施加算1、 データ提出加算、入退院支援加算 (1のイ及び3に限る。)、精神 疾患診療体制加算(精神病棟を除 く。)及び排尿自立支援加算を除 く。)は、小児入院医療管理料5 に含まれるものとする。
- 管理料3及び小児入院医療管理 料4に含まれるものとする。
- 7 診療に係る費用(注2から注4 までに規定する加算並びに当該 患者に対して行った第2章第2 部第2節在宅療養指導管理料、 (中略)褥瘡ハイリスク患者ケア 加算、データ提出加算、入退院支 援加算(1のイ及び3に限る。)、 精神疾患診療体制加算(精神病棟 を除く。)及び排尿自立支援加算 を除く。)は、小児入院医療管理 料5に含まれるものとする。

【Ⅱ-4 各職種がそれぞれの高い専門性を十分に発揮するための勤務環境の改善、タスク・シェアリング/タスク・シフティング、チーム医療の推進一④】

④ 周術期における薬学的管理の評価の新設

第1 基本的な考え方

薬剤師による周術期の薬物療法に係る医療安全に関する取組の実態を踏まえ、周術期における薬剤師による薬学的管理について、新たな評価を行う。

第2 具体的な内容

質の高い周術期医療が行われるよう、手術室の薬剤師が病棟の薬剤師 と薬学的管理を連携して実施した場合の評価を新設する。

改定案	現 行
【麻酔管理料(I)】 [算定要件] 注5 2について、別に厚生労働大臣 が定める施設基準に適合してい るものとして地方厚生局長等に 届け出た保険医療機関に入院し ている患者に対して、当該保険医療機関の薬剤師が、病棟等において薬剤関連業務を実施している 薬剤師等と連携して、周術期に必要な薬学的管理を行った場合は、周術期薬剤管理加算として、75点を所定点数に加算する。	【麻酔管理料(I)】 [算定要件] (新設)
 [施設基準] 三の二 周術期薬剤管理加算の施設基準 (1) 当該保険医療機関内に周術期の薬学的管理を行うにつき必要な専任の薬剤師が配置されていること。 (2) 病棟薬剤業務実施加算1に係る届出を行っている保険医療機関であること。 ※ 麻酔管理料(Ⅱ)についても同様。 	[施設基準] (新設)

定

案

改

⑦ 情報通信機器を用いた服薬指導の評価の見直し

第1 基本的な考え方

オンライン服薬指導に係る医薬品医療機器等法のルールの見直しを踏まえ、外来患者及び在宅患者に対する情報通信機器を用いた服薬指導等について、要件及び評価を見直す。

第2 具体的な内容

1. 外来患者に対する情報通信機器を用いた服薬指導について、服薬管理指導料に位置付け、要件及び評価を見直す。

現

行

おいて、注4から注10までに規定

了 中 茶 佐 田 Ł	【茶如中中在作用化谱》【
【服薬管理指導料】	【 <u>薬剤服用歴管理指導料</u> 】
4 情報通信機器を用いた服薬指導	4 情報通信機器を用いた服薬指導
を行った場合	を行った場合 <u>43点</u>
<u>イ</u> 原則3月以内に再度処方箋を	(新設)
提出した患者に対して行った場	
合 45点	
 ロ イの患者以外の患者に対して	(新設)
 行った場合 59点	
- [算定要件]	[算定要件]
注3 4については、情報通信機器を	注3 4については、別に厚生労働大
用いた服薬指導を行った場合に、	臣が定める施設基準に適合して
処方箋受付1回につき所定点数	いるものとして地方厚生局長等
を算定する。 <u>ただし、4のイの患</u>	に届け出た保険薬局において、別
者であって手帳を提示しないも	表第一医科診療報酬点数表 (以下
のに対して、情報通信機器を用い	「医科点数表」という。) の区分
た服薬指導を行った場合は、4の	番号A003に掲げるオンライ
<u>ロにより算定する。</u>	ン診療料に規定する情報通信機
	器を用いた診療の実施に伴い、処
	<u>方箋が交付された患者であって、</u>
	別に厚生労働大臣が定めるもの
	に対して、当該処方箋受付におい
	<u>て</u> 、情報通信機器を用いた服薬指
	導を行った場合に、 <u>月1回に限り</u>
	所定点数を算定する。 <u>この場合に</u>

する加算は算定できない。 「施設基準] [施設基準] (削除) 九の二 薬剤服用歴管理指導料の注 3に規定する保険薬局の施設基準 (1) 情報通信機器を用いた服薬指導 を行うにつき十分な体制が整備さ れていること。 (2) 当該保険薬局において、一月当た りの次に掲げるものの算定回数の 合計に占める情報通信機器を用い た服薬指導の算定回数の割合が一 割以下であること。 ① 区分番号10に掲げる薬剤服 用歴管理指導料 ② 区分番号15に掲げる在宅患 者訪問薬剤管理指導料 (削除) 九の三 薬剤服用歴管理指導料の注 3に規定する厚生労働大臣が定め るもの 原則三月以内に区分番号10に掲

2. 在宅患者に対する情報通信機器を用いた服薬指導について、算定上 限回数等の要件及び評価を見直す。

げる薬剤服用歴管理指導料1又は2

を算定したもの

改定案 現 行 【在宅患者オンライン薬剤管理指導 【在宅患者オンライン服薬指導料 料(在宅患者訪問薬剤管理指導料)】 (在宅患者訪問薬剤管理指導料) 】 [算定要件] [算定要件] 注2 在宅で療養を行っている患者 注2 別に厚生労働大臣が定める施 設基準に適合しているものとし であって通院が困難なものに対 して、情報通信機器を用いた薬学 て地方厚生局長等に届け出た保 的管理及び指導(訪問薬剤管理指 険薬局において、医科点数表の区 導と同日に行う場合を除く。)を 分番号COO2に掲げる在宅時 行った場合に、注1の規定にかか 医学総合管理料に規定する訪問 わらず、在宅患者オンライン薬剤 診療の実施に伴い、処方箋が交付 された患者であって、別に厚生労 管理指導料として、患者1人につ き、1から3までと合わせて月4 働大臣が定めるものに対して、情 回(末期の悪性腫瘍の患者及び中 報通信機器を用いた服薬指導(訪

心静脈栄養法の対象患者にあっては、週2回かつ月8回)に限り 59点を算定する。また、保険薬剤師1人につき、1から3までと合わせて週40回に限り算定できる。 問薬剤管理指導と同日に行う場合を除く。)を行った場合に、注1の規定にかかわらず、在宅患者オンライン服薬指導料として、月1回に限り57点を算定する。この場合において、注3及び注4に規定する加算並びに区分番号15の6に掲げる在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料は算定できない。また、保険薬剤師1人につき、1から3までと合わせて週40回に限り、週10回を限度として算定できる。

[施設基準] (削除)

(削除)

[施設基準]

十一の二 在宅患者訪問薬剤管理指 導料の注2に規定する施設基準 区分番号10に掲げる薬剤服用 歴管理指導料の4に係る届出を行っている保険薬局であること。

<u>十一の三</u> <u>在宅患者訪問薬剤管理指</u> <u>導料の注2に規定する厚生労働大</u> 臣が定めるもの

区分番号 1 5 の在宅患者訪問薬 剤管理指導料を月一回算定してい るもの

ただし、情報通信機器を用いて必要な薬学的管理及び指導を行った場合には、在宅患者緊急オンライン薬剤管理指導料として、59点を算定する。

【麻薬管理指導加算(在宅患者訪問薬 剤管理指導料)】

注3 麻薬の投薬が行われている患者に対して、麻薬の使用に関し、その服用及び保管の状況、副作用の有無等について患者に確認し、必要な薬学的管理及び指導を行った場合は、1回につき100点(注2に規定する在宅患者オンライン薬剤管理指導料を算定する場合は、処方箋受付1回につき22点)を所定点数に加算する。

【乳幼児加算(在宅患者訪問薬剤管理 指導料)】

注4 在宅で療養を行っている6歳 未満の乳幼児であって、通院が困 難なものに対して、患家を訪問し て、直接患者又はその家族等に対 して薬学的管理及び指導を行っ た場合は、乳幼児加算として、1 回につき100点 (注2に規定する 在宅患者オンライン薬剤管理指 導料を算定する場合は、処方箋受 付1回につき12点)を所定点数に 加算する。

【小児特定加算(在宅患者訪問薬剤管理指導料)】

注6 児童福祉法第56条の6第2項 に規定する障害児である患者又 はその家族等に対して、必要な薬 学的管理及び指導を行った場合 は、小児特定加算として、1回に つき450点(注2に規定する在宅 患者オンライン薬剤管理指導料 を算定する場合は、処方箋受付1 【麻薬管理指導加算(在宅患者訪問薬 剤管理指導料)】

注3 麻薬の投薬が行われている患者に対して、麻薬の使用に関し、その服用及び保管の状況、副作用の有無等について患者に確認し、必要な薬学的管理及び指導を行った場合は、1回につき100点を所定点数に加算する。

【乳幼児加算(在宅患者訪問薬剤管理 指導料)】

注4 在宅で療養を行っている6歳 未満の乳幼児であって、通院が困 難なものに対して、患家を訪問し て、直接患者又はその家族等に対 して薬学的管理及び指導を行っ た場合は、乳幼児加算として、1 回につき100点を所定点数に加算 する。

(新設)

回につき350点)を所定点数に加 算する。この場合において、注5 に規定する加算は算定できない。

※ 麻薬管理指導加算、乳幼児加算及び小児特定加算に係る見直しについては、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料についても同様。

【Ⅲ-2 医療における ICT の利活用・デジタル化への対応 - ⁽³⁾】

① オンライン資格確認システムを通じた 患者情報等の活用に係る評価の新設

第1 基本的な考え方

オンライン資格確認システムの活用により、診断及び治療等の質の向上を図る観点から、外来において、オンライン資格確認システムを通じて患者の薬剤情報又は特定健診情報等を取得し、当該情報を活用して診療等を実施することについて、新たな評価を行う。

第2 具体的な内容

1. オンライン資格確認システムを通じて患者の薬剤情報又は特定健診 情報等を取得し、当該情報を活用して診療等を実施することに係る評 価を新設する。

(新) 初診料

注 14 電子的保健医療情報活用加算 7点

再診料

注 18 電子的保健医療情報活用加算 4点

外来診療料

注 10 電子的保健医療情報活用加算 4点

[対象患者]

オンライン資格確認システムを活用する保険医療機関を受診した患者

[算定要件]

別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関を受診した患者に対して、健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認により、当該患者に係る診療情報等を取得した上で診療を行った場合は、電子的保健医療情報活用加算として、月1回に限りそれぞれ所定点数に加算する。

(※) 初診の場合であって、健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認により、当該患者に係る診療情報等の取得が困難な場合又は他の保険医療機関から当該患者に係る診療情報等の提供を受けた場合等にあっては、令和6年3月31日までの間に限り、3点を所定

点数に加算する。

「施設基準〕

- (1)療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令(昭和51年厚生省令第36号)第1条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っていること。
- (2)健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認を行う体制を有していること。
- (3) 電子資格確認に関する事項について、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。
- 2. 保険薬局において、オンライン資格確認システムを通じて患者の薬 剤情報又は特定健診情報等を取得し、当該情報を活用して調剤等を実 施することに係る評価を新設する。

(新) 調剤管理料

注 5 電子的保健医療情報活用加算 3点

[対象患者]

オンライン資格確認システムを活用する保険薬局において調剤が行われた患者

[算定要件]

別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険薬局において、健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認により、患者に係る薬剤情報等を取得した上で調剤を行った場合は、電子的保健医療情報活用加算として、月1回に限り所定点数に加算する。

(※)健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認により、当該患者に係る薬剤情報等の取得が困難な場合等にあっては、令和6年3月31日までの間に限り、3月に1回に限り1点を所定点数に加算する。

[施設基準]

- (1)療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令(昭和 51年厚生省令第36号)第1条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っていること。
- (2)健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認を行う体制を有 していること。
- (3) 電子資格確認に関する事項について、当該保険薬局の見やすい場所に掲示していること。

【Ⅲ-4-2 質の高いがん医療の評価-⑤】

⑤ 無菌製剤処理料の見直し

第1 基本的な考え方

質の高い無菌製剤処理の適切な評価を推進する観点から、無菌製剤処理料の対象となる施設に診療所を追加する。

第2 具体的な内容

無菌製剤処理料の施設基準から「病院であること」を削除し、診療所においても算定可能とする。

改定案	現行
【無菌製剤処理料】	【無菌製剤処理料】
[施設基準]	[施設基準]
三 無菌製剤処理料の施設基準等	三 無菌製剤処理料の施設基準等
(1) 無菌製剤処理料の施設基準	(1) 無菌製剤処理料の施設基準
(削除)	<u>イ</u> <u>病院であること。</u>
<u>イ</u> ・ <u>ロ</u> (略)	<u>ロ</u> ・ <u>ハ</u> (略)

【Ⅲ-4-2 質の高いがん医療の評価-⑥】

⑥ 悪性腫瘍の治療における 安心・安全な外来化学療法の評価の新設

第1 基本的な考え方

悪性腫瘍の患者に対する外来における安心・安全な化学療法の実施を 推進する観点から、必要な診療体制を整備した上で外来化学療法を実施 した場合について、新たな評価を行う。

第2 具体的な内容

1. 必要な診療体制を整備した上で外来化学療法を実施する場合の評価を新設する。

(新) 外来腫瘍化学療法診療料

- 1 外来腫瘍化学療法診療料 1
 - イ 抗悪性腫瘍剤を投与した場合

700 点

- <u>ロ</u> 抗悪性腫瘍剤の投与その他必要な治療管理を行った場合 400 点
- 2 外来腫瘍化学療法診療料 2
 - イ 抗悪性腫瘍剤を投与した場合

570 点

<u>ロ</u> 抗悪性腫瘍剤の投与その他必要な治療管理を行った場合 270 点

[対象患者]

悪性腫瘍を主病とする患者であって、入院中の患者以外の患者

[算定要件]

(1) 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、悪性腫瘍を主病とする患者であって入院中の患者以外のものに対して、外来化学療法(別に厚生労働大臣が定めるものに限る。)の実施その他の必要な治療管理を行った場合に、当該基準に係る区分に従い算定する。この場合において、区分番号AOOに掲げる初診料(注6から注8までに規定する加算を除く。)、区分番号AOO1に掲げる再診料(注4から注6までに規定する加算を除く。)、区分番号AOO2に掲げる外来診療料(注7から注9までに規定する加算を除く。)、区分番号BOO1の23に掲げるがん患者指導管理料のハ又は区分番

- 号C101に掲げる在宅自己注射指導管理料は、別に算定できない。
- (2) 1のイ及び2のイについては、当該患者に対して、抗悪性腫瘍剤 を投与した場合に、月3回に限り算定する。
- (3) 1の口及び2の口については、1のイ又は2のイを算定する日以外の日において、当該患者に対して、抗悪性腫瘍剤の投与その他の必要な治療管理を行った場合に、週1回に限り算定する。
- (4) 退院した患者に対して退院の日から起算して7日以内に行った治療管理の費用は、第1章第2部第1節に掲げる入院基本料に含まれるものとする。
- (5) 当該患者が 15 歳未満の小児である場合には、小児加算として、所 定点数に 200 点を加算する。
- (6) 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地 方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、1のイを算定した 患者に対して、当該保険医療機関の医師又は当該医師の指示に基づ き薬剤師が、副作用の発現状況、治療計画等を文書により提供した 上で、当該患者の状態を踏まえて必要な指導を行った場合は、連携 充実加算として、月1回に限り150点を所定点数に加算する。

[施設基準]

- (1) 外来化学療法を実施する体制及び外来化学療法に伴う副作用等が 生じた場合に速やかに必要な検査、投薬等を行う体制がそれぞれの 診療料に応じて整備されていること。
- (2) 外来化学療法を行うにつき必要な機器及び十分な専用施設を有していること。
- (3) 外来腫瘍化学療法診療料に規定する別に厚生労働大臣が定める外 来化学療法は、入院中の患者以外の患者に対して、区分番号GOO 1に掲げる静脈内注射、GOO2に掲げる動脈注射、GOO3に掲 げる抗悪性腫瘍剤局所持続注入、GOO3-3に掲げる肝動脈塞栓 を伴う抗悪性腫瘍剤肝動脈内注入、GOO4に掲げる点滴注射、G OO5に掲げる中心静脈注射又はGOO6に掲げる植込型カテー テルによる中心静脈注射のいずれかにより抗悪性腫瘍剤の投与を 行う化学療法とする。
- (4)連携充実加算の算定については、以下のいずれにも該当するものであること。
 - イ 化学療法を実施している患者の栄養管理を行うにつき必要な 体制が整備されていること。
 - ロ 他の保険医療機関及び保険薬局との連携体制が確保されていること。
- 2. 1に伴い、抗悪性腫瘍剤を注射により投与した場合に係る第6部注射の通則第6号に規定する外来化学療法加算のイの(1)及び口の(1)

並びに通則第7号に規定する連携充実加算は廃止する。

【Ⅲ-4-6 小児医療、周産期医療、救急医療の充実-⑦】

⑦ 医療的ケア児等に対する 専門的な薬学管理の評価の新設

第1 基本的な考え方

小児慢性特定疾病の児童等又は医療的ケア児に対する専門的な薬学管理の必要性を踏まえ、医療機関と薬局の連携を更に推進する観点から、小児入院医療管理料を算定する病棟における退院時の当該患者等に対する服薬指導及び薬局に対する情報提供について、新たな評価を行う。

第2 具体的な内容

小児慢性特定疾病の児童等又は医療的ケア児の退院時に、医師又は薬剤師が、当該患者又はその家族等に対して、退院後の薬剤の服用等に関する必要な指導を行った上で、薬局に対して特殊な調剤方法等を文書により情報提供した場合の評価を新設する。

改定案	現行
【小児入院医療管理料】	【小児入院医療管理料】
[算定要件]	[算定要件]
注6 当該病棟に入院している児童	(新設)
福祉法第6条の2第3項に規定	
する小児慢性特定疾病医療支援	
の対象である患者又は同法第56	
条の6第2項に規定する障害児	
<u>である患者について、当該保険医</u>	
<u>療機関の医師又は当該医師の指</u>	
<u>示に基づき薬剤師が、退院に際し</u>	
て当該患者又はその家族等に対	
<u>して、退院後の薬剤の服用等に関</u>	
する必要な指導を行った上で、保	
<u>険薬局に対して、当該患者又はそ</u>	
の家族等の同意を得て、当該患者	
に係る調剤に際して必要な情報	
等を文書により提供した場合は、	
退院時薬剤情報管理指導連携加	
算として、退院の日に1回に限	
<u>り、150点を所定点数に加算する。</u>	

- 7 診療に係る費用(注2<u>、</u>注3<u>及び注6</u>に規定する加算並びに当該 患者に対して行った第2章第2部 第2節在宅療養指導管理料(中 略)、地域医療体制確保加算を除 く。)は、小児入院医療管理料1 及び小児入院医療管理料2に含まれるものとする。
- 8 診療に係る費用(注2から注6 までに規定する加算並びに当該患者に対して行った第2章第2部第 2節在宅療養指導管理料(中略)、 地域医療体制確保加算を除く。) は、小児入院医療管理料3及び小 児入院医療管理料4に含まれるも のとする。
- 9 診療に係る費用(注2から注6 までに規定する加算並びに当該患 者に対して行った第2章第2部第 2節在宅療養指導管理料(中略)、 排尿自立支援加算を除く。)は、 小児入院医療管理料5に含まれる ものとする。

- 5 診療に係る費用(注2及び注3 に規定する加算並びに当該患者に 対して行った第2章第2部第2節 在宅療養指導管理料(中略)、地 域医療体制確保加算を除く。)は、 小児入院医療管理料1及び小児入 院医療管理料2に含まれるものと する。
- 6 診療に係る費用(注2から注4 までに規定する加算並びに当該患者に対して行った第2章第2部第 2節在宅療養指導管理料(中略)、 地域医療体制確保加算を除く。) は、小児入院医療管理料3及び小 児入院医療管理料4に含まれるも のとする。
- 7 診療に係る費用(注2から注4 までに規定する加算並びに当該患 者に対して行った第2章第2部第 2節在宅療養指導管理料(中略)、 排尿自立支援加算を除く。)は、 小児入院医療管理料5に含まれる ものとする。

【Ⅲ-4-6 小児医療、周産期医療、救急医療の充実-⑧】

⑧ 医療的ケア児に対する薬学的管理の評価の新設

第1 基本的な考え方

医療的ケア児に対する支援の充実を図る観点から、医療的ケア児に対して薬学的管理及び指導を行った場合について、新たな評価を行う。

第2 具体的な内容

医療的ケア児である患者に対して、当該患者の状態に合わせた必要な 薬学的管理及び指導を行った場合の評価を新設する。

改定案	現行
【服薬管理指導料】	【薬剤服用歴管理指導料】
 [算定要件]	 [算定要件]
注9 児童福祉法第56条の6第2項	(新設)
<u>に規定する障害児である患者に</u>	
係る調剤に際して必要な情報等	
を直接当該患者又はその家族等	
に確認した上で、当該患者又はそ	
の家族等に対し、服用に関して必	
要な指導を行い、かつ、当該指導	
の内容等を手帳に記載した場合	
には、小児特定加算として、350	
点を所定点数に加算する。この場	
合において、注8に規定する加算	
<u>は算定できない。</u>	
※ かかりつけ薬剤師指導料につい	
 ても同様。_	
【在宅患者訪問薬剤管理指導料】	【在宅患者訪問薬剤管理指導料】
[算定要件]	[算定要件]
注6 児童福祉法第56条の6第2項	(新設)
に規定する障害児である患者又	
はその家族等に対して、必要な薬	
学的管理及び指導を行った場合	
は、小児特定加算として、1回に	
つき450点を所定点数に加算す	
る。この場合において、注5に規	

定する加算は算定できない。

※ 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急時等共同指導料についても同様。

【Ⅲ-6 薬局の地域におけるかかりつけ機能に応じた適切な評価、薬局・薬剤師業務の対物中心から対人中心への転換の推進、病棟薬剤師業務の評価-①】

① 地域医療に貢献する薬局の評価

第1 基本的な考え方

地域におけるかかりつけ機能に応じて薬局を適切に評価する観点から、 地域支援体制加算について要件及び評価を見直す。

第2 具体的な内容

1. 地域支援体制加算について、調剤基本料の算定、地域医療への貢献に係る体制や実績に応じて類型化した評価体系に見直す。

改定案	現行
【地域支援体制加算】	【地域支援体制加算】
[算定要件]	[算定要件]
注5 別に厚生労働大臣が定める施	注5 別に厚生労働大臣が定める施
設基準に適合しているものとし	設基準に適合しているものとし
て地方厚生局長等に届け出た保	て地方厚生局長等に届け出た保
険薬局において調剤した場合に	険薬局において調剤した場合に
は、当該基準に係る区分に従い、	は <u>、地域支援体制加算として</u> 、所
次に掲げる点数(注2に規定する	定点数に <u>38点を</u> 加算する。
別に厚生労働大臣が定める保険	
薬局において調剤した場合には、	
それぞれの点数の100分の80に相	
<u>当する点数)を</u> 所定点数に加算す	
る。	
<u>イ</u> <u>地域支援体制加算 1</u>	
39点	
<u>口</u> <u>地域支援体制加算 2</u>	
<u>47点</u>	
<u>ハ</u> 地域支援体制加算 3	
<u>17点</u>	
二 地域支援体制加算 4	
39点	
[施設基準]	[施設基準]
四 地域支援体制加算の施設基準	四 地域支援体制加算の施設基準
	<u>次のいずれかに該当する保険薬局</u>
	<u>であること。</u>

- (1) <u>地域支援体制加算 1 の施設基準</u> 次のいずれにも該当する保険薬局 であること。
 - イ 調剤基本料1を算定している 保険薬局であること。
 - ロ 地域医療への貢献に係る十分 な体制が整備されていること。
 - ハ 地域医療への貢献に係る十分 な実績を有していること。
- (2) 地域支援体制加算2の施設基準 次のいずれにも該当する保険薬局 であること。
 - <u>イ</u> <u>(1)のイ及び口に該当する保険</u> 薬局であること。
 - <u>ロ</u> 地域医療への貢献に係る相当 の実績を有していること。
- (3) 地域支援体制加算3の施設基準 次のいずれにも該当する保険薬局 であること。
 - <u>イ</u> <u>調剤基本料1以外を算定して</u> いる保険薬局であること。
 - <u>ロ</u> 地域医療への貢献に係る必要 な体制が整備されていること。
 - <u>ハ</u> <u>(1) のハに該当する保険薬局で</u> あること。
- (4) 地域支援体制加算 4 の施設基準 (2) の口並びに(3) のイ及び口に該 当する保険薬局であること。

- 第92 地域支援体制加算
- 1 <u>地域支援体制加算1</u>に関する施設基準
- (1) <u>調剤基本料 1 を算定している保</u> <u>険薬局において、</u>以下の①から③ま での3つの要件を満たし、かつ、④

- (1) 次のいずれにも該当する保険薬局であること。
 - イ 調剤基本料1を算定している 保険薬局であること。
 - ロ 地域医療への貢献に係る十分 な体制が整備されていること。
 - ハ 地域医療への貢献に係る十分 な実績を有していること。

(新設)

(新設)

- (2) 次のいずれにも該当する保険薬 局であること。
 - <u>イ</u> <u>調剤基本料1以外を算定して</u> いる保険薬局であること。
 - <u>ロ</u> 地域医療への貢献に係る必要 な体制が整備されていること。
 - <u>ハ</u> 地域医療への貢献に係る相当 の実績を有していること。
- 第92 地域支援体制加算
- 1 <u>地域支援体制加算</u>に関する施設 基進
- (1) <u>以下のア又はイの区分に応じ、それぞれに掲げる基準を満たすこと。</u> ア 調剤基本料 1 を算定する保険薬

及び⑤のいずれかの要件を満たす こと。なお、②、④及び⑤について は、保険薬局当たりの直近1年間の 実績とする。

- ① (略)
- ② 在宅患者に対する薬学的管理 及び指導の実績としては、在宅患者訪問薬剤管理指導料(在宅患者 オンライン薬剤管理指導料を除 く。第92において同じ。)、在宅 患者緊急訪問薬剤管理指導料、居宅 患者緊急時等共同指導料、居宅 療養管理指導費又は介護予防居 宅療養管理指導費の算定回数の 合計が保険薬局当たりで24回以 上であること。(中略)
- ③ (略)

(略)

- ④ 服薬情報等提供料の算定回数が保険薬局当たりで12回以上であること。なお、当該回数には、服薬情報等提供料が併算定不可となっているもので、相当する業務を行った場合を含めることができる。
- ⑤ 薬剤師認定制度認証機構が認証している研修認定制度等の研修認定を取得した保険薬剤師が地域の多職種と連携する会議に保険薬局当たりで1回以上出席していること。
- (2) (1) の ④の「服薬情報等提供料が 併算定不可となっているもので、相 当する業務」とは次のものをいう。
 - 服薬管理指導料及びかかりつけ 薬剤師指導料の特定薬剤管理指 導加算2
 - <u>服薬管理指導料</u>の調剤後薬剤管 理指導加算

局

- (1) 以下の①から③までの3つの要件を満たし、かつ、④及び⑤のいずれかの要件を満たすこと。なお、②、④及び⑤については、保険薬局当たりの直近1年間の実績とする。
 - ① (略)
 - ② 在宅患者に対する薬学的管理 及び指導の実績としては、在宅患者 訪問薬剤管理指導料(在宅患者オンライン服薬指導料を除く。第92において同じ。)、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急時等共同指導料、居宅療管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費の算定回数の合計が保険薬局当たりで12回以上であること。(中略)
 - ③ (略)
 - ④ 服薬情報等提供料の算定回数 が保険薬局当たりで12回以上で あること。なお、当該回数には、 服薬情報等提供料が併算定不可 となっているもので、相当する業 務を行った場合を含めることが できる。
 - ⑤ 薬剤師認定制度認証機構が認証している研修認定制度等の研修認定を取得した保険薬剤師が地域の多職種と連携する会議に保険薬局当たりで1回以上出席していること。
- (ロ) ④の「服薬情報等提供料が併算定 不可となっているもので、相当す る業務」とは次のものをいう。
 - 薬剤服用歴管理指導料及びかかりつけ薬剤師指導料の特定薬剤管理指導加算2
 - 薬剤服用歴管理指導料の調剤後 薬剤管理指導加算

(略)

(削除)

(3)~(25) (略)

- <u>2</u> 地域支援体制加算 2 に関する施 設基準
- (1) 調剤基本料1を算定している保 険薬局において、地域医療への貢献 に係る相当の実績として、1の(1) 及び(3)から(25)までの基準を満た した上で、以下の①から⑨までの9 つの要件のうち3以上を満たすこ と。この場合において、9の「薬剤 師認定制度認証機構が認証してい る研修認定制度等の研修認定を取 得した保険薬剤師が地域の多職種 と連携する会議」への出席は、当該 保険薬局当たりの直近1年間の実 績とし、それ以外については当該保 険薬局における直近1年間の処方 箋受付回数1万回当たりの実績と する。なお、直近1年間の処方箋受 付回数が1万回未満の場合は、処方 箋受付回数1万回とみなす。
 - ① 薬剤調製料の時間外等加算及 び夜間・休日等加算の算定回数の 合計が400回以上であること。
 - ② 薬剤調製料の麻薬を調剤した 場合に加算される点数の算定回 数が10回以上であること。
 - ③ 調剤管理料の重複投薬・相互作 用等防止加算及び在宅患者重複 投薬・相互作用等防止管理料の算 定回数の合計が40回以上である こと。
 - ④ かかりつけ薬剤師指導料及び かかりつけ薬剤師包括管理料の 算定回数の合計が40回以上であ ること。
 - ⑤ 外来服薬支援料1の算定回数 が12回以上であること。

<u>イ</u> 調剤基本料 1 以外を算定する保 <u>険薬局</u>

(略)

(2)~(24) (略)

(新設)

- ⑥ 服用薬剤調整支援料1及び2 の算定回数の合計が1回以上で あること。
- ⑦ 在宅患者訪問薬剤管理指導料、 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導 料、在宅患者緊急時等共同指導 料、居宅療養管理指導費及び介護 予防居宅療養管理指導費につい て単一建物診療患者が1人の場 合の算定回数の合計が計24回以 上であること(在宅協力薬局とし て連携した場合(同一グループ薬 局に対して業務を実施した場合 を除く。)や同等の業務を行った 場合を含む。)。(中略)
- ⑧ 服薬情報等提供料の算定回数 が60回以上であること。なお、当 該回数には、服薬情報等提供料が 併算定不可となっているもので、 相当する業務を行った場合を含 む。
- ⑨ 薬剤師認定制度認証機構が認 証している研修認定制度等の研 修認定を取得した保険薬剤師が 地域の多職種と連携する会議に 5回以上出席していること。
- (2) (1)の®の「服薬情報等提供料が 併算定不可となっているもので、相 当する業務」については、1の(2) に準じて取り扱う。
- (3) かかりつけ薬剤師包括管理料を 算定する患者については、(1)の® の服薬情報等提供料のほか、(1)の ②の薬剤調製料の麻薬を調剤した 場合に加算される点数、(1)の③の 重複投薬・相互作用防止等加算及び 在宅患者重複投薬・相互作用等防止 管理料、(1)の⑤の外来服薬支援料 1並びに(1)の⑥の服用薬剤調整支 援料に相当する業務を実施した場 合には、当該業務の実施回数を算定 回数に含めることができる。この場 合において、薬剤服用歴の記録に詳

- <u>細を記載するなどして、当該業務を</u> 実施したことが遡及して確認できるものでなければならないこと。
- (4) (1)の「当該保険薬局における直近1年間の処方箋受付回数」は、調剤基本料の施設基準に定める処方箋受付回数に準じて取り扱う。(1)の①から⑧までの基準を満たすか否かは、当該保険薬局における直近1年間の実績が、直近1年間の処方箋受付回数を各基準に乗じて1万で除して得た回数以上であるか否かで判定する。
- 3 地域支援体制加算3に関する施 設基準
- (1) 調剤基本料 1 以外を算定している保険薬局において、1の(3)から(25)までの基準を満たした上で、地域医療への貢献に係る十分な実績として、2の(1)の(1)から(9)までの9つの要件のうち、④及び(7)を含む3項目以上を満たすこと。なお、直近1年間の処方箋受付回数が1万回未満の場合は、処方箋受付回数1万回とみなす。
- (2) 麻薬及び向精神薬取締法第3条 の規定による麻薬小売業者の免許 を取得し、必要な指導を行うこと ができること。
- <u>4</u> 地域支援体制加算4に関する施 設基準
- (1) 調剤基本料 1 以外を算定している保険薬局において、1の(3)から(25)までの基準を満たした上で、地域医療への貢献に係る相当の実績として、2の(1)の①から⑨までの9つの要件のうち 8 項目以上を満たすこと。なお、直近 1 年間の処方箋受付回数が1万回未満の場合は、処方箋受付回数1万回とみなす。

(新設)

(新設)

- 5 届出に関する事項
- (1) (略)
- (2) 令和4年3月31日時点で地域支援体制加算の施設基準に係る届出を行っている保険薬局については、「在宅患者に対する薬学的管理及び指導の実績」の要件を満たしていると届出を行っている保険薬局については、令和5年3月31日までの間に限り、「在宅患者に対する薬学的管理及び指導の実績」の基準を満たしているものとする。
- (3) 令和4年3月31日時点で現に調 剤基本料1を算定している保険薬 局であって、同日後に調剤基本料3 のハを算定することとなったもの については、令和5年3月31日まで の間に限り、調剤基本料1を算定し ているものとみなす。

- 2 届出に関する事項
- (1) (略)
- (2) <u>1の(1)のアに規定する調剤基本料1を算定する保険薬局の要件については、令和3年3月31日までの間に限り、なお従前の例による。</u>

(新設)

- 2. 地域支援体制加算を算定している薬局が、災害や新興感染症の発生 時等における医薬品供給や衛生管理に係る対応など、地域において必 要な役割を果たすことができる体制を確保した場合の評価を新設する。
- (新) <u>連携強化加算(調剤基本料</u>) <u>2点</u>

「算定要件〕

注5 (地域支援体制加算)に該当する場合であって、別に厚生労働 大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届 け出た保険薬局において調剤を行った場合は、連携強化加算として、 2点を更に所定点数に加算する。

「施設基準〕

- (1)他の保険薬局等との連携により非常時における対応につき必要な 体制が整備されていること。
- (2)(1)の連携に係る体制として、次に掲げる体制が整備されていること。
 - ア 災害や新興感染症の発生時等に、医薬品の供給や地域の衛生管理に係る対応等を行う体制を確保すること。
 - イ 都道府県等の行政機関、地域の医療機関若しくは薬局又は関係 団体等と適切に連携するため、災害や新興感染症の発生時等にお

ける対応に係る地域の協議会又は研修等に積極的に参加するよう努めること。

- ウ 災害や新興感染症の発生時等において対応可能な体制を確保していることについて、ホームページ等で広く周知していること。
- (3) 災害や新興感染症の発生時等に、都道府県等から医薬品の供給等について協力の要請があった場合には、地域の関係機関と連携し、必要な対応を行うこと。

【Ⅲ-6 薬局の地域におけるかかりつけ機能に応じた適切な評価、薬局・薬剤師業務の対物中心から対人中心への転換の推進、病棟薬剤師業務の評価 -②】

② 薬局・薬剤師業務の評価体系の見直し

第1 基本的な考え方

対物業務及び対人業務を適切に評価する観点から、薬局・薬剤師業務 の評価体系について見直しを行う。

第2 具体的な内容

1. これまで調剤料として評価されていた薬剤調製や取り揃え監査業務の評価を新設する。

改定案	現 行
【 <u>薬剤調製料</u> 】 1 内服薬(浸煎薬及び湯薬を除く。 (1剤につき)) <u>24点</u>	【 <u>調剤料</u> 】 1 内服薬(浸煎薬及び湯薬を除く。 (1剤につき)) <u>イ</u> <u>7日分以下の場合</u> <u>28点</u>
	ロ8日分以上14日分以下の場合55点ハ15日分以上21日分以下の場合64点二22日分以上30日分以下の場合ホ31日分以上の場合86点
2~6 (略)	2~6 (略)
[算定要件] 注6 次の薬剤を自家製剤の上調剤 した場合は、自家製剤加算とし て、1調剤につき(イの(1)に掲 げる場合にあっては、投与日数が 7又はその端数を増すごとに)、 それぞれ次の点数(予製剤による 場合又は錠剤を分割する場合は それぞれ次に掲げる点数の100分の20に相当する点数)を各区分の	[算定要件] 注6 次の薬剤を自家製剤の上調剤 した場合は、自家製剤加算として、1調剤につき(イの(1)に掲げる場合にあっては、投与日数が7又はその端数を増すごとに)、それぞれ次の点数(予製剤による場合はそれぞれ次に掲げる点数の100分の20に相当する点数)を各区分の所定点数に加算する。た

所定点数に加算する。ただし、別に厚生労働大臣が定める薬剤については、この限りでない。

- イ 内服薬及び屯服薬
 - (1)錠剤、丸剤、カプセル剤、 散剤、顆粒剤又はエキス剤 の内服薬20点
 - (2) 錠剤、丸剤、カプセル剤、 散剤、顆粒剤又はエキス剤 の屯服薬90点
 - (3) 液剤

45点

口(略)

- 8 長期投薬(14日分を超える投薬をいう。)に係る処方箋受付において、薬剤の保存が困難であること等の理由により分割して調剤を行った場合、当該処方箋に基づく当該保険薬局における2回目以降の調剤については、1分割調剤につき5点を算定する。なお当該調剤においては第2節薬学管理料(区分番号10の2に掲げる調剤管理料及び区分番号14の2に掲げる外来服薬支援料の2に掲げる外来服薬支援料の2を除く。) は算定しない。
- 9 後発医薬品に係る処方箋受付において、当該処方箋の発行を受けた患者が初めて当該後発医薬品を服用することとなること等の理由により分割して調剤を行った場合、当該処方箋に基づのまり、5点を算定する。な調剤に限り、5点を算定する。な調剤に限り、5点を算定する。な事性を関係によいては、第2節薬学管理料(区分番号10の3に掲げる服薬管理指導料及び区分番号14の2に掲げる外来服薬支援料の2を除く。)は算定しない。
- (9) 調剤技術料の時間外加算等 ア 時間外加算は調剤基本料、薬剤

だし、別に厚生労働大臣が定める 薬剤については、この限りでな い。

- イ 内服薬及び屯服薬
 - (1) 錠剤、丸剤、カプセル剤、 散剤、顆粒剤又はエキス剤 の内服薬 20点
 - (2) 錠剤、丸剤、カプセル剤、 散剤、顆粒剤又はエキス剤 の屯服薬90点
 - (3) 液剤

45点

口(略)

- 8 長期投薬(14日分を超える投薬 をいう。)に係る処方箋受付にお いて、薬剤の保存が困難であるこ と等の理由により分割して調剤 を行った場合、当該処方箋に基づ く当該保険薬局における2回目 以降の調剤については、1分割調 剤につき5点を算定する。なお、 当該調剤においては第2節薬学 管理料は算定しない。
- 9 後発医薬品に係る処方箋受付において、当該処方箋の発行を受けた患者が初めて当該後発医薬品を服用することとなること等の理由により分割して調剤を行った場合、当該処方箋に基づく当該保険薬局における2回目の調剤に限り、5点を算定する。なお、当該調剤においては、第2節薬学管理料(区分番号10に掲げる薬剤服用歴管理指導料を除く。)は算定しない。
- (9) 調剤技術料の時間外加算等 ア 時間外加算は調剤基本料を含

- <u>調製料及び調剤管理料</u>(基礎額) の100分の100、休日加算は100分 の140、深夜加算は100分の200で あり、これらの加算は重複して算 定できない。
- イ 時間外加算等を算定する場合 の基礎額は、調剤基本料(調剤基 本料における「注1」から「注10」 までを適用して算出した点数)と <u>薬剤調製料及び調剤管理料</u>のほ 水、無菌製剤処理加算及び在宅患 者調剤加算の合計額とする。嚥下 困難者用製剤加算、麻薬・向精神 薬・覚醒剤原料・毒薬加算、自 製剤加算、計量混合調剤加算、重 複投薬・相互作用等防止加算、調 剤管理加算及び電子的保健医療 情報活用加算は基礎額に含まな い。
- (11) 自家製剤加算 (削除)

オ・カ (略)

キ 「錠剤を分割する」とは、医師 の指示に基づき錠剤を分割する ことをいう。ただし、分割した医薬品と同一規格を有する医薬品 が薬価基準に収載されている場合は算定できない。

ク~コ (略)

<u>めた調剤技術料</u>(基礎額)の100分の100、休日加算は100分の140、深夜加算は100分の200であり、これらの加算は重複して算定できない。

イ 時間外加算等を算定する場合 の基礎額は、調剤基本料(調剤基 本料における「注1」から「注10」 までを適用して算出した点数)と 調剤料のほか、無菌製剤処理加算 及び在宅患者調剤加算の合計額 とする。嚥下困難者用製剤加算、 一包化加算、麻薬・向精神薬・覚 醒剤原料・毒薬加算、自家製剤加 算及び計量混合調剤加算は基礎 額に含まない。

(11) 自家製剤加算

才 割線のある錠剤を医師の指示 に基づき分割した場合は、錠剤と して算定する。ただし、分割した 医薬品と同一規格を有する医薬 品が薬価基準に収載されている 場合は算定できない。

<u>カ・キ</u> (略) (新設)

ク~コ (略)

2. これまで調剤料として評価されていた処方内容の薬学的分析、調剤 設計等と、これまで薬剤服用歴管理指導料として評価されていた薬歴 の管理等に係る業務の評価を新設する。

(新) 調剤管理料

1 内服薬(内服用滴剤、浸煎薬、湯薬及び屯服薬であるもの を除く。)を調剤した場合(1剤につき)

<u>イ</u> <u>7日分以下の場合</u>	4 点
<u>ロ 8日分以上14日分以下の場合</u>	<u>28 点</u>
<u>ハ 15 日分以上 28 日分以下の場合</u>	50 点
<u>ニ</u> 29 日分以上の場合	60 点
<u>2</u> <u>1以外の場合</u>	4 点

「算定要件」

- (1) 処方された薬剤について、患者又はその家族等から服薬状況等の 情報を収集し、薬剤服用歴への記録その他の管理を行った場合に、 調剤の内容に応じ、処方箋受付1回につき所定点数を算定する。
- (2) 1については、服用時点が同一である内服薬は、投与日数にかか わらず、1剤として算定する。なお、4剤分以上の部分については 算定しない。
- (3)次に掲げる調剤録又は薬剤服用歴の記録等の全てを行った場合に、 処方箋受付1回につき所定点数を算定する。
 - イ 患者の基礎情報、他に服用中の医薬品の有無及びその服薬状況 等について、お薬手帳、マイナポータルの薬剤情報等、薬剤服用 歴又は患者若しくはその家族等から収集し、調剤録又は薬剤服用 歴に記録すること。
 - ロ 服薬状況等の情報を踏まえ、処方された薬剤について、必要な 薬学的分析を行うこと。
 - ハ 処方内容に疑義があるときは、処方医に対して照会を行うこと。
 - ニ 調剤録及び薬剤服用歴を作成し、適切に保管すること。
- 3. 重複投薬、相互作用の防止等に係る薬剤服用歴管理指導料における 加算について、評価の在り方を見直す。
- (新) 重複投薬・相互作用等防止加算(調剤管理料)

イ 残薬調整に係るもの以外の場合

40 点

ロ 残薬調整に係るものの場合

30 点

「算定要件〕

- (1)薬剤服用歴等に基づき、重複投薬、相互作用の防止等の目的で、 処方医に対して照会を行い、処方に変更が行われた場合は、重複投 薬・相互作用等防止加算として、上記の点数をそれぞれ調剤管理料 の所定点数に加算する。ただし、別に厚生労働大臣が定める保険薬 局においては、当該加算は算定できない。
- (2)区分番号15に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料、区分番号1 5の2に掲げる在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料又は区分番号1 5の3に掲げる在宅患者緊急時等共同指導料を算定している患者

については、算定しない。

[施設基準]

別に厚生労働大臣が定める保険薬局は、適切な手帳の活用実績が相当程度あると認められない保険薬局とする。

改定案	現行
【重複投薬・相互作用等防止加算(かかりつけ薬剤師指導料)】 (削除)	【重複投薬・相互作用等防止加算(かかりつけ薬剤師指導料)】 注3 薬剤服用歴に基づき、重複投薬、相互作用の防止等の目的で、処方医に対して照会を行い、処方に変更が行われた場合は、重複投薬・相互作用等防止加算として、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。 イ 残薬調整に係るもの以外の場合 ロ 残薬調整に係るものの場合 30点
【在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料】 注2 区分番号 1 0 の 2 に掲げる調 剤管理料の注3に規定する重複 投薬・相互作用等防止加算、区分 番号 1 0 の 3 に掲げる服薬管理 指導料、区分番号 1 3 の 2 に掲げるかかりつけ薬剤師指導料又は 区分番号 1 3 の 3 に掲げるかかりつけ薬剤師包括管理料を算定 している患者については、算定しない。	【在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料】 注2 <u>区分番号10</u> に掲げる <u>薬剤服</u> <u>用歴管理指導料</u> 、区分番号13の 2に掲げるかかりつけ薬剤師指 導料又は区分番号13の3に掲 げるかかりつけ薬剤師包括管理 料を算定している患者について は、算定しない。

4. 薬剤服用歴管理指導料として評価されていた服薬指導等に係る業務の評価を新設する。

改定案	現 行
【服薬管理指導料】	【薬剤服用歴管理指導料】
1 原則3月以内に再度処方箋を持	1 原則3月以内に再度処方箋を持
参した患者に対して行った場合	参した患者に対して行った場合

45点

2 1の患者以外の患者に対して行った場合

59点

3 特別養護老人ホームに入所して いる患者に訪問して行った場合

45点

4 情報通信機器を用いた服薬指導 を行った場合

45点

[算定要件]

注1 1及び2については、患者に対して、次に掲げる指導等の全てを行った場合に、処方箋受付1回につき所定点数を算定する。ただし、1の患者であって手帳を提示しないものに対して、次に掲げる指導等の全てを行った場合は、2により算定する。

イ (略)

ロ 服薬状況等の情報を踏まえ た薬学的知見に基づき、処方された薬剤について、薬剤の服用 等に関して必要な指導を行う こと。

ハ (略)

二 これまでに投薬された薬剤 のうち服薬していないものの 有無の確認<u>に基づき、必要な指</u> 導を行うこと。

木 (略)

- へ 処方された薬剤について、保 険薬剤師が必要と認める場合 は、患者の薬剤の使用の状況等 を継続的かつ的確に把握する とともに、必要な指導等を実施 すること。
- 2 3については、保険薬剤師が老 人福祉法第20条の5に規定する

43点

2 1の患者以外の患者に対して行った場合

57点

3 特別養護老人ホームに入所している患者に訪問して行った場合

43点

4 情報通信機器を用いた服薬指導 を行った場合

43点

[算定要件]

注1 1及び2については、患者に対して、次に掲げる指導等の全てを行った場合に、処方箋受付1回につき所定点数を算定する。ただし、1の患者であって手帳を<u>持参していない</u>ものに対して、次に掲げる指導等の全てを行った場合は、2により算定する。

イ (略)

ロ 処方された薬剤について、<u>直</u> 接患者又はその家族等から服 薬状況等の情報を収集して薬 剤服用歴に記録し、これに基づ き薬剤の服用等に関して必要 な指導を行うこと。

ハ (略)

ニ <u>患者ごとに作成された薬剤</u>
<u>服用歴や、患者又はその家族等からの情報により、</u>これまでに投薬された薬剤のうち服薬していないものの有無の確認を行うこと。

ホ (略)

(新設)

2 3については、保険薬剤師が老人福祉法第20条の5に規定する

特別養護老人ホームを訪問し、服薬状況等を把握した上で、必要に応じて当該施設職員と協力し、次に掲げる指導等の全てを行った場合に、処方箋受付1回につき所定点数を算定する。

イ (略)

ロ 服薬状況等の情報を踏まえ た薬学的知見に基づき、処方された薬剤について、薬剤の服用 等に関して必要な指導を行う こと。

ハ (略)

ニ これまでに投薬された薬剤 のうち服薬していないものの 有無の確認<u>に基づき、必要な指</u> 導を行うこと。

木 (略)

へ 処方された薬剤について、保 険薬剤師が必要と認める場合 は、患者の薬剤の使用の状況等 を継続的かつ的確に把握する とともに、必要な指導等を実施 すること。

3・4 (略)

(削除)

5~12 (略)

特別養護老人ホームを訪問し、服薬状況等を把握した上で、必要に応じて当該施設職員と協力し、次に掲げる指導等の全てを行った場合に、処方箋受付1回につき所定点数を算定する。

イ (略)

ロ 処方された薬剤について、<u>患</u> 者等から服薬状況等の情報を 収集して薬剤服用歴に記録し、 これに基づき薬剤の服用等に 関して必要な指導を行うこと。

ハ (略)

ニ <u>患者ごとに作成された薬剤</u>
<u>服用歴や、患者等からの情報により、</u>これまでに投薬された薬剤のうち服薬していないものの有無の確認を行うこと。

ホ (略)

(新設)

3 • 4 (略)

5 薬剤服用歴に基づき、重複投 薬、相互作用の防止等の目的で、 処方医に対して照会を行い、処方 に変更が行われた場合は、重複投 薬・相互作用等防止加算として、 次に掲げる点数をそれぞれ所定 点数に加算する。

イ・ロ (略)

6~13 (略)

- 5. 複数の医療機関から6種類以上の内服薬が処方された患者が、薬局を初めて利用する場合又は2回目以降の利用において処方内容が変更された場合であって、当該患者が服用中の薬剤について必要な薬学的分析を行った場合の評価を新設する。
- (新) 調剤管理加算(調剤管理料)

イ 初めて処方箋を持参した場合

3 点

<u>ロ</u> 2回目以降に処方箋を持参した場合であって処方内容の 変更により薬剤の変更又は追加があった場合 3点

「算定要件」

別に厚生労働大臣が定める保険薬局において、複数の保険医療機関から6種類以上の内服薬(特に規定するものを除く。)が処方されている患者又はその家族等に対して、当該患者が服用中の薬剤について、服薬状況等の情報を一元的に把握し、必要な薬学的管理を行った場合は、調剤管理加算として、上記の点数をそれぞれ調剤管理料の所定点数に加算する。

[施設基準]

重複投薬等の解消に係る取組の実績を有している保険薬局であること。

【Ⅲ-6 薬局の地域におけるかかりつけ機能に応じた適切な評価、薬局・薬剤師業務の対物中心から対人中心への転換の推進、病棟薬剤師業務の評価-③】

③ 薬局における対人業務の評価の充実

第1 基本的な考え方

薬局・薬剤師業務の対物中心から対人中心への転換を推進する観点から、対人業務に係る薬学管理料の評価について見直しを行う。

第2 具体的な内容

1. かかりつけ薬剤師指導料又はかかりつけ薬剤師包括管理料を算定している患者に対して、当該患者のかかりつけ薬剤師以外の薬剤師が、かかりつけ薬剤師と連携して必要な指導等を実施した場合の特例的な評価を新設する。

「 I - 5 - 8 」を参照のこと。

2. 地域において医療機関と薬局が連携してインスリン等の糖尿病治療薬の適正使用を推進する観点から、調剤後薬剤管理指導加算について、 評価を見直す。

改定案

現 行

【調剤後薬剤管理指導加算(<u>服薬管理</u> <u>指導料</u>)】

[算定要件]

注10 区分番号 00に掲げる調剤基 本料の注5に規定する施設基準 に適合しているものとして地方 厚生局長等に届け出た保険薬局 において、糖尿病患者であって、 別に厚生労働大臣が定めるもの に対して、患者若しくはその家族 等又は保険医療機関の求めに応 じて、当該患者の同意を得て、調 剤後も当該薬剤の服用に関し、電 話等によりその服用状況、副作用 の有無等について当該患者に確 認し、必要な薬学的管理及び指導 (当該調剤と同日に行う場合を 除く。)を行うとともに、保険医 療機関に必要な情報を文書によ

【調剤後薬剤管理指導加算(<u>薬剤服用</u> <u>歴管理指導料</u>)】

[算定要件]

注10 区分番号 00に掲げる調剤基 本料の注5に規定する施設基準 に適合しているものとして地方 厚生局長等に届け出た保険薬局 において、糖尿病患者であって、 別に厚生労働大臣が定めるもの に対して、患者若しくはその家族 等又は保険医療機関の求めに応 じて、当該患者の同意を得て、調 剤後も当該薬剤の服用に関し、電 話等によりその服用状況、副作用 の有無等について当該患者に確 認し、必要な薬学的管理及び指導 (当該調剤と同日に行う場合を 除く。)を行うとともに、保険医 療機関に必要な情報を文書によ

り提供した場合には、調剤後薬剤管理指導加算として、月1回に限り60点を所定点数に加算する。この場合において、区分番号15の5に掲げる服薬情報等提供料は算定できない。

り提供した場合には、調剤後薬剤管理指導加算として、月1回に限り30点を所定点数に加算する。この場合において、区分番号15の5に掲げる服薬情報等提供料は算定できない。

3. 服薬情報等提供料について、医療機関からの求めに応じて、薬局において入院予定の患者の持参薬の整理を行うとともに、当該患者の服用薬に関する情報等を一元的に把握し、医療機関に文書により提供した場合の評価を新設する。

改定案	現 行
【服薬情報等提供料】	【服薬情報等提供料】
1・2 (略)	1・2 (略)
<u>3</u> 服薬情報等提供料 3 50点	(新設)
[算定要件]	[算定要件]
注3 3については、入院前の患者に	(新設)
係る保険医療機関の求めがあっ	
た場合において、当該患者の同意	
を得た上で、当該患者の服用薬の	
<u>情報等について一元的に把握し、</u>	
<u>必要に応じて当該患者が保険薬</u>	
<u>局に持参した服用薬の整理を行</u>	
うとともに、保険医療機関に必要	
<u>な情報を文書により提供等した</u>	
場合に3月に1回に限り算定す	
<u>る。これらの内容等については薬</u>	
剤服用歴に記録すること。	_
<u>4</u> (略)	<u>3</u> (略)
5 区分番号00に掲げる調剤基	(新設)
本料の注2に規定する別に厚生	
労働大臣が定める保険薬局にお	
いて、別に厚生労働大臣が定める	
保険医療機関への情報提供を行	
<u>った場合は、算定できない。</u>	
 「施設基準]	「施設基準]
	[施設基準] (新設)
<u>十二の二</u> 服薬情報等提供料の注 5 に規定する厚生労働大臣が定める	(材) 記 /
1-祝たりの序生ガ側人足がためる 保険医療機関	
<u> </u>	

当該保険薬局が二の二の(1)に該 当する場合に係る保険医療機関であ ること。

4. 多種類の薬剤が投与されている患者又は自ら被包から取り出して服用することが困難な患者に対して、医師の了解を得た上で、薬剤師が内服薬の一包化及び必要な服薬指導を行い、当該患者の服薬管理を支援した場合の評価を新設する。

改定案	現行
【外来服薬支援料】	【外来服薬支援料】
1 外来服薬支援料 1 185点	185点
2 外来服薬支援料2	(新設)
<u>イ</u> 42日分以下の場合 投与日数	
が7又はその端数を増すごとに	
<u>34点を加算して得た点数</u>	
<u>ロ 43日分以上の場合 240点</u>	
「笞ウ亜ル」	「答字無此」
[算定要件]	[算定要件]
注1 1については、自己による服薬	注1 自己による服薬管理が困難な
管理が困難な患者若しくはその	患者若しくはその家族等又は保
家族等又は保険医療機関の求め に応じて、当該患者が服薬中の薬	険医療機関の求めに応じて、当該 患者が服薬中の薬剤について、当
剤について、当該患者が服業中の業 剤について、当該薬剤を処方した	思名が服業中の業別について、ヨー 該薬剤を処方した保険医に当該
州について、ヨ該楽剤を処力した 保険医に当該薬剤の治療上の必	該楽用を処力した休険医に当該
要性及び服薬管理に係る支援の	実用の石塚工の必安に及び版業 管理に係る支援の必要性を確認
必要性の了解を得た上で、患者の	した上で、患者の服薬管理を支援
形薬管理を支援した場合に月1	<u>した</u> 工で、窓省の版業自年を又扱 した場合に月1回に限り算定す
回に限り算定する。ただし、区分	る。
番号15に掲げる在宅患者訪問	0 0
薬剤管理指導料を算定している	
患者については、算定しない。	
2 1については、患者若しくはそ	2 患者若しくはその家族等又は
の家族等又は保険医療機関の求	保険医療機関の求めに応じて、患
めに応じて、患者又はその家族等	者又はその家族等が保険薬局に
が保険薬局に持参した服用薬の	持参した服用薬の整理等の服薬
整理等の服薬管理を行い、その結	管理を行い、その結果を保険医療
果を保険医療機関に情報提供し	機関に情報提供した場合につい
た場合についても、所定点数を算	ても、所定点数を算定できる。
定できる。	
3 2については、多種類の薬剤を	3 区分番号15に掲げる在宅患
<u>投与されている患者又は自ら被</u>	者訪問薬剤管理指導料を算定し

包を開いて薬剤を服用すること が困難な患者に対して、当該薬剤 を処方した保険医に当該薬剤の 治療上の必要性及び服薬管理に 係る支援の必要性の了解を得た 上で、2剤以上の内服薬又は1剤 で3種類以上の内服薬の服用時 点ごとの一包化及び必要な服薬 指導を行い、かつ、患者の服薬管 理を支援した場合に、当該内服薬 の投与日数に応じて算定する。 ている患者については、算定しない。

5. 服用薬剤調整支援料2について、減薬等の提案により、処方された 内服薬が減少した実績に応じた評価に変更する。

改定案	現 行
【服用薬剤調整支援料】	【服用薬剤調整支援料】
1 (略)	1 (略)
2 服用薬剤調整支援料 2	2 服用薬剤調整支援料 2 <u>100点</u>
<u>イ</u> 別に厚生労働大臣が定める施	
<u>設基準を満たす保険薬局におい</u>	
<u>て行った場合</u>	
<u>110点</u>	
<u>ロ</u> <u>イ以外の場合</u> 90点	
 「施設基準]	[施設基準]
十一の二 服用薬剤調整支援料2の	(新設)
<u>イに規定する施設基準</u>	
重複投薬等の解消に係る実績を有	
<u>していること。</u>	

【Ⅳ-1 後発医薬品やバイオ後続品の使用促進一①】

ᅏ

定

① 薬局及び医療機関における 後発医薬品の使用促進

第1 基本的な考え方

後発医薬品の更なる使用促進を図る観点から、後発医薬品の調剤数量 割合等に応じた評価等について見直しを行う。

第2 具体的な内容

1. 後発医薬品の調剤数量割合が高い薬局に重点を置いた評価とするため、後発医薬品調剤体制加算について、後発医薬品の調剤数量割合の 基準を引き上げるとともに、評価を見直す。

珇

行

以上采	八
【後発医薬品調剤体制加算(調剤基本	【後発医薬品調剤体制加算(調剤基本
料)】	料)】
イ 後発医薬品調剤体制加算 1	イ 後発医薬品調剤体制加算 1
21点	<u>15点</u>
口 後発医薬品調剤体制加算 2	口 後発医薬品調剤体制加算 2
<u>28点</u>	22点
ハ 後発医薬品調剤体制加算3	ハ 後発医薬品調剤体制加算3
<u>30点</u>	<u>28点</u>
注 6 保険薬局及び保険薬剤師療養	注6 保険薬局及び保険薬剤師療養
担当規則(昭和32年厚生省令第16	担当規則(昭和32年厚生省令第16
号)第7条の2に規定する後発医	号)第7条の2に規定する後発医
薬品(以下「後発医薬品」という。)	薬品(以下「後発医薬品」という。)
の調剤に関して別に厚生労働大	の調剤に関して別に厚生労働大
臣が定める施設基準に適合して	臣が定める施設基準に適合して
いるものとして地方厚生局長等	いるものとして地方厚生局長等
に届け出た保険薬局において調	に届け出た保険薬局において調
剤した場合には、当該基準に係る	剤した場合には、当該基準に係る
区分に従い、次に掲げる点数(注	区分に従い、次に掲げる点数を所
2に規定する別に厚生労働大臣	定点数に加算する。
が定める保険薬局において調剤	
した場合には、それぞれの点数の	
100分の80に相当する点数) を所	
定点数に加算する。	

イ~ハ (略)

「施設基準]

(2) 後発医薬品調剤体制加算1の施 設基準

当該保険薬局において調剤した後 発医薬品のある先発医薬品及び後発 医薬品を合算した規格単位数量に占 める後発医薬品の規格単位数量の割 合が八割以上であること。

(3) 後発医薬品調剤体制加算2の施 設基準

当該保険薬局において調剤した後 発医薬品のある先発医薬品及び後発 医薬品を合算した規格単位数量に占 める後発医薬品の規格単位数量の割 合が八割五分以上であること。

(4) 後発医薬品調剤体制加算3の施 設基準

当該保険薬局において調剤した後 発医薬品のある先発医薬品及び後発 医薬品を合算した規格単位数量に占 める後発医薬品の規格単位数量の割 合が九割以上であること。

イ~ハ (略)

[施設基準]

(2) 後発医薬品調剤体制加算1の施設基準

当該保険薬局において調剤した後 発医薬品のある先発医薬品及び後発 医薬品を合算した規格単位数量に占 める後発医薬品の規格単位数量の割 合が七割五分以上であること。

(3) 後発医薬品調剤体制加算2の施 設基準

当該保険薬局において調剤した後 発医薬品のある先発医薬品及び後発 医薬品を合算した規格単位数量に占 める後発医薬品の規格単位数量の割 合が八割以上であること。

(4) 後発医薬品調剤体制加算3の施 設基準

当該保険薬局において調剤した後 発医薬品のある先発医薬品及び後発 医薬品を合算した規格単位数量に占 める後発医薬品の規格単位数量の割 合が八割五分以上であること。

2. 後発医薬品の調剤数量割合が著しく低い薬局に対する調剤基本料の 減算規定について、評価を見直すとともに、対象となる薬局の範囲を 拡大する。

改定案

【調剤基本料】

[算定要件]

注7 後発医薬品の調剤に関して別に厚生労働大臣が定める保険薬局において調剤した場合には、所定点数から<u>5点</u>を減算する。ただし、処方箋の受付回数が1月に600回以下の保険薬局を除く。

[施設基準]

五の二 調剤基本料の注7に規定する厚生労働大臣が定める保険薬局

現 行

【調剤基本料】

[算定要件]

注7 後発医薬品の調剤に関して別に厚生労働大臣が定める保険薬局において調剤した場合には、所定点数から2点を減算する。ただし、処方箋の受付回数が1月に600回以下の保険薬局を除く。

[施設基準]

五の二 調剤基本料の注7に規定する厚生労働大臣が定める保険薬局

- 次のいずれかに該当する保険薬局 であること。
- (1) 当該保険薬局において調剤した 後発医薬品のある先発医薬品及び 後発医薬品を合算した規格単位数 量に占める後発医薬品の規格単位 数量の割合が<u>五割</u>以下であること。 ただし、当該保険薬局における処方 箋受付状況を踏まえ、やむを得ない ものは除く。

[経過措置]

一 第十五の五の二の(1)に係る規定 は、<u>令和四年九月三十日</u>までの間に 限り、なお従前の例による。

- 次のいずれかに該当する保険薬局であること。
- (1) 当該保険薬局において調剤した 後発医薬品のある先発医薬品及び 後発医薬品を合算した規格単位数 量に占める後発医薬品の規格単位 数量の割合が四割以下であること。 ただし、当該保険薬局における処方 箋受付状況を踏まえ、やむを得ない ものは除く。

[経過措置]

- 第十五の五の二の(1)に係る規定は、<u>令和二年九月三十日</u>までの間に限り、なお従前の例による。
- 3. 後発医薬品の使用数量割合が高い医療機関に重点を置いた評価とするため、後発医薬品使用体制加算及び外来後発医薬品使用体制加算について、後発医薬品の使用数量割合の基準を引き上げる。

改定案

【後発医薬品使用体制加算】 [施設基準]

(1) 後発医薬品使用体制加算 1 の施 設基準

イ (略)

ロ 当該保険医療機関において調 剤した保険薬局及び保険薬剤師 療養担当規則 (昭和三十二年厚生 省令第十六号。以下「薬担規則」 という。) 第七条の二に規定する 後発医薬品(以下単に「後発医薬 品」という。) のある薬担規則第 七条の二に規定する新医薬品(以 下「先発医薬品」という。) 及び 後発医薬品を合算した薬剤の使 用薬剤の薬価(薬価基準)(平成 二十年厚生労働省告示第六十号) 別表に規定する規格単位ごとに 数えた数量(以下「規格単位数量」 という。) に占める後発医薬品の 規格単位数量の割合が九割以上

現 行

【後発医薬品使用体制加算】 「施設基準〕

(1) 後発医薬品使用体制加算 1 の施 設基準

イ (略)

ロ 当該保険医療機関において調 剤した保険薬局及び保険薬剤師 療養担当規則 (昭和三十二年厚生 省令第十六号。以下「薬担規則」 という。) 第七条の二に規定する 後発医薬品(以下単に「後発医薬 品」という。) のある薬担規則第 七条の二に規定する新医薬品(以 下「先発医薬品」という。) 及び 後発医薬品を合算した薬剤の使 用薬剤の薬価(薬価基準)(平成 二十年厚生労働省告示第六十号) 別表に規定する規格単位ごとに 数えた数量(以下「規格単位数量」 という。) に占める後発医薬品の 規格単位数量の割合が八割五分

であること。

ハ・ニ (略)

(2) 後発医薬品使用体制加算2の施 設基準

イ (略)

ロ 当該保険医療機関において調 剤した後発医薬品のある先発医 薬品及び後発医薬品を合算した 規格単位数量に占める後発医薬 品の規格単位数量の割合が<u>八割</u> 五分以上であること。

ハ・二 (略)

(3) 後発医薬品使用体制加算3の施 設基準

イ (略)

ロ 当該保険医療機関において調 剤した後発医薬品のある先発医 薬品及び後発医薬品を合算した 規格単位数量に占める後発医薬 品の規格単位数量の割合が<u>七割</u> 五分以上であること。

ハ・ニ (略)

【外来後発医薬品使用体制加算(処方 料)】

[施設基準]

(1) 外来後発医薬品使用体制加算 1 の施設基準

イ (略)

口 当該保険医療機関において調 剤した後発医薬品のある薬担規 則第七条の二に規定する新医薬 品(以下「先発医薬品」という。) 及び後発医薬品を合算した薬剤 の使用薬剤の薬価(薬価基準)(平 成二十年厚生労働省告示第六十 号)別表に規定する規格単位ごと に数えた数量(以下「規格単位数 量」という。)に占める後発医薬 品の規格単位数量の割合が<u>九割</u> 以上であること。

ハ・ニ (略)

(2) 外来後発医薬品使用体制加算 2

以上であること。

ハ・ニ (略)

(2) 後発医薬品使用体制加算2の施 設基準

イ (略)

ロ 当該保険医療機関において調 剤した後発医薬品のある先発医 薬品及び後発医薬品を合算した 規格単位数量に占める後発医薬 品の規格単位数量の割合が<u>八割</u> 以上であること。

ハ・ニ (略)

(3) 後発医薬品使用体制加算3の施 設基準

イ (略)

ロ 当該保険医療機関において調 剤した後発医薬品のある先発医 薬品及び後発医薬品を合算した 規格単位数量に占める後発医薬 品の規格単位数量の割合が<u>七割</u> 以上であること。

ハ・ニ (略)

【外来後発医薬品使用体制加算(処方 料)】

[施設基準]

(1) 外来後発医薬品使用体制加算 1 の施設基準

イ(略)

口 当該保険医療機関において調 剤した後発医薬品のある薬担規 則第七条の二に規定する新医薬 品(以下「先発医薬品」という。) 及び後発医薬品を合算した薬剤 の使用薬剤の薬価(薬価基準)(成二十年厚生労働省告示第六十 号)別表に規定する規格単位ごと に数えた数量(以下「規格単位数 量」という。)に占める後発医薬 品の規格単位数量の割合が八割 五分以上であること。

ハ・ニ (略)

(2) 外来後発医薬品使用体制加算 2

の施設基準

イ (略)

ロ 当該保険医療機関において調 剤した後発医薬品のある先発医 薬品及び後発医薬品を合算した 規格単位数量に占める後発医薬 品の規格単位数量の割合が<u>八割</u> 五分以上であること。

ハ・ニ (略)

(3) 外来後発医薬品使用体制加算3 の施設基準

イ (略)

ロ 当該保険医療機関において調 剤した後発医薬品のある先発医 薬品及び後発医薬品を合算した 規格単位数量に占める後発医薬 品の規格単位数量の割合が<u>七割</u> 五分以上であること。

ハ・二 (略)

の施設基準

イ (略)

ロ 当該保険医療機関において調 剤した後発医薬品のある先発医 薬品及び後発医薬品を合算した 規格単位数量に占める後発医薬 品の規格単位数量の割合が<u>七割</u> 五分以上であること。

ハ・二 (略)

(3) 外来後発医薬品使用体制加算3 の施設基準

イ (略)

ロ 当該保険医療機関において調 剤した後発医薬品のある先発医 薬品及び後発医薬品を合算した 規格単位数量に占める後発医薬 品の規格単位数量の割合が<u>七割</u> 以上であること。

ハ・ニ (略)

【IV-1 後発医薬品やバイオ後続品の使用促進-②】

② バイオ後続品の使用促進

第1 基本的な考え方

バイオ後続品に係る患者への適切な情報提供を推進する観点から、外 来化学療法を実施している患者に対して、バイオ後続品を導入する場合 について新たな評価を行う。

第2 具体的な内容

外来化学療法を実施している患者に対して、バイオ後続品に関する情報を提供した上で、当該患者の同意を得て、バイオ後続品を導入した場合の評価を新設する。

改定案	現行
【第6部 注射】	【第6部 注射】
通則	通則
<u>7</u> 前号に規定する場合であって、	(新設)
当該患者に対し、バイオ後続品に	
係る説明を行い、バイオ後続品を	
使用した場合は、バイオ後続品導	
入初期加算として、当該バイオ後	
<u>続品の初回の使用日の属する月</u>	
<u>から起算して3月を限度として、</u>	
月1回に限り150点を更に所定点	
数に加算する。	
※ 外来腫瘍化学療法診療料(新設)	
<u>についても同様の加算を設ける。</u>	

【Ⅳ-3 市場実勢価格を踏まえた適正な評価等-④】

④ 人工腎臓の評価の見直し

第1 基本的な考え方

包括される医薬品の実勢価格や、HIF-PH 阻害剤の使用実態等を踏まえ、 人工腎臓について評価の在り方を見直す。

第2 具体的な内容

人工腎臓において HIF-PH 阻害剤を用いる場合について、その使用実態を踏まえ、HIF-PH 阻害剤の費用を包括して評価することとする。また、人工腎臓に係る包括薬剤の実勢価格等を踏まえ、要件及び評価を見直す。

改 定 案	現行
77 70 77	77 17
【人工腎臓(1日につき)】	【人工腎臓(1日につき)】
1 慢性維持透析を行った場合 1	1 慢性維持透析を行った場合 1
イ 4時間未満の場合 <u>1,8</u>	85点 イ 4時間未満の場合(別に厚生労
	働大臣が定める患者に限る。)
	1,924点
ロ 4時間以上5時間未満の場	場合 ロ 4時間以上5時間未満の場合
	45点 (別に厚生労働大臣が定める患
	者に限る。) 2,084点
ハ 5時間以上の場合 2,1	80点 ハ 5時間以上の場合 (別に厚生労
<u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>	働大臣が定める患者に限る。)
	2, 219点
(削除)	<u>ニ 4 時間未満の場合 (イを除く。)</u>
(IIIPA)	1.798点
(削除)	ホ 4時間以上5時間未満の場合
(1) (1)	<u> </u>
(削除)	<u> </u>
(日)[赤/	2,093点
 2 慢性維持透析を行った場合 2	
イ 4 時間未満の場合 <u>1,8</u>	45点 イ 4時間未満の場合 (別に厚生労
	<u>働大臣が定める患者に限る。)</u>
	<u>1,884点</u>
ロ 4時間以上5時間未満の場	
2, 0	<u>05点 (別に厚生労働大臣が定める患</u>
	<u>者に限る。)</u> 2,044点
ハ 5時間以上の場合 2,1	35点 ハ 5時間以上の場合 (別に厚生労
	働大臣が定める患者に限る。)

(削除)

(削除)

(削除)

- 3 慢性維持透析を行った場合 3 イ 4 時間未満の場合 <u>1,805点</u>
 - 口 4時間以上5時間未満の場合1,960点
 - ハ 5時間以上の場合 2,090点

(削除)

(削除)

(削除)

[算定要件]

- (7) 人工腎臓の所定点数に含まれる ものの取扱いについては、次の通り とする。
 - ア 「1」から「3」までの場合(「注 13」の加算を算定する場合を含 む。)には、透析液(灌流液)、 血液凝固阻止剤、生理食塩水、エ リスロポエチン製剤、ダルベポエ チン製剤、エポエチンベータペゴ ル製剤及びHIFーPH阻害剤 の費用は所定点数に含まれてお り、別に算定できない。(中略)
 - イ 「1」から「3」までにより算 定する場合(「注13」の加算を算 定する場合を含む。)においても、 透析液(灌流液)、血液凝固阻止

2.174点

1.844点

- <u>二</u> 4時間未満の場合(イを除く。) 1,758点
- <u>ホ 4時間以上5時間未満の場合</u> (ロを除く。) 1,918点
- <u>へ</u> 5時間以上の場合(ハを除く。) 2,048点
- 3 慢性維持透析を行った場合3 イ 4時間未満の場合<u>(別に厚生労</u> <u>働大臣が定める患者に限る。)</u>
 - ロ 4時間以上5時間未満の場合(別に厚生労働大臣が定める患者に限る。)1,999点
 - ハ 5 時間以上の場合 (別に厚生労 働大臣が定める患者に限る。) 2,129点
 - <u>ユ</u> 4時間未満の場合(イを除く。) 1,718点

 - <u>へ</u> 5時間以上の場合(ハを除く。) 2,003点

[算定要件]

- (7) 人工腎臓の所定点数に含まれる ものの取扱いについては、次の通り とする。
 - ア 「1」から「3」までの場合(「注 13」の加算を算定する場合を含む。)には、透析液(灌流液)、血液凝固阻止剤、生理食塩水、エリスロポエチン製剤、ダルベポエチン製剤、エポエチンベータペゴル製剤及びHIF-PH阻害剤はの費用(HIF-PH阻害剤は「イ」から「ハ」までの場合に限る。)は所定点数に含まれており、別に算定できない。(中略)
 - イ 「1」から「3」までにより算 定する場合(「注13」の加算を算 定する場合を含む。)においても、 透析液(灌流液)、血液凝固阻止

剤、生理食塩水、エリスロポエチン製剤、ダルベポエチン製剤、エポエチンベータペゴル製剤及びHIF-PH阻害剤の使用について適切に行うこと。また、慢性維持透析患者の貧血の管理に当たっては、関係学会が示している腎性貧血治療のガイドラインを踏まえ適切に行うこと。

(24) 「1」から「3」までの場合(「注 13」の加算を算定する場合を含む。) については、HIF-PH阻害剤は 当該医療機関において院内処方す ることが原則である。なお、同一の 患者に対して、同一診療日にHIF -PH阻害剤のみを院内において 投薬する場合には、区分番号「F4 00」処方箋料の(9)の規定にかか わらず、他の薬剤を院外処方箋によ り投薬することとして差し支えな い。

[施設基準]

二の二 人工腎臓に規定する厚生労 働大臣が定める施設基準等 (削除)

(1)~(7) (略)

別表第十の三 人工腎臓に規定する 薬剤 エリスロポエチン ダルベポエチン エポエチンベータペゴル HIF-PH阻害剤 剤、生理食塩水、エリスロポエチン製剤、ダルベポエチン製剤、エポエチンベータペゴル製剤及び HIF-PH阻害剤 (院内処方されたものに限る。) の使用について適切に行うこと。また、慢性維持透析患者の貧血の管理に当たっては、関係学会が示している腎性貧血治療のガイドラインを踏まえ適切に行うこと。

(24) 「1」から「3」までのうち、「二」から「へ」までの場合(「注 13」の加算を算定する場合を含む。)
 には、HIF-PH阻害剤の服薬状況について、診療録に記載すること。

[施設基準]

- ニのニ 人工腎臓に規定する厚生労 働大臣が定める施設基準等
- (1) 人工腎臓に規定する患者HIF-PH阻害剤を院外処方しでいる患者以外の患者(2)~(8) (略)
- 別表第十の三 人工腎臓に規定する 薬剤

エリスロポエチン ダルベポエチン エポエチンベータペゴル HIF-PH阻害剤<u>(院内処方され</u> たものに限る。) 【Ⅳ-7 医師·病棟薬剤師と薬局薬剤師の協働の取組による医薬品の適正使用等の推進 -①】

① 医薬品の給付の適正化

第1 基本的な考え方

薬剤給付の適正化の観点から、湿布薬を処方する場合に、処方箋等に理由を記載することなく処方ができる枚数の上限を見直す。

第2 具体的な内容

医師が医学的必要性を認めた場合を除き、外来患者に対して、保険給付の範囲内で処方できる湿布薬の上限枚数を、1処方につき 70 枚までから 63 枚までに変更する。

改定案 現行 【第5部 投薬】 【第5部 投薬】

【男り部 技楽』

通則

5 入院中の患者以外の患者に対 して、1処方につき63枚を超えて 湿布薬を投薬した場合は、区分番 号FOOOに掲げる調剤料、区分 番号F100に掲げる処方料、区 分番号 F 2 0 0 に掲げる薬剤(当 該超過分に係る薬剤料に限る。)、 区分番号F400に掲げる処方 箋料及び区分番号 F 5 0 0 に掲 げる調剤技術基本料は、算定しな い。ただし、医師が疾患の特性等 により必要性があると判断し、や むを得ず63枚を超えて投薬する 場合には、その理由を処方箋及び 診療報酬明細書に記載すること で算定可能とする。

【第5部 投薬】 通則

5 入院中の患者以外の患者に対 して、1処方につき70枚を超えて 湿布薬を投薬した場合は、区分番 号FOOOに掲げる調剤料、区分 番号F100に掲げる処方料、区 分番号 F 2 0 0 に掲げる薬剤(当 該超過分に係る薬剤料に限る。)、 区分番号F400に掲げる処方 箋料及び区分番号F500に掲 げる調剤技術基本料は、算定しな い。ただし、医師が疾患の特性等 により必要性があると判断し、や むを得ず70枚を超えて投薬する 場合には、その理由を処方箋及び 診療報酬明細書に記載すること で算定可能とする。

【Ⅳ-8 効率性等に応じた薬局の評価の推進一①】

① 調剤基本料の見直し

第1 基本的な考え方

調剤基本料について、損益率の状況等を踏まえ、同一グループ全体の 処方箋受付回数が多い薬局及び同一グループの店舗数が多い薬局に係る 評価を見直す。

第2 具体的な内容

- 1. 調剤基本料3の口(同一グループの保険薬局における処方箋の受付回数の合計が月に40万回を超える場合)の対象となる薬局に、同一グループの店舗数が300以上であって、特定の保険医療機関からの処方箋受付割合に係る要件について、85%を超える薬局を対象に追加する。
- 2. 同一グループの保険薬局における処方箋の受付回数の合計が月に 40万回を超える又は同一グループの店舗数が 300 以上である薬局について、特定の保険医療機関からの処方箋受付割合が 85%以下の場合の評価を新設する。

改定案	現行
【調剤基本料】	【調剤基本料】
1・2 (略)	1・2 (略)
3 調剤基本料3	3 調剤基本料3
イ 21点	イ <u>同一グループの保険薬局(財務</u>
	上又は営業上若しくは事業上、緊
	密な関係にある範囲の保険薬局
	<u>をいう。以下この表において同</u>
	じ。)による処方箋受付回数3万
	5千回を超え40万回以下の場合
	21点
口 16点	ロ <u>同一グループの保険薬局によ</u>
	<u>る処方箋受付回数40万回を超え</u>
	<u>る場合</u>
	16点
<u>ハ</u> 32点	(新設)
[施設基準]	[施設基準]
(4) 調剤基本料3の口の施設基準	(4) 調剤基本料3の口の施設基準
同一グループの保険薬局における	同一グループの保険薬局における

処方箋の受付回数の合計が一月に四十万回を超える<u>又は同一グループの</u>保険薬局の数が三百以上のグループに属する保険薬局(二の二の(1)に該当するものを除く。)のうち、次のいずれかに該当する保険薬局であること。

イ・ロ (略)

(5) 調剤基本料3のハの施設基準

同一グループの保険薬局における 処方箋の受付回数の合計が一月に四 十万回を超える又は同一グループの 保険薬局の数が三百以上のグループ に属する保険薬局((2)、(4)のロ又 は二の二の(1)に該当するものを除 く。)のうち、特定の保険医療機関 に係る処方箋による調剤の割合が八 割五分以下であること。 処方箋の受付回数の合計が一月に四 十万回を超えるグループに属する保 険薬局(二の二の(1)に該当するもの を除く。)のうち、次のいずれかに 該当する保険薬局であること。

イ・ロ (略)

(新設)

【Ⅳ-8 効率性等に応じた薬局の評価の推進-②】

② 特別調剤基本料の見直し

第1 基本的な考え方

特別調剤基本料について、医薬品の備蓄の効率性等を考慮し、評価を 見直す。

第2 具体的な内容

1. 特別調剤基本料の点数を引き下げる。

改 定 案 【調剤基本料】 「算定要件〕

注2 別に厚生労働大臣が定める保 険薬局においては、注1本文の規 定にかかわらず、特別調剤基本料 として、処方箋の受付1回につき 7点を算定する。

<調剤技術料>

区分00 調剤基本料

6 次に掲げる調剤基本料に規定する加算及び減算について、これらのうち複数に該当する場合は、最初に所定点数に「注3」(100分の80)及び「注4」(100分の50)のうち該当するものを乗じ、次に「注5」(地域支援体制加算)、「注6」(連携強化加算)、「注7」(後発医薬品減算)のうち該当するものの加算等を行い、最後に小数点以定する。ただし、当該点数が3点未満になる場合は、3点を算定する。

現 行

[算定要件]

注2 別に厚生労働大臣が定める保 険薬局においては、注1本文の規 定にかかわらず、特別調剤基本料 として、処方箋の受付1回につき 9点を算定する。

<調剤技術料>

区分00 調剤基本料

6 次に掲げる調剤基本料に規定する加算及び減算について、これらのうち複数に該当する場合は、最初に所定点数に「注3」(100分の80)及び「注4」(100分の50)のうち該当するものを乗じ、次に「注5」(地域支援体制加算)、「注6」(後発医薬品調剤体制加算)及び「注7」(後発医薬品減算)のうち該当するものの加算等を行い、最後に小数点以下第一位を四捨五入した点数を算定する。

2. 特別調剤基本料を算定する保険薬局について、調剤基本料における加算の評価を見直す。

「Ⅲ-6-①」及び「Ⅳ-1-①」を参照のこと。

令和4年度診療報酬(調剤報酬)改定に係る答申を受けて

本日、中央社会保険医療協議会において、令和4年度診療報酬改定について後藤厚生労働大臣に答申がなされました。

今回は、社会保障審議会(医療保険部会・医療部会)の改定基本方針で示された「新型コロナウイルス感染症等にも対応できる効率的・効果的で質の高い医療提供体制の構築」「患者・国民にとって身近であって、安心・安全で質の高い医療の実現」「効率化・適正化を通じた制度の安定性・持続可能性の向上」等に基づき、調剤関連では「かかりつけ薬剤師の機能の評価」「薬局・薬剤師業務の対物中心から対人中心への転換の推進」「医療におけるICT利活用・デジタル化への対応」などを中心に議論が行われました。

具体的には、かかりつけ薬剤師と連携する他の薬剤師が対応した場合の評価、 医療的ケア児に着目した薬学的管理の評価、オンライン資格確認システムを通じ た患者情報等の活用等に係る評価などが新設されました。一方、服薬情報等提供 料、服用薬剤調整支援料、後発医薬品調剤体制加算等の見直しも行われました。 さらに、地域支援体制加算については地域医療への貢献に係る体制や実績に応じ た類型化と連携強化加算が新設され、地域医療における薬剤師・薬局の貢献がさ らに重要性を増しているものと理解しております。

また、これまで指摘されてきた調剤料の在り方については、調剤料と薬剤服用 歴管理指導料に係る業務内容を整理し、新たに「薬剤調製料」「調剤管理料」「服 薬管理指導料」として再編成されました。これは、対物中心から対人中心へ業務 の転換を進める観点から、薬剤師・薬局業務の評価の在り方が患者志向へと前進 したものと考えております。

さらに、症状が安定している患者について、薬剤師による服薬管理の下、一定期間内に処方箋の反復利用を可能とするリフィル処方箋の仕組みが導入されました。リフィル処方箋の導入によって、医師・薬剤師の連携体制の強化を目指すうえで、薬剤師の担う責任はさらに大きくなると同時に、薬物治療における薬剤師の役割に期待が寄せられているものと受け止めております。

今回の改定は、2024年の診療報酬と介護報酬の同時改定、2025年の地域包括ケアシステムの実現を見据えた超高齢化社会を意識した内容となっており、地域住民・患者への医薬品アクセスや安全・安心な医薬品使用の確保等について、薬剤師・薬局が多職種と連携し、その機能をさらに発揮することへの期待を鮮明に示した内容と理解しております。本会としては、今改定の趣旨やそこに込められた社会からの期待や要請に的確に応えられるよう、引き続き努力して参る所存です。

令和4年2月9日 日本薬剤師会会長 山本信夫